

平成 2 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 7 年 8 月 3 1 日開会

平成 2 7 年 9 月 2 8 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

8 月 3 1 日

平成27年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成27年8月31日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第20号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第25 報告第7号 平成26年度北杜市健全化判断比率報告の件

日程第26	報告第8号	平成26年度北杜市資金不足比率報告の件
日程第27	報告第9号	平成26年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
日程第28	報告第10号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第29	議案第69号	北杜市立認定こども園条例の制定について
日程第30	議案第70号	北杜市立病児・病後児保育園条例の制定について
日程第31	議案第71号	北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第72号	北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第73号	北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第34	議案第74号	北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第75号	北杜市営住宅条例等の一部を改正する条例について
日程第36	議案第76号	平成27年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
日程第37	議案第77号	平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第38	議案第78号	平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第39	議案第79号	平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第40	議案第80号	工事請負契約の締結について（水道施設遠隔監視システム整備工事）
日程第41	議案第81号	工事請負契約の締結について（子育て支援住宅大泉団地建築主体工事）
日程第42	議案第82号	財産の貸付について
日程第43	議案第83号	市道路線の認定について
日程第44	選挙第5号	牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第45	選挙第6号	奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第46	請願第2号	少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

4番	福井俊克	6番	加藤紀雄
7番	原 堅志		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	大泉総合支所長	浅川正人
小淵沢総合支所長	高橋一成	白州総合支所長	赤羽久
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
管財課長	中山晃彦	代表監査委員	三井英雄

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 “ 田中伸

開会 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

平成27年第3回北杜市議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本年は全国各地で大気の状況が不安定となり局地的な豪雨などによる被害が発生し、また地震や火山の警戒情報などの報道がされております。

このような中、昨日多くの市民や関係機関のご参加のもと災害に備えた北杜市総合防災訓練が大規模に行われ、また各地区におきましてもそれぞれの地域の実情に合った実践的な訓練が行われました。改めて日ごろの備えの大切さを痛感したところでもあります。

さて本年は地方創生元年と言われています。将来にわたり活力ある北杜市を維持していくためには地方創生を多くの分野の方々と共有し、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

今議会は平成26年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各におかれましては健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、平成27年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお武井長坂総合支所長は一身上の都合により、本日は会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき市長から通告がありました。提出議案は認定22件、報告4件、議案15件であります。

次に、今定例会において受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に7月3日、経済環境常任委員会がクリーンエナジー清里の杜の土砂流出の件について所管の調査を実施し、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に7月30日に全国市議会議長会建設運輸委員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

次に7月31日、羽村市議会との交流事業を実施し議員18名が参加いたしました。

次に8月6日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、議員17名が参加いたしました。

次に監査委員から5月から7月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に峡北広域行政事務組合議会から報告がございします。

峡北広域行政事務組合 中嶋新君、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

平成27年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会および第2回臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

はじめに平成27年第1回の議会臨時会が6月30日に開催され、齊藤功文議員、福井俊克議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中山宏樹議員、清水進議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の9人が出席し、保坂多枝子議員は一身上の都合により欠席されました。

議案等の概要について説明いたします。

今回、提出されました議案は選挙案件1件、報告案件4件、承認案件1件、契約案件2件の計8件であります。

はじめに議長の選挙についてであります。

小尾直知議員が組合議会議員を辞職されたことから議長選挙が行われ、指名推選により私、中嶋新が選出されました。

次に事故繰越し繰越計算書について（常備消防特別会計）であります。

平成26年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算について、事故繰越ししたことから地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告がありました。

次に繰越明許費繰越計算書について（常備消防特別会計）であります。

平成26年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算について、翌年度に繰り越したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告がありました。

次に事故繰越し繰越計算書について（ごみ処理特別会計）であります。

平成26年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳出予算について、事故繰越ししたことから地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告がありました。

次に繰越明許費繰越計算書について（ごみ処理特別会計）であります。

平成26年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳出予算について、翌年度に繰り越したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告がありました。

次に専決処分の承認を求めることについてであります。

平成26年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第5号）について、新庁舎建設事業に伴う用地交渉において、一部の用地について地権者の同意が得られず計画変更を行い、それに伴い事業費の減額と財源更正等が必要となったことから地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ1,768万円を減額し、繰越明許費を1,949万円減額、用地取得にかかる起債借入額を1,850万円減額したものであります。

次に高規格救急自動車購入契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに峡北広域行政事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求める必要があることから提出されたものであります。

契約内容につきましては契約金額2,844万7,200円。配備場所は葦崎消防署須玉分署であります。

次に消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに峡北広域行政事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求める必要があることから提出されたものであります。

契約内容につきましては契約金額3,240万円。配備場所は北杜消防署高根分署であります。

以上8議案、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

次に平成27年第2回の議会臨時会が8月20日に開催され、齊藤功文議員、福井俊克議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中山宏樹議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

議案等の概要について説明いたします。

条例案件1件、補正予算案件2件の計3件であります。

はじめに峡北広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が平成27年10月1日に施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する「特定警察職員等」について定義する条項が削除され、同様の内容が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則に新たに規定されることから、峡北広域行政事務組合職員の再任用に関する条例（平成13年峡北広域行政事務組合条例第2号）に所要の改正が必要となるため、条例の一部を改正するものであります。

次に平成27年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ921万9千円を追加するもので、歳入については高規格救急自動車購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定による国庫支出金の追加および消防ポンプ自動車購入に関し、充当率が高く交付税算入の率が高い有利な起債の借り入れが可能となったことによる組合債の増額により、財源が確保できたことから繰入金の減額を行うものです。

歳出については、新庁舎整備事業における水路敷きの払い下げから付け替え工事への変更による事業費の減額分と緊急車両等の契約差金の減額分等について、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に平成27年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2,142万円を追加するもので、歳入については構成市からの負担金と財政調整基金繰入金を充てるものです。

歳出については、新ごみ処理施設建設事業における換地計画原案修正等に伴う龍岡町土地改良区負担金、国有財産取得および用地確定のための測量業務委託等による委託料の増額などあります。

以上3議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

次に山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会、上村英司君、報告をお願いいたします。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 平成27年第1回臨時会報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

平成27年第1回臨時会が山梨県自治会館2階研修室において7月8日に開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は条例案件1件、承認案件2件、同意案件3件の計6件であります。

まず同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについては、山梨県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項および第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長を選任し議会の同意を求めたものであります。

次に同意第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについては、山梨県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員を選任し議会の同意を求めたものであります。

次に同意第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員を選任し議会の同意を求めたものであります。

次に承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めたものであります。

次に承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について専決処分をしたことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めたものであります。

次に議案第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定については行政手続法の一部が改正され、行政指導を行う際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの手続き等が追加されたことから所要の改正を行い可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

○議長（千野秀一君）

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

4番議員 福井俊克君

6番議員 加藤紀雄君

7番議員 原 堅志君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（千野秀一君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月31日から9月28日までの29日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月28日までの29日間とすることに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第3 認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第43 議案第83号 市道路線の認定についてまでの41件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成27年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出しました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の夏は梅雨明け以降、県内をはじめ全国的に猛暑が続きましたが、最近は朝晩だいぶ涼しくなってきました。本市においても長期にわたる真夏日と少ない降水量の影響で、米の高温障害による品質低下が心配されました。しかし今年も黄金色に波打つ稲穂の田園風景となり、良質な梨北米の収穫を期待するところであります。

この夏も今月1日の八ヶ岳ホースショー in こぶちさわを皮切りに北杜ふるさと祭り、大泉ふるさと夏祭り、明野ふるさと納涼まつり、甲斐駒エリアふるさと祭りを、民間でも清里フィールドバレエ、八ヶ岳薪能などが開催され多くの皆さまに楽しんでいただけたところであります。

また明野サンフラワーフェスも好天に恵まれ、市内外から20万人を超える方々にお越しいただき60万本のヒマワリを満喫していただきました。

これからは須玉甲斐源氏祭り、台ヶ原宿市、ポールラッシュ祭、八ヶ岳ロードレース、浅尾ダイコンまつり、甲斐駒の里名水まつりや体育祭、文化祭などが開催されます。

市民の皆さまをはじめ多くの観光客にお越しいただき、一流の田舎まちに触れていただくことを期待するとともに実行委員会等、関係者の方々のご尽力に対し心から感謝申し上げます。

ところで、先月イギリスで開催された世界最大級・最高権威の酒類品評会「インターナショナル・ワイン・チャレンジ2015」日本酒部門において白州町の「七賢 大中屋」が金賞に、経済産業省の日本が誇るふるさと名物として「七賢 絹の味 純米大吟醸」が選ばれました。

なお、ふるさと名物には武川町の陶房窯八のワイン碗も選定されたところであります。

また、イギリスで開催された世界的な酒類大会「第20回インターナショナル・スピリッツ・チャレンジ2015」ウイスキー部門において、サントリー白州蒸溜所の「白州25年」が金

賞を受賞しました。

ともに天然水と長年にわたる高い技術によって生み出されたもので、世界に誇る水の山プロジェクトも勢いづくものと思うところであります。

一方、第44回山梨県自然保護大会において、長坂町のほたるの里秋葉公園・ほたるの会が地域自然保護 功労者表彰を受賞しました。ほたるの住める環境づくりへの地域活動が認められたことは大変喜ばしいことであります。

また第38回全日本おかあさんコーラス全国大会が開催され、女性合唱団フォンティーンが関東支部代表として出場し、おかあさんコーラス賞と選考委員奨励賞を受賞しました。全国大会初出場での快挙には心から拍手を送るところであります。

さて第15回全国こども陶芸展 in かさまにおいて、小淵沢中学校1年生の清水望愛さんの「水面の太陽」と名付けられた作品が茨城県笠間市長賞を受賞しました。また国土交通省主催の第37回全日本中学生 水の作文コンクールにおいて甲陵中学校2年生の小林礼佳さんの「先人達が残した水の恵み」と題した作文が優秀賞の栄誉を受け、第37回少年の主張山梨県大会においては、高根中学校3年の中村杏さんの「過疎化について考える」と題した主張が最優秀賞に選ばれました。

スポーツにおいては第39回全日本ジュニア障害馬術大会2015において、小淵沢中学校2年生の堀田駿さんがチルドレンライダー 障害飛越選手権で第2位に入賞しました。また中学生の硬式野球チーム 北杜ボーイズが第46回日本少年野球選手権大会へ県代表として初出場し見事ベスト16となり、子どもたちの大きな自信につながったと思うところであります。

いずれの活躍も原っぱ教育の成果の表れとして喜んだところであります。

このように子どもたちをはじめ団体・企業等の素晴らしい活躍は、日ごろのたゆまぬ努力の賜物であるとともに市の財産であります。関係いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

さて、国では地方創生の進むべき方向を国や自治体が確認するためのまち・ひと・しごと創生基本方針を6月に決定しました。

本市においてはふるさと創生にスピード感を持って取り組むため、これまでに北杜市ふるさと創生会議を3回開催し、広くご意見を伺ったところであります。

ご意見をもとに本市の人口の将来展望と定住人口の維持・増加を図りながら、持続可能で活力あるまちづくりを進める施策を掲げた北杜市人口ビジョン・総合戦略をまとめたところであります。

人口ビジョンの将来人口展望では子育て支援策等の継続的な実施により当面は現状を維持し、25年後の平成52年には国の推計を7千人上回る4万人を確保していくことといたしました。

また総合戦略では若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流・観光、そして生活環境づくりの5項目を重点プロジェクトとしたところであります。

合併時には1,009億円あった市債残高も本年度末には691億円となる見込みなど、財政の健全化が図られてきていることから少子化対策、定住促進を積極的に取り組んでいくこととしました。

主な施策としては、まず子育て支援の充実であります。

子どもたちが集団生活の中で学び成長することができる環境を整備するため、保育所型認定こども園の設置を保護者の利便性を考慮して須玉保育園、長坂保育園の小泉分園および白州保

育園の3園において来年4月から行うこととしたところであります。保護者の就労等を問わず受け入れができることから就学前の子育て環境の充実が図れるものと考えております。

なお、保育園通園バスについては、今後の保育園運営やその他の子育て支援施策と総合的に検討することから当面の間は現状のまま運行することとしたところであります。

また病児・病後児保育については近隣に医療機関があることから、また既存施設を有効的に活用することとし、来年1月から試験的に現在休園中の長坂保育園秋田分園で開設してまいります。

運営には市内医療機関との連携が必要となることから、北杜市医師会のご協力をいただけるよう現在、調整を進めております。

次に、住まいづくりへの支援であります。

子育て世代の生活の拠点となる新たな住まいの取得に対して支援を行うため、50歳未満の世帯による住宅の建築や購入、リフォーム、増築などに150万円を限度として補助してまいりたいと考えております。

また、子育て支援住宅については子育て支援住宅須玉団地が今年18日に完成し24日には竣工式を行いました。安心して子育てができる住環境において子どもたちがすこやかに成長することを願っております。

なお、大泉団地については平成29年1月、また武川団地についても平成30年1月の入居を目指して準備を進めているところであります。

一方、賃貸住宅等への建設補助については市内へ就業者の生活拠点を確保するため、社員寮を建設する企業や就業者のアパートを建設する事業者に対し、1戸当たり60万円を限度に補助してまいりたいと考えております。

また空き家バンクについては行政区長を通じ地区内の空き家に関する情報提供をいただき、新たに4件を登録いたしました。しかし、移住者の受け皿は十分とはいえない状況にあることから、空き家バンク登録物件において残置する家財道具の処分および住宅の清掃費用に対して1戸当たり20万円を限度に補助し、空き家所有者の経済的な負担を軽減することにより空き家バンクへの登録が促進され、市内への移住定住が増加することを期待するものであります。

これら総合戦略にかかる関連事業の一部については、本定例会において補正予算をお願いしているところであります。

次に、八ヶ岳定住自立圏についてであります。

先月1日に圏域3市町村長による定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。その後、国が示す生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化および圏域マネジメント能力の強化の3つの政策分野に基づき観光振興、農林水産業振興、教育・文化、地域公共交通、移住促進および職員交流等の事業概要をまとめ、今年12日に3市町村の民間や地域の関係者を委員とする八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会において、26事業の具体的な取り組み内容を盛り込んだ共生ビジョンを決定したところであります。

具体的な取り組みとして生活機能の強化では「住んでよし、訪れてよし」の選ばれる観光地域づくりを目指し、八ヶ岳ツーリズムマネジメントと連携して観光地の空間形成、宿泊滞在プログラムの造成、インバウンド対応による地域資源と受入環境を磨き上げ誘客を図ってまいります。

また、圏域内における2次交通の整備や観光周遊バスを整備することにより観光誘客および

観光消費額の増加を図るとともに、玄関口である道の駅こぶちさわの駐車場を整備し、入り込み客数の増加を図り移住定住につなげてまいります。

なお、市内ホールにおいて圏域住民へ一流の芸術文化の鑑賞会や子育て世代を対象としたミュージカル等の芸術事業を提供し、本物の芸術文化に触れる機会も充実したいと考えております。

2つ目の結びつきやネットワークの強化において、本市と県境で接する富士見町は生活圏として交流があることから住民の移動手段を確保することにより、圏域内の温泉施設や医療機関などの相互利用を図ってまいります。

また、独身者に出会いの場を提供する出会いイベントの開催や首都圏の独身女性が利用できる新宿発の直行バスを運行し、各種イベントへ参加していただくシンデレラエクスプレス運行事業を実施することにより、若い世代の結婚の希望をかなえ定住につなげてまいります。

3つ目の圏域マネジメント能力の強化として、市町村職員の資質とマネジメント能力の向上を目的に定住自立圏で取り組む課題など、共通するテーマの職員合同研修会を開催することにより職員相互のネットワークの構築を図るものであります。

これら定住自立圏にかかる関連事業の一部については、本定例会において補正予算をお願いしているところであります。

次に、健全化判断比率および普通交付税についてであります。

合併時から重点的に財政の健全化に取り組んできた結果、健全化判断比率の実質公債費比率が昨年度の12.9%から1.9ポイント改善して11.0%となり、将来負担比率も昨年度の52.8%から25.9ポイント改善して26.9%となり、近年では県内13市の中でも上位に位置するまでの大幅な改善を図ることができました。

行財政改革での取り組みの成果であります。改めてご理解・ご協力をいただきました市民の皆さまへ感謝を申し上げます。

一方で、先月24日に本市の普通交付税として111億2千万円余が決定されましたが、本年度から合併特例措置の段階的縮減が始まった影響により、対前年度比で約2億円の減額となりました。

本年度の算定基準に基づくと、合併に伴う特例措置のすべてがなくなった段階での影響額は約32億円と見込まれていることから、平成31年度までの特例措置期間内において北杜市総合戦略に掲げる諸事業を重点的に展開する一方、特例措置終了を見据え引き続き行財政改革を進め持続可能な財政運営、ならびに財源の確保に努めてまいります。

次に、個人番号の通知についてであります。

マイナンバー法の施行に伴い本年10月5日以降、住民票を有するすべての住民の方に個人番号を通知するための通知カードが交付されます。交付の方法は世帯単位で簡易書留により郵送することとしております。通知カードは個人番号のほか氏名、住所、生年月日、性別が記載され、社会保障・税分野におけるさまざまな場面において個人番号を証明する重要なカードですので、大切に保管していただき紛失などに注意をしていただくよう広報誌等で周知してまいります。

次に、防災ラジオについてであります。

平成22年から防災行政無線の整備を進め、昨年度すべての地域の整備を完了したところであります。しかし、防災無線が聞き取りにくい地域があることから災害時等にFM放送を使用

し、緊急防災情報を提供できる防災ラジオを北杜市消防団活性化検討委員会の意見を伺う中で整備を図っていくことといたしました。

そのためエフエム八ヶ岳との協定に基づく緊急放送をするための設備改修をはじめ、防災ラジオ購入補助および消防団の幹部へ貸与する所要の経費を、本定例会において補正予算のお願いしているところであります。

次に、防災関連の子育て支援についてであります。

「子どもの命を守るために」をテーマに本年度、新たな取り組みとして実施している防災ママワークショップについては先月19日と今月8日に開催し、多くのお母さん方にご参加をいただきました。このワークショップでは母親同士が互いに寄り添い、助け合う仲間づくりを充実させるためネットワークづくりを進めますので、市としてもネットワークの活動を支援するとともに市総合防災訓練に参加していただくなど、母親と連携し安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

次に、市民バスの小型化についてであります。

昨年度から地域公共交通のあり方等について、北杜市地域公共交通会議でご検討いただく中で、児童生徒が通学時に市民バスに乗車している混乗路線においてのスクールバス導入に伴う市民バスの小型化および買い物、駅、通院などの主な目的地と地域を結ぶ新たな運行ルートについて、ご承認いただきました。

本定例会において市民バス・スクールバス車両等の補正予算をお願いし、平成28年度からの運行に向け準備してまいりたいと考えております。

次に、上下水道事業の地方公営企業会計への移行についてであります。

国の公営企業会計の適用拡大へ向けたロードマップに沿って、平成32年4月の地方公営企業会計への移行に向け、現在、基本計画の策定や資産状況を把握するための固定資産台帳の整備を進めているところであります。

本市においては簡易水道事業、下水道事業および農業集落排水事業へ地方公営企業法の全部適用を予定しており、一般行政組織とは区分して財務処理などを行うこととなります。また人口減少等による料金収入の減少や施設の老朽化も想定され、上下水道事業を安定的に継続する上からも効率的かつ機動的な運営が可能となる組織体制への見直しが必要であります。このことから上下水道センターの統合や料金徴収業務の民間委託も視野に入れ、北杜市簡易水道運営委員会や北杜市下水道事業審議会のご意見を伺いながら組織体制等を整備し、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、鳥獣害対策についてであります。

近年、特定鳥獣のニホンジカ等において生息数が急増しているため、管理捕獲数を増やしているところでありますが、埋設場所の確保等が課題となっております。このような中、今回、北杜市野生鳥獣害対策協議会が事業主体となり、ジビエ肉を有効活用した地域の活性化を図るとともに増加する管理捕獲に対応するため、旧明野給食センターを活用してジビエ肉加工処理施設の整備を計画していることから、本定例会において補正予算をお願いしているところであります。

次に、須玉小学校の大規模改修についてであります。

須玉小学校は建築から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、平成29年度までに校舎の大規模改修を実施することとし、仮設校舎建設について本定例会において補正予算を

お願いしているところであります。

次に、芸術文化スポーツ事業についてであります。

芸術文化においては学校体験事業として、先月21日に八ヶ岳やまびこホールにおいて東京墨田区で活動するトリフォニーホール・ジュニア・オーケストラのコンサートを実施しました。参加した小中学生は演奏に合わせて歌ったり、指揮者の体験なども行い同世代の素晴らしい演奏に感銘しておりました。

今後は落語、漫才、狂言を組み合わせたお笑いの文化を楽しむ笑三昧や早稲田大学交響楽団コンサート、北杜市合唱祭などさまざまな芸術文化事業を市内のホールで開催する予定であります。

スポーツでは今月10日、11日の両日に元シドニーオリンピック女子競泳日本代表選手の萩原智子さんによる小学生水泳教室をいずみプールで開催しました。参加した子どもたちは一流選手の指導により、スポーツの素晴らしさや楽しさを実感したところであります。

また、今月23日に韮崎市と北杜市のスポーツ推進委員の企画運営による山梨県スポーツ推進委員スポーツ研修会、ならびに第10回北の杜ふるさとウォーキングinサンメドウズ清里が開催されました。山梨県下のスポーツ推進委員と一般参加者の約600人が雄大なパノラマゲレンデコースを歩き、爽やかな汗を流しリフレッシュされたことと思います。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件22件、条例案件7件、補正予算案件4件、契約案件2件、その他案件2件の合計41案件であります。

はじめに、報告案件をご説明いたします。

報告第7号および報告第8号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により平成26年度の市の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第9号につきましては、平成26年度一般会計予算の継続費が終了したことに伴い地方自治法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に報告第10号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。

続いて、認定案件であります。

認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

続いて条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第69号 北杜市立認定こども園条例の制定についてであります。

子育て環境を充実させるとともに子育て世代の移住定住を図るため、認定こども園を整備することから条例を制定するものであります。

次に議案第70号 北杜市立病児・病後児保育園条例の制定についてであります。

働きながら子育てをする世代への支援を充実させることにより、児童の健全な育成を目指すとともに子育て世代の移住定住を図るため、病児・病後児保育園を整備することから条例を制定するものであります。

次に議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「番号法」の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報の手続について規定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、番号法の施行に伴い個人番号通知カードおよび個人番号カードの再交付を行う際の手数料を規定するほか、所要の改正を行うものであります。

次に議案第73号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行により対象学年が拡大されたことに伴い、放課後児童クラブを増設することから所要の改正を行うものであります。

次に議案第74号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例につきましては、子どもを安心して産み育てる環境の充実により子育て世帯の移住定住を図るため、保護者の医療費の負担軽減を目的とした子ども医療費の助成について、対象年齢を中学3年生までに拡大することから所要の改正を行うものであります。

次に議案第75号 北杜市営住宅条例等の一部を改正する条例についてであります。

移住定住人口の増加を図るため、市営住宅への入居条件である連帯保証人の要件を緩和することから所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第76号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

子育て世代の住宅購入やリフォームへの助成、空き家バンク登録者が行う空き家の清掃等への助成、就労者が入居する賃貸住宅の建設への助成、病児・病後時保育園の開設、子ども医療費助成の対象年齢の中学3年生までの拡大など北杜市総合戦略に基づく事業を行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に八ヶ岳観光圏の総合窓口となる道の駅こぶちさわの駐車場整備、演劇による文化芸術事業など八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に公共施設整備基金などを活用し地域経済の活性化を図るため、市道や農業施設の補修などを行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に効率的できめ細かなバス運行のための市民バスの小型化と、それに伴うスクールバスの単独運行に要する車両の購入などに要する経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は7億7,355万7千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ306億6,492万8千円となります。

次に議案第77号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

過年度の介護給付費の精算および生活支援体制整備事業の強化を図るため2,920万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ39億4,442万5千円とするものであります。

次に議案第78号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

須玉第一処理区および大泉処理区の管渠工事に伴い902万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億1,031万6千円とするものであります。

次に議案第79号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であ

ります。

高根地区におけるマンホール段差の解消および舗装本復旧工事に伴い、2,282万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,964万4千円とするものであります。

続いて、契約案件についてご説明申し上げます。

議案第80号および議案第81号 工事請負契約の締結（水道施設遠隔監視システム整備工事及び子育て支援住宅大泉団地建築主体工事）につきましては地方自治法第96条、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、その他案件についてご説明申し上げます。

はじめに議案第82号 財産の貸付についてであります。

市有財産の有効活用と地域の活性化に資するため、明野町上手地内の市有財産を適正な対価なくして貸し付けることについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第83号 市道路線の認定についてであります。

県道台ヶ原長坂線改良工事に伴い、旧県道が市に移管されるため市道路線の認定について道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加議案もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長（千野秀一君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（千野秀一君）

再開いたします。

次に認定第1号から認定第22号までの一般会計および各特別会計の決算の認定22件について補足説明を求めます。

横森会計管理者。

○会計管理者（横森弘一君）

それでは、今議会に提出されました平成26年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また監査委員による決算審査は、平成27年7月9日から8月5日までの間の6日間にわたり実施され、決算に対する意見書を8月5日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成26年度の一般会計をはじめ特別会計および病院事業特別会計、合わせて22案件であります。

まず認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は市税の69億9千万円余りをはじめ地方交付税125億1千万円余り、国県支出金54億4千万円余りなど歳入合計は335億4,758万2,396円でありました。

また歳出は雪害農業用施設復旧支援対策事業、生涯学習センターこぶちさわ改修事業、子育て支援住宅整備事業 須玉団地などの事業が行われ、歳出合計は325億3,736万8,844円で歳入歳出差引額は10億1,021万3,552円となりました。

次に認定第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険税の15億1千万円余りをはじめ国庫支出金12億8千万円余り、前期高齢者交付金17億6千万円余りなど合計で66億1,974万4,619円でありました。

歳出は保険給付費の40億8千万円余りなど合計で62億7,275万1,106円となり、翌年度への繰越額は3億4,699万3,513円となりました。

次に認定第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の3億6千万円余りなど、合計で5億3,991万7,285円でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の5億3千万円余りなど合計で5億3,812万1,452円となり、翌年度への繰越額は179万5,833円となりました。

次に認定第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の7億5千万円余り、国庫支出金の9億円余りなど合計で38億1,512万6,364円でありました。

歳出は保険給付費の34億7千万円余りなど合計で37億4,780万3,917円で、歳入歳出差引額は6,732万2,447円となりました。

次に認定第5号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入はサービス収入の1,200万円余りであり、歳入合計は1,401万172円でありました。

歳出は総務費の869万9,670円で翌年度への繰越額は531万502円となりました。

次に認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の10億3千万円余り、繰入金の7億9千万円余りなど合計で24億3,346万4,777円でありました。

歳出は水道管理費の11億4千万円余り、公債費の7億1千万円余りなど合計で24億1,617万8,676円となり、翌年度への繰越額は1,728万6,101円となりました。

次に認定第7号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の4億7千万円余り、繰入金の14億3千万円余りなど合計で25億9,389万2,624円でありました。

歳出は公債費の17億9千万円余りなど、合計で25億7,272万9,617円で歳入歳出差引額は2,116万3,007円となりました。

次に認定第8号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の1億2千万円余り、繰入金の5億5千万円余りなど合計で8億7,133万2,593円でありました。

歳出は公債費の6億3千万円余りなど合計で8億5,903万410円となり、翌年度への繰越額は1,230万2,183円となりました。

次に認定第9号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は売電収入の1億2千万円余りなど合計で1億3,989万8,040円でありました。

歳出は総務費の2,500万円余り、基金積立金の8,300万円余りなど合計で1億917万2,905円となり、翌年度への繰越額は3,072万5,135円となりました。

次に認定第10号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億円余りなど合計で1億2千万4,341円でありました。

歳出は総務費の5,600万円余り、医業費の3,600万円余りなど合計で1億215万9,829円となり、翌年度への繰越額は1,784万4,512円となりました。

次に認定第11号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の9,100万円余りなど、合計で1億566万6,207円でありました。

歳出は総務費の6,800万円余り、医業費の2,300万円余りなど合計で9,804万3,520円となり、翌年度への繰越額は762万2,687円となりました。

次に認定第12号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入の620万円余りであり、歳入合計は649万5,886円でありました。

歳出は土地開発費の649万5,886円で翌年度への繰越額はありません。

次に認定第13号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,153万9,631円であり、歳出は4つの財産区管理会の管理費など合計で543万4,660円となり、翌年度への繰越額は610万4,971円となりました。

次に認定第14号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金、諸収入など合計で4,400万7,368円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で1,938万1,243円となり、翌年度への繰越額は2,462万6,125円となりました。

次に認定第15号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、財産収入、繰越金など合計で1億3,090万9,131円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費、諸支出金など合計で8,345万8,368円となり、翌年度への繰越額は4,745万763円となりました。

次に認定第16号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,619万7,651円であり、歳出は3つの財産区管理会の管理費など合計で674万1,506円となり、翌年度への繰越額は945万6,145円となりました。

次に認定第17号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で456万2,925円であり、歳出は2つの財産区管理会の管理費など合計で192万513円となり、翌年度への繰越額は264万2,412円となりました。

次に認定第18号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で413万7,211円であり、歳出は3つの財産区管理会の総務費で合計で237万6,370円となり、翌年度への繰越額は176万841円となりました。

次に認定第19号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で192万5,519円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費など合計で115万1,136円となり、翌年度への繰越額は77万4,383円となりました。

次に認定第20号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で440万6,233円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費、事業費など合計で149万3,067円となり、翌年度への繰越額は291万3,166円となりました。

次に認定第21号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で1億3,364万5,651円であり、歳出は総務費、事業費など合計で1億2,465万8,916円となり、翌年度への繰越額は898万6,735円となりました。

最後に認定第22号 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず収益的収入、決算額は37億1,005万4,219円。収益的支出、決算額は37億6,697万5,949円であり、差引5,692万1,730円の赤字となりました。

また資本的収入、決算額は1億7,693万2,454円。資本的支出、決算額は3億7,626万2,506円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,933万52円は損益勘定留保資金で補てんしました。

以上、平成26年度の各会計の歳入歳出決算についての概要説明になります。よろしくご審議を賜りご認定いただけますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

補足説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第22号までの22件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

それでは平成26年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成26年度北杜市病院事業特別会計決算

の22会計でございます。

この22会計の決算について平成27年7月9日から8月5日の間、北杜市役所において審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき平井求監査委員、渡邊英子監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、国では平成27年度を地方創生元年として人口減少、高齢化という直面する大きな課題に対し一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特長を生かした自立的で持続的な社会を創生できるようまち・ひと・しごと創生本部を設置し、その取り組みをスピードアップするものとしております。

本市でも地方創生のため、ふるさと創生本部を設置し地方版総合戦略の策定を進めておりますが、地域間競争が激しくなることが予想されることからより一層、スピード感を持って取り組むことが必要であります。

また近年頻発する異常気象による自然災害や今後、想定される東南海地震などの地球的規模の自然災害に対し、市民の安全・安心の確保を最優先としての的確に対応することが重要であります。

一方、これからの地方自治体は市税をはじめとした自主財源の大幅な増収が見込めない中、限られた財源により一層、複雑化・多様化する行政課題に対し、いかに効率的な財政運用を執行するか、従来にもまして求められているところであります。

このような中、本市の平成26年度決算に目を向けますと市債残高は着実に減少し基金残高は着実に増加しております。また実質公債費比率は11%、将来負担比率は26.9%と財政健全化に向けての努力が少なからず数値に表われてきています。

しかしながら平成26年度の市債残高は一般会計280億円、特別会計444億円、合計では724億円であり、依然として多い状況にあります。

本市も平成16年に町村合併してから早くも11年目を迎えておりますが今後、人口減少、少子高齢化の進行、景気低迷による市税の減収や合併特例措置終了に伴う普通交付税の縮減が本市の財政に重く押し掛かってくることは間違いありません。

このことに対応するには行政は市民のためにあるということを当然のこととして認識し、財政健全化を職員一人ひとりが自らの課題として捉え、徹底した事務事業の見直しや公共施設等の統合・縮小・廃止など行政のスリム化を実現するため、過去に捉われず無駄を省く努力と決断、そして果敢に実行していく。このことが大変重要であります。それには積極的な情報の広報により情報を市民と共有し、市民と協働することが必要不可欠であることは言うまでもありません。

自分たちのふるさととは自分たちで守り築いていく時代であります。職員も市民も思いは一つ、大切なものはふるさとを思う熱き心ではないかと思えます。北杜市に住んでよかったと思える環境醸成にぜひ一丸で取り組みたいものです。

第3次北杜市行財政改革大綱では現状をしっかりと把握して、そしてさまざまな角度から分析した上で財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化と市民と行政の役割分担の明確化を基本理念に掲げて、中長期の見通しを立てて取るべき方策を示しております。財政健全化への意気込み等が緊張感を持って伝わり、評価できるところであります。

本大綱も策定以来1年が経過しました。27年度からは普通交付税の段階的縮減が始まるところであります。縮減額の確保は喫緊の課題であります。第3次行財政改革アクションプラ

ンに基づき着実に推進されることを望みます。

結びに当たり、本市の優秀な人材と美しい自然や文化など豊富な財産を活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治体の基本理念のもとに市民が安心して暮らせる、人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市にならないことを切望しまして平成26年度決算審査の報告とします。

○議長（千野秀一君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件、議案第71号から議案第75号、議案第82号および議案第83号の7件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては、20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することについて、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において20人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は12時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後12時00分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、三井代表監査委員は一身上の都合により退席されたいという要請があり、許可いたし

ました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

委員長に中嶋新君、副委員長に加藤紀雄君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第75号、議案第82号および議案第83号の7件は会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

昼食のため、暫時休憩。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

ただいま議題となっております報告第7号 平成26年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第8号 平成26年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第9号 平成26年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の以上4件について内容説明を順次、担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第7号 平成26年度北杜市健全化判断比率報告の件についてでございます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成26年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付けてご報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものでございます。

まず実質赤字比率についてですが、普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標でございます。本市の場合は普通会計が一般会計とイコールになっており、一般会計は赤字ではございませんので、ここには数値が入ってきておりません。

次に、連結実質赤字比率についてでございます。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを判断する指標でございますが、北杜市は赤字ではないためここにも数値は入ってきておりません。

次に実質公債費比率でございますが、全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年間平均で示す指標でございます。

平成24年度から26年度までの3カ年の平均数値は11.0％で、昨年度の12.9％から1.9ポイント改善しております。このことはこれまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また実質公債費比率が16.0％を下回りますと、民間資金債を発行する場合に知事への起

債協議が不要となる制度が平成24年度から導入されており、本市は16.0%を下回っておりますので、協議不要団体として民間資金債につきましては県知事への届け出のみで起債できる状況となっているものでございます。

次に将来負担比率でございますが26.9%となっております。全会計、一部事務組合および出資法人に関して返済や支払いが、将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対して、どの程度の割合であるかを示す指標でございます。昨年度の52.8%から25.9ポイントの大幅改善となっており、将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味します100%を大きく下回る数値となっております。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては上の段が早期健全化基準でございまして、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準でございまして財政再生計画の策定が義務付けられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして報告第8号 平成26年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付けてご報告するものでございます。

資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市におきましては表にございます病院事業特別会計ほか5会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足はございませんので数値は入ってきておりません。

公営企業につきましては会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務付けられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

次に報告第9号 平成26年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明を申し上げます。

9款1項消防費、5目災害対策費でございますが平成22年度から平成26年度までの5カ年継続事業として予算計上いたしました防災行政無線整備事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算報告を行うものでございます。

全体計画の年割額の合計額5億4,445万9千円に対し、実績の支出済み額の合計は5億4,242万8,574円であり、年割額と支出済み額の差額は203万426円となっております。

継続費精算報告書につきましては、以上でございます。

続きまして報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分を報告するものであります。

提案理由は、損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので議会に報告するものであります。

報告案件は4件で公有自動車事故に係る案件3件、農道の管理瑕疵に係る案件1件でございます。

1ページめくっていただき、2ページをお願いします。

専決第1号。

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成27年7月9日。

損害賠償の額 4万5千円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市白州町所在の男性です。

損害賠償の理由 平成27年6月8日、午前9時ごろ北杜市須玉町大豆生田961番地1の北杜市役所駐車場内において職員の運転する公有自動車が駐車するため方向転換した際、確認不十分により相手方の普通自動二輪車と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。過失割合は市100%でございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に損害賠償金が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

1ページめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

続きまして、専決第2号。

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成27年7月10日。

損害賠償の額 205万5,842円

損害賠償の相手方 神奈川県厚木市所在の法人であります。

損害賠償の理由 平成26年11月7日、午前9時20分ころ甲斐市富竹新田1253番地1付近の国道20号線において、職員の運転する公有自動車が直進中、対向車のタンクローリーが右折を始めたため、職員が衝突回避操作を行ったところ、タンクローリーの後続で右折待ちをしていた観光バスと接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものです。過失割合は市100%です。

支払いの方法 相手方の指定した口座に損害賠償金が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次に4ページをお願いします。

専決第3号。

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成27年8月12日。

損害賠償の額 39万9,016円

損害賠償の相手方 山梨県甲府市在住の男性です。

損害賠償の理由 平成27年6月28日、午後7時40分ころ甲斐市中下条1005番地において職員の運転する公有自動車が駐車場で方向転換した際、確認不十分により相手方の普通自動車と接触し破損させたため、これに対す

る損害賠償を行うものであります。過失割合は市100%でございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償金が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、公有自動車に係る案件3件をご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

5ページをお願いいたします。

専決第4号であります。

同じく地方自治法の規定により報告するものであります。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専決処分日は平成27年7月6日であります。

損 害 賠 償 の 額 26万7,103円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市白州町在住、女性です。

損害賠償の理由 平成27年3月31日、午後4時ころ相手方の運転する自動車が北杜市白州大坊147番地付近の農道白州大坊18号線を走行中に道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両の底部にグレーチングが挟まったことから車両がコントロールを失い、道路脇のコンクリート擁壁に激突し損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

負担割合につきましては、市が100%であります。

事故後、速やかにグレーチングの固定措置を講じております。

よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

以上で報告第7号から報告第10号まで4件の報告を終わります。

次に議案第80号 工事請負契約の締結について（水道施設遠隔監視システム整備工事）の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第80号 工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

契 約 の 目 的 北杜市簡易水道統合整備事業

水道施設遠隔監視システム整備工事

契 約 の 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約

契 約 金 額 1億5,120万円

契約の相手方 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

メタウォーター株式会社首都圏南部営業部 部長 松下正毅

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから議案第80号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第81号 工事請負契約の締結について（子育て支援住宅大泉団地建築主体工事）の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第81号 工事請負契約の締結について（子育て支援住宅大泉団地建築主体工事）であります。

地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 定住促進住宅（子育て支援住宅）整備事業

子育て支援住宅大泉団地建築主体工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 4億284万円

契約の相手方 山梨県甲府市飯田四丁目1番33号

三井建設工業・鈴建子育て支援住宅大泉団地建築主体工事共同企業体

代表構成員 山梨県甲府市飯田四丁目1番33号

三井建設工業株式会社 代表取締役社長 鈴木茂夫

構成員 山梨県北杜市小淵沢町451番地

株式会社鈴建 代表取締役 鈴木隆一

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

議案第81号 子育て支援住宅大泉団地建築主体工事、請負契約の締結について何点か質問いたします。

最初に本市の次世代の定住促進のため、子育て世代の支援施策の主要事業であります今回の子育て支援住宅整備事業であります。今月完成した須玉団地を皮切りに今般の大泉団地、さらに武川団地と3地域における大型公共施設整備事業です。

そこで議決要件であります請負企業体の構成員、市内企業を含む2社の共同企業体とした理由をお聞きいたします。

また次に予定価格を公表して執行された入札の内容についてであります。

まず応札した企業は何社ですか。また提案された請負金額4億284万円ですが、予定価格と落札率を伺います。できれば今回、事後審査型と聞いております。この対象者であります落札候補者2社の入札金額もお願いいたします。

次に事後審査型一般競争入札とお聞きしておりますが、昨年6月に須玉団地に関わる請負工事において複数回の過失による事故、事件が発生いたしました。このことを受け議会側として事故防止と適切な施工管理を求めて、議長から入札資格者の評価の見直しなど3点の改善策を市長に提言したところでございます。

今回、当局の回答は昨年12月の議員全員協議会において内容が説明され、関係者に周知・理解をいただき、本年4月から新たに施工されていると承知しております。

そこで市長は落札候補者である上位3社の資格要件、提出書類を慎重かつ正確に審査して議会に提案しておられるということはもちろん言うまでもありませんが、今般の大泉団地は当局の説明によると須玉団地と同じく18戸で3種類の部屋の仕様も同程度とのことですが、確認したいと思いますので各部屋の間取りと部屋数、この間取りに対する部屋数および現時点で分かればそれぞれの家賃をどのように考えているか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目でございます。

今回の入札に対する、一般競争入札とした理由でございますけれど、これにつきましては私どもの要綱にございまして、共同企業体は建築が3億円以上の場合は2社ということで共同事業体は2社でございます。

あと応札した業者の数でございますけれど、合計で4社でございます。

それぞれの入札金額でよろしいでしょうか。

○15番議員（中嶋新君）

分かればですけども。

2社でなくて3社まで、とりあえず予定価格と落札率を。

○企画部長（菊原忍君）

予定価格でございますけれど、税込みで4億888万8千円が予定価格でございます。

あと落札率でございますけれど98.5%でございます。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中嶋新議員のご質問にお答えをいたします。

まず間取りの関係でありますけども、須玉子育て支援住宅と同規模でありましてRCの3階建て。3LDKが角部屋ということで3戸。2LDKの角部屋が同じく3戸。3LDKの中部屋が12戸ということであります。

家賃につきましても須玉団地と同様に4万2千円、3万7千円、3万6千円というふうに同程度ということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

では今般の、今お聞きしました落札率が98.5%ということで、昨年5月27日に執行されました須玉団地、同程度の。予定価格は3億2,572万8千円と。落札金額が3億2,184万円であり、当時、落札率は98.8%と今般と同じく非常に高落札率であります。先般、確認させていただいたとおり同じ戸数で同仕様であるにもかかわらず、この建築主体、両社には約8千万円の請負金額、率にして25%以上も高騰しております。当然、予定価格を公表しているとはいえ、あまりにも落札率が高止まりだと感じます。また、もちろん実施設計、当初の積算等で予定価格を設定して公表されていることはもちろん承知しておりますけども、この須玉と今回の大泉の両者の格差に対する具体的詳細な要因を伺います。

これからですけど、ちなみに須玉団地の今後、電気設備工事、大泉でも予定していると思っておりますけど、予定価格が4,590万円に対して落札金額4,533万8,400円。落札率98.77%。これは電気設備。機械設備工事は4,698万円の予定価格に対して落札金額4,600万8千円と、これも落札率が98%でありました。

今後、今般の大泉団地の整備事業の関連工事として、今、紹介しました須玉団地の例をもとに電気設備、機械設備工事を予定しているとは思いますが。そこで最後に長期にわたり財政健全化にご尽力いただき、今日も報告がありましたけども、確実に成果を収めておられます白倉市

長に次世代のため子育て世帯を力強く支援していただくこのときに、今般の大泉団地の関連工事を含めて、子育て支援住宅整備に関して、やはり効率的な予算執行と当然、安心・安全な工事施工に関しまして市長にご所見を伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋議員の再質問にお答えいたします。

まず落札率の関係でございます。

須玉団地が98.8%、今回の大泉団地が98.5%ということで数字的には高い数値を示しておりますけれども、これにつきましてはそれぞれの工事につきましては、それぞれ施工条件等々、そのときどきで条件が変わります。そして今回98.5%ということで高い要因につきましては主に資材単価、ならびに労務単価等の高騰が原因ではないかというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

大芝副市長。

○副市長（大芝正和君）

子育て支援住宅等の、これからも北杜市としていろんな建設がございますけれども、議員各位もご存じでしょうけれども、東日本震災の本格復興が始まっておること、それからオリンピック関係等もございまして、資材、人件費等がかなり高騰をしてきているという状況にございます。これらを勘案しながらですけれども、適正な執行に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

ほかに質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第81号 工事請負契約の締結について（子育て支援住宅大泉団地建築主体工事）につきまして質疑をさせていただきます。

まずこの建築につきましては、先ほど中嶋議員さんも質疑したとおり市の施策として重要な、これは建築物、建物ということになっているわけでございます。そしてこの構成員の中に株式会社鈴建が入っているわけでございます。この企業におきましては、市道上笹尾2号線道路改良工事、これは平成23年度の工事でありました。そしてこれが24年度に事故繰越をされた経緯がございます。その原因は幅員の不足した工事のために事故繰越になったということでございます。

そして市はそれに対して、24年6月12日の質疑に対しましてこう答えております。施工業者の現場管理不足により丁張が動いた状態で施工され、簡単に言うと幅員が足りなくなってしまうと。つまりこの業者は、これは土木の工事ではありましたが、その施工管理が現実できていなかったということにより事故繰越があったという現実があります。

通常実施すべき検査および確認は市として当然行ってきたと考えておりますが、このたびの事例を重く受け止めまして、以後このような状態、事態が生じないよう指導していくという旨の答弁があったわけでございます。

その後、甲斐駒センターせせらぎ、武川のコミュニティセンターでございます。この工事におきましては労災事故がございました。これも構成員として株式会社鈴建は一般競争の入札で落札をし、現実には死亡事故が起きております。

その後、須玉支所解体、つまり須玉の子育て支援住宅の用地となるべく解体におきまして新聞報道でもあったとおり河川からポンプで水をあげ放水をし、それは無許可で行ったということでもあります。ですから通常の定義でいけばこれは盗水と、犯罪ということになります。そしてなおかつ、その同じ工事の中で作業員がケガをするという労災事故も起こしました。

また近隣の駐車場におきます車両にも傷をつけてしまったということもありました。総務常任委員会ではそれを重く受け止め、委員会を開催し契約のあり方等について、また工事のあり方等について調査をし、先ほど中嶋議員が言われたとおり提言をしたわけでございます。

その中の調査の中でも車両事故の示談については完成検査が終わった2カ月、3カ月後にならないと、その示談は成立しないということも事実として分かったわけでございます。

当時の新聞記事の中では、河川から水を汲み上げ使うことについては、法令についてよく分かっていないというふうにインタビューの中では答えているわけでもあります。そういたしますと今回の子育て支援住宅、大泉でございますがこの施工管理、建築については非常に不安が残るということになるかと思えます。

今後の施工管理の指導、また一般的にこれは業者間で言えば、そこまで粗悪な工事や労災やまた法令違反を犯しながらもこのように市の一般競争入札に参加資格があるということについては、ご不満の方々たちもいらっしゃるのかもしれませんが。そういった意味で今後、市はこの工事についての指導、また競争入札についてのあり方等についていかがお考えか伺うところでございます。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の工事の中の構成員につきましては過去、数々の問題等があったということで、昨年来、議会のほうからも提言をいただいております。私どもといたしましてもその提言は重く受け止めております。またその中で数々のご指摘等もあったところでございまして、その対策なり方法といたしましては今年の4月以降、指名停止に至らない場合の措置ということで新しい基準を設けさせて4月から施行しております。そういったこともございまして、今後は監督員の指導、または監督方法等々、今後研修等を重ねながら二度とこういったことが起きないように、またより一層公共工事の品質向上に努めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田議員のご質問にお答えをいたします。

施工管理の件でありますけれども、施工管理につきましては住宅課の施設担当が行っております。しかし建築の専門家ではございませんので、会計課におります大柴さんが建築の専門家ということで毎週金曜日に施工管理の打ち合わせ等を行っている。須玉については行いました。

そんなことで内部のよく話し合いをいたしまして、施工管理につきましてはしっかりとさせたいと。天野建築設計でありますけれども、もちろん管理業務も請負をするということでもありますので、業者とも綿密に連絡を取り合って進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいま、今までの経緯、またその対応、そしてこれからの施工管理についてご説明と答弁がございました。しかし過去の経緯からいきますと現実はいずれの指導を守らないがために重複した過失を犯してしまった現実があるわけでありまして。それは重々の施工管理、安全管理、そして指導を今まで以上に強化していかなければならない現実があるかと思っております。しかしこのジョイントですから、三井建設工業につきましては総合評価点についてもかなり高い評価点をいただいていると思っております。出資比率の割合もおそらく多かろうかと思っております。これらについての出資比率の割合、責任比率、そして今後の施工管理について過去の実績を踏まえながら、どのように具体的にしていくのかお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

出資比率でございますけれども三井建設が60%、鈴建が40%でございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

施工管理につきましては、親が三井建設工業でありますので、もちろん三井建設工業が主体的に施工管理はしていただくということだと認識をしております。また、うちの住宅課の職員につきましても厳しくと言いますか、目を光らせて施工管理に当たるようにということは申しておりますので、そんなことでご理解をいただきたいと思います。

○20番議員（内田俊彦君）

議長、答弁漏れが1点あります。

○議長（千野秀一君）

答弁漏れ。再度お願いします。

○20番議員（内田俊彦君）

まず総合点のP点を教えていただきたいということが1つと、もう1つ、出資比率は6・4ですが当然、責任比率もそれに応じた6・4という理解でよろしいか、その2点をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

P点でございますけども三井建設が1, 017点でございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

責任比率につきましても出資比率と同じというふうに認識をしております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

いいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第81号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第44 選挙第5号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり柴田光明君、小泉正明君の2名を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました2名を牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(千野秀一君)

日程第45 選挙第6号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布いたしましたとおり土屋健二君、仲田永雄君、篠原公一君、藤原芳夫君、藤原知和君、藤原嘉家君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました6名を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（千野秀一君）

日程第46 請願第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

22番議員、秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

請願第2号

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会会長 今井久志

住所 北杜市大泉町西井出2687

北巨摩地区公立小中学校長会会長 堀内正基

住所 北杜市長坂町大八田3859-1

北巨摩地区公立小中学校教頭会会長 小林新吾

住所 北杜市長坂町長坂下条150

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 飯室慶文

住所 甲斐市宇津谷2549

紹介議員 秋山俊和

// 内田俊彦

// 相吉正一

// 清水 進

// 野中真理子

// 小野光一

// 加藤紀雄

北杜市議会議長 千野秀一殿

請願趣旨

（請願事項）

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

（請願理由）

2015年度の政府予算が4月に成立しました。2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。附則に準じるためには、今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学校規模を引き下げする必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学校規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。また、新しい学級指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（30カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、是非とも、北杜市議会としても右にある請願事項をご決議いただき、2016年度政府の予算編成において、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

以上です。

○議長（千野秀一君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時19分

平成 2 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 4 日

平成27年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成27年9月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 中村隆一君
北杜クラブ 秋山俊和君
ほくと未来 加藤紀雄君
明政クラブ 保坂多枝子君
市民の声 齊藤功文君

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（42人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	地域課長	仲嶋敏光
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
管財課長	中山晃彦	市民課長	谷戸松美
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	浅川辰江
福祉課長	平島長生	子育て支援課長	小澤章夫
環境課長	早川昌三	農政課長	小澤隆二
観光・商工課長	清水博樹	食の農の杜づくり課長	伴野法子
道路河川課長	土屋裕	教育総務課長	中山雅史
生涯学習課長	山内一寿	学術課長	有泉賢一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 // 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通知がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の時間割り当てをお知らせいたします。

1番 日本共産党、30分。2番 北杜クラブ、75分。3番 ほくと未来、60分。4番 明政クラブ、45分。5番 市民の声、30分。6番 市民フォーラム、30分。7番 公明党、30分となっております。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

日本共産党市議団を代表して4項目について、白倉市長に質問します。

質問の第1は、重度心身障害児窓口無料の復活を求めることについてです。

重度心身障害者の窓口無料制度を、山梨県は国のペナルティがあるから有料化するとして昨年11月から無料制度を廃止しました。障害を持っている子どもたちが子どもの医療費窓口無料医療制度から排除されることはまさに差別的対応であり、行政がこれを修正することが求められています。

来年度施行となる障害者差別解消法は、地方公共団体に障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

子どもの医療費窓口無料化を求める会（代表・宇藤千枝子石和共立病院小児科医師）は重度障害がある子どもの医療費を窓口無料に戻すよう、甲府駅前などで署名活動を行い3万筆を超える署名を県に提出しています。

8月27日の山日新聞の報道によれば健常児と公平性を欠くとの理由から甲斐市、上野原市で窓口無料を来年1月から復活するとのことです。北杜市も来年1月から子どもの医療費窓口無料化が中学3年生まで実施されます。これに併せて復活を実施すべきではないか、市長の見解を求めます。

次に北杜市の該当児童生徒数は何人か。最近の数を年齢別に教えてください。その金額はおよそ何円になるのか、お伺いします。

質問の第2は、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱についてです。

八ヶ岳南麓は富士山、南アルプスと同様に素晴らしい自然と景観を有しています。しかし住民合意もないまま自然や景観を壊す無秩序な太陽光パネルの設置に住民から批判の声があがっています。今日から工事だと突然言われ、家のすぐ横に太陽光パネルが設置された。ソーラーパネルを見に来たんじゃないと観光客が怒っていると住民やペンション経営者の声です。

貴重な自然環境や景観、住環境を破壊しないために法的拘束力のあるルールを景観条例に明記するよう求める1万人を超える署名が市民から市に提出されていると聞きます。市は昨年9月に制定した要綱の一部を改正して、今年9月から指導要綱に題名を変更しました。そこで以下、何点かお伺いします。

1. 昨年9月施行の要綱の総括はどうかされたのか。その内容を説明してください。なぜ、今回の指導要綱に変えたのか。
2. なぜ第1条の目的が変わったのか。
3. 指導要綱の住民への周知はどのように行うのか。周知について、事業者の報告のみならず住民の理解と同意が必要ではないか。
4. 指導要綱での指導記録はどうなるのか。
5. パネルの高さは景観上、大きな要素になると思うがどうか。
6. 遮蔽の程度はどうか。
7. 既存の設置先への指導は行うのか。行うとすれば、どういう手順で行うのか。
 - (1) クリーンエナジー清里の土砂流出防止、沈砂池が砂で埋まっていた。植栽が成長するまで豪雨での再度の土砂流失が心配されるが、その対策と指導はどうか。
 - (2) 高根町黒沢の県道両脇の太陽光パネルの景観破壊、遮蔽、植栽の指導はどうなっているのか。
8. 指導要綱が順守されているかどうかは、どのように判定するのか。
9. なぜ条例化できないのか。

質問の第3は、国の財政支援策を活用して国民健康保険税の引き下げを求めます。

医療保障の最後の砦である国民健康保険は、高すぎる保険税などが大問題になっています。市町村は一般会計から繰り入れを行われなければ維持できない状態にあり、国保の財政基盤の強化は急務となっています。国は2018年度の国保の都道府県化を前に2015年度から保険者支援制度を拡充するとして1,700億円の支援を行っています。国保税が高すぎるといった国民の声にこたえざるを得なくなったものです。全国ではこの支援金を活用して高すぎる国保税を引き下げる動きが広がっています。

北杜市の場合、2015年度の支援金の拡充額はどうか。また国保税の引き下げに使えないのか、お伺いします。また本年度の法定内、法定外繰入の金額はどうなっていますか。国保の基金はありますか。また日本全体で140万人いるといわれる無保険者数は、この北杜市では何人いるでしょうか、お伺いします。

医者にかかれない状況を生み出す窓口で10割負担の資格証明書、1カ月、3カ月、6カ月だけ有効の短期保険証の発行は避けるべきではないか、市の見解を求めます。また資格証明書、短期保険証の発行数はどうか伺います。

質問の第4は、安倍内閣の安保法制および平和行政についてです。

1. 安倍自公政権は9月19日、安保法制、戦争法の採決を強行しました。私たちは空前の規模で広がった国民の運動と6割を超す今国会での成立に反対という国民の世論に背いて憲法

違反の戦争法を強行した安倍自公政権に対して、満身の怒りを込めて抗議します。同時に戦いを通じて希望も見えてきました。戦争法案の廃案を求めて国民一人ひとりが主権者として自覚的・自発的に声を上げるという戦後かつてない新しい国民運動が広がっていること。その中でとりわけ若者たちが素晴らしい役割を発揮していることは、日本の未来にとっての大きな希望です。

国民の声、国民の運動に応じて野党が結束して法案成立阻止のために戦ったことも大きな意義を持つものと考えます。この戦いは政府与党の強行採決によって止まるものでは決してありません。政権党のこの横暴は、平和と民主主義を希求する国民の戦いの新たな発展を促さざるを得ないでしょう。日本共産党は、戦争法には憲法9条を破壊して海外で戦争する国に道を開く3つの大問題があることを追及してきました。

第1は従来あった非戦闘地域という歯止めを撤廃し、自衛隊がこれまで戦闘地域とされていた場所にまで行って弾薬の補給、武器の輸送などのいわゆる後方支援、兵站を行うようになったことです。

第2にPKO法の改定により国連が統括しない、PKOとは関係のない活動にも自衛隊を派兵する仕掛けが新たにつくられようとしていることも極めて重大です。

第3は戦後半世紀にわたる政府の憲法解釈を180度大転換して、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカとともに海外での武力行使に乗り出すという問題です。日本の自衛隊が殺し殺される戦闘地域に行くことを可能にする憲法違反の安保法制です。市長の見解を伺います。

2. 北杜市議会と友好都市である羽村市議会と6月、交流をしてきました。そこで学んだことは平和事業についてです。戦争体験者の高齢化などにより、戦争を知らない若い世代に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていくことが難しくなっている中、終戦記念日に合わせて若い世代が平和の大切さを考え、自ら発信していく契機とすることを目的に実施するとして中学生の広島平和祈念式典への出席、広島の中学生との交流、帰ってきたらその報告会、作文集を発行するなど、以上、羽村市の平和事業にて紹介しました。

非核平和都市宣言をしている北杜市、平和使節団として8月の広島平和祈念式典に市内各校の中学生を派遣することが意義ある事業と考えます。市長の見解を伺います。また市民と協働して平和企画展など実現を希望します。市長の見解を伺い質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

安倍内閣の安全保障法制および平和行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、安保法制についてであります。

日本国憲法の理念に基づく恒久平和は、市民のみならず国民の思いであることは疑う余地はありません。しかしながら、わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す状況の中、国家の安全、国民の生命・財産を守るためには現実に関わり得るすべての事態への対応も考慮していく必要もあるものと考えております。

今国会の最重要法案として審議・可決されました安全保障関連法案については、自衛隊の活

動範囲拡大などの懸念もあり、デモが各所で開催されるなど、この法律に反対する国民も数多くいたことも事実であります。

集団的自衛権の行使をはじめとした関連法の施行にあたっては、国民の意見も十分踏まえた中で慎重に政策判断を行ってほしいと考えております。

次に、中学生のピース・メッセンジャーとしての派遣についてであります。

本市は平成17年に非核平和都市宣言を行い、その後も平成20年に平和市長会議に加盟するなど平和施策の推進に努めてまいりました。本年は終戦から70年の節目の年に当たることから山梨県の他の非核平和宣言自治体と連携して、広島への原爆投下の日に合わせ新聞を通じ「核兵器のない平和な世界の実現」への誓いをを行ったところであります。

また市内小中学校においても総合的な学習の時間等を活用し、戦争体験者からの講演等を通して戦争の悲惨さと平和の尊さを考える学習を積極的に取り入れているところであります。

中学生の派遣については、県内の他の自治体での取り組み状況なども参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、平和企画展などの実現についてであります。

金田一春彦記念図書館、たかね図書館において戦争に関する図書の展示やビデオ上映等を行い、戦争の悲惨さを忘れず命の尊さを見直す機会とする企画展を実施しております。

国民の約8割が戦後生まれの世代となり、戦争体験の記憶が風化しつつある現状でありますので、さまざまな機会を通して次の世代に平和の尊さを伝える取り組みを推進してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、支援金の拡充額と国保税の引き下げについてであります。

国では保険者支援として本年度1,700億円を支援しますが、各市町村への支援額は現在のところ未定であります。

この支援金は、低所得者の支援対策として昨年度と本年度に2年続けて法定軽減割合に沿って軽減措置の改正を行い保険税の軽減を図りましたので、これにかかる財源および財政安定化支援などに充当されるものであります。

被保険者数が減少して保険税が減収している一方、医療費は年々増加していることから保険税の引き下げに使うことは考えておりません。

次に一般会計からの法定内、法定外繰入の金額についてであります。

本年度当初予算では、法定内の繰入金は保険基盤安定、財政安定化事業など4億3,344万3千円、法定外繰入金として山梨県老人医療費、乳幼児医療費、ひとり親医療費など県および市単独助成事業に対する波及分727万9千円になります。

次に基金の額については、昨年度末で4億3,809万3,318円であります。

次に無保険者数についてであります。国民は原則としてなんらかの医療保険に入ることが義務付けられていることから、その数を把握することは困難であると考えております。

次に資格証明書、短期保険証についてであります。

本年6月1日現在で資格証明書の交付世帯数は256世帯、短期保険証の交付世帯数は198世帯であります。

資格証明書および短期保険証の交付については保険税の公平性を図る観点から、また滞納世帯との接触の機会の確保から行っているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

重度心身障害者医療費助成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、窓口無料化についてであります。

山梨県の重度心身障害者医療助成制度は身体障害は手帳3級まで、精神障害は手帳2級までなど、全国的にみても対象となる障害者の範囲が広く手厚いものになっていることから国民健康保険への国のペナルティの負担が重いものであります。

このことからこのペナルティを回避し、将来にわたりこの負担の解消を行い、安定的に制度を堅持するために昨年11月より窓口無料方式から自動還付方式に移行したところであります。

障害のある方々には一定年齢で助成が終了する制度ではなく、障害がある限り年齢を問わず一貫して健康を守るための制度により、継続して支援することが重要と考えております。

なお、国においては少子化対策に重点を置くべきペナルティを含め、子どもの医療制度のあり方などについて検討を始めておりますので、今後の動向を注視してまいります。

次に本市の対象者については本年9月現在、乳幼児は15人、小学校児童は24人、中学校生徒は9人です。また、昨年度の0歳から15歳までの助成額は約306万円であります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱についていくつかご質問をいただいております。

はじめに要綱の総括および指導要綱への改正についてであります。

太陽光発電設備の設置については法令等では制限されていないものの、事業者が取り組むべき行為として、本市の姿勢を示すため昨年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を施行しました。要綱施行により事業者等の責務に掲げた事項に対して、その効果はあったものと考えております。

今回の改正は、市民からのさまざまなご意見や新エネルギー推進機構および北杜市環境審議会のご意見も踏まえ、事業者等の責務を詳細に規定し必要があると認められる場合は事業内容を調査し、指導を行うことができるものとしたところであります。

次に、第1条の目的を変えたことについてであります。

今回の改正では本市の有する景観、自然環境の保全および地域環境との調和を目的として事業者等の責務に具体的な留意点を示し、太陽光発電設備と景観のバランスを考慮することを事

業者に求めるなど指導色を濃くしたものであります。

次に指導要綱に対する住民への周知および住民の理解と同意についてであります。

住民への周知については、市ホームページおよび市広報紙等で周知に努めてまいります。

なお、指導要綱の改正については、北杜市新エネルギー推進機構や北杜市環境審議会でご意見をいただき、ご理解が得られているものと考えております。

次に指導要綱の指導記録についてであります。

これまでも要綱に基づきパトロールなどの実施により、必要と認められる場合は事業者等に対して指導してきたところであります。

本年9月1日に指導要綱に改正し、第6条に調査および指導ができるようにしたことから指導処理簿を整備しているところであります。

次に景観上のパネルの高さについてであります。

パネルの高さが景観上大きな要素となるかについては、設置場所の状況に応じて相対的なものであり、一義的に捉えることはできないと考えております。

次に遮蔽の程度についてであります。

指導要綱ではパネルや架台が周辺から見えないような対応として、植栽を施すよう具体的留意事項に掲げております。

次にクリーンエナジー清里の杜太陽光発電所における、再度の土砂流出への対策と指導についてであります。

本年6月23日の土砂流出後、地元関係者をはじめ工事施工業者と協議を行い、発電所場内へは事業地最下部への擁壁設置および沈砂池の拡大、雨水排水のための水路の拡幅および緑化など再発防止に向けた対策に着手しており、水路拡幅については完了しております。

また発電所場外においても雨水対策として水路改修を延長約700メートル行うこととし、すでに着手しております。

次に高根町上黒澤地区の県道沿線における太陽光パネルへの指導についてであります。

この発電設備は森林法に基づく林地開発行為に該当するものであり、山梨県知事の許可を受けて事業が実施されたものであります。市では工事中に現地を訪れ、現場責任者等に要綱に基づき植栽を施すよう指導を行ったところであります。

次に指導要綱の順守の判定についてであります。

太陽光発電設備に関しては、第5条の事業者等の責務に具体的事項として判定の基準を設けたところであります。

次に条例化についてであります。

太陽光発電設備設置に関して、昨年5月に農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が施行されるなど国では推進の立場を取っており、現行法令においては、規制対象から除外されるなど緩和措置が講じられている状況であります。このため指導要綱においては、第4条に明記した法令等に該当する行為のほかに第5条において事業者等の責務に示す留意事項について配慮を求めるとともに、第6条に基づき必要と認められる場合は、調査や指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許可します。

○21番議員（中村隆一君）

まず第1点ですけれども、国のペナルティが、今、国のほうではペナルティを解消しようとやっているわけですけれども、今後の動向を見てという市の判断ですけれども、さっき報告がありました38人の方で、金額とすれば306万円ということです。ぜひともこれを、来年の障害者の年に併せて実現できるように再度お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の再質問にお答えします。

重度医療費の窓口無料化という質問でございます。

子ども医療費の助成制度は、子どもたちの疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに子どもを大切に育てる環境づくりを推進することを目的として設けてある制度でございます。一方、重度心身障害者医療助成制度は障害がある限り年齢を問わず障害者の保健の向上に寄与し福祉の増進を図るために設けている制度であります。

制度間で取り扱いの異なることは、その目的からやむを得ないことであると考えております。しかしながら先ほども答弁いたしましたけれども、国においてはペナルティを含め子ども医療費の助成のあり方を検討する方針でありますので、国、県、それから他市の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは第2点目に入ります。

指導要綱についてですね、セットバックについて具体的な数値が示されなかったわけですが、なぜなのかと。

もう1点はクリーンエネルギー清里の太陽光発電施設について、高地で寒冷地なので凍傷を考慮して対策をしているのか。これが心配なのです。建築に詳しい方の説明では、長坂町の小荒間などでは標高1千メートルを超えると霜柱が10センチぐらいあるので、さらに高地で寒冷地な清里ではそういうことが心配だということです。そのへん2点を聞きたいと思います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、セットバック、具体的な数値ということですが、これにつきましては今回、配慮を求めるという具体的な、うちの指導要綱になっております。他市の条例等、要綱においても具体的に、例えば道路境界から何メートルとか、そういう具体的な数値をあげている条例等はないと考えておりますし、また具体的な数値、これはやはり土地の所有者、個人の財産権などということもある上から要綱、条例等には具体的な数値はないと。事業者にはいわば条例なり要綱により、それを理解していただく、配慮をしていただくと、そのようになっていると考え

ております。

また2点目のクリーンエナジーの場所が高所である、対策はどうかということですが、先ほども答弁の中でこのクリーンエナジー清里の杜につきましても、森林法に基づく林地開発行為ということになっております。当然のごとく、いろんな例えば土砂の関係、いろんな角度から見て県のほうでは許可をしていると、そのように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは次に移ります。

国民健康保険税について伺います。

保険税の滞納世帯への保険証の交付状況について伺います。

保険証が本人に交付されずに市役所の窓口に残め置きされていると聞きますが、これでは病気のときに病院に行けないのではないかと。無保険の状態になっているのはなぜか。なぜ本人に交付しないのか。その件数と交付しない理由をお聞きしたいと思います。

2点目として、本市では国保税滞納世帯に対する差し押さえが行われています。給料の差し押さえが何件かあると聞きますが、給料を差し押さえられたら医者にも行けず生活も困窮してしまうのではないかと。またその他、差し押さえは何件あったのか、詳細の報告をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめの滞納世帯への短期保険証の留め置きの件数ということでございますけれども、留め置きをしているのは9月1日現在で94世帯にあたります。その理由でございますけれども、私どもが渡さないわけではございません。連絡をして取りに来てくださいますと申していますけれども、それを取りに来ていない世帯でございます。

2番目の給料の差し押さえの件数ということですが、私のほうでその件数についてはちょっと把握しておりませんので、総務部のほうで分かりますか。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中村隆一議員の給料の差し押さえの件数ということでございますけれども、現在その数字は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

中村議員、通告してありませんでしたので今のような答弁になりますけれども。

ほかの質問は。

○21番議員（中村隆一君）

全部、関連することなので今、答弁ができなければまた後日でよろしいですが資料を出して

ください。

次に先ほど市長さん答弁されましたけども、北杜市は非核平和都市宣言をしている。しかもまた市長さんは全国の平和市長会に加入している。そういう点では平和の先進市というふうに言えると思います。広島の平和使節団にぜひ中学生を参加できるように予算づけをお願いしたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中村議員の再質問にお答えいたします。

中学生の派遣ということでございます。

先ほども市長のほうでは検討をしたいというふうな答弁も申し上げておりますので、また市部局とも連携しながら、どのような方法があるかということもふまえて派遣についての検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

中村議員。

○21番議員（中村隆一君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

先ほどの中村隆一議員の、国保の2点目の給与の差し押さえの件数でございます。

給与の差し押さえは4件で、金額とすれば54万円程度でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水議員。

○11番議員（清水進君）

太陽光発電所の条例化について、お伺いをいたします。

今、市民の皆さんも声を上げていると思います。そして市の皆さんの担当者のところにも要望、改善を求める会、いくつかあがっていると思いますが、例えば識見として水田の耕作放棄地をパネルが数年前に設置されて75キロワット、50キロワットと25キロに分けてわざわざ小分けして電気事業法の手続きを取らない、そうしたところがあります。ちょうど、その家の近くですね、お母さんがこの太陽光の反射で朝の家事がまったくできなくなってしまった、2時間ぐらいは。遮光シートの設置を事業者に求めましたが、事業所のほうでは何もしてくれないという状況が生まれている。市では自由にこうした設置をさせるのに、あとのトラブルは当事者任せという状況が続いている。今まででもそうでしたが、やはりこの自然をなんとかして、あの環境を守ってほしい。北杜市は認可されている件数では山梨県内で大月市に次いで2番目。現在、設置されている箇所は500カ所を超えている。これが、4千件が認可されていますよ

ね。ですから本当に環境破壊がひどくなるというのは今の状況がここ1年、変わってきているというのが市民の皆さんの実態ではないでしょうか。ですので今の時期、ほかの市で条例化しているのに、やはり本市としてきちっと環境を守るという観点から条例化をすべきではないか、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水議員の関連質問にお答えいたします。

内容としては最終的に、先ほども清水議員が言われました県内の各市ではすでに4市が条例化していると。あとほかの市についても今後、条例化に向けて検討しているということで、条例化に関してはどのように考えているかと、そういう質問かと思えます。

まずは関係条例の整備については、県のガイドラインの内容も確認しながら前回の6月議会で条例も視野に入れてまいりたいと私は答弁しております。

それでガイドラインの関係ですけど、県においても森林法など既存の法令に守られているものに上乗せして規制することには、保護法益等の観点からガイドラインにより今回、コントロールしたいとお話を聞いております。しかしながら前回の答弁と同様になりますが、議会をはじめ市民の皆さまからのご意見を伺う中で、太陽光発電設備を取り巻く状況等を注視しながら条例化も視野に入れながら迅速な対応ができるよう体制を整えてまいりたいと考えております。しかしながら、今回9月1日に施行しました指導要綱によりまして対応のほうはしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

市長に最後にお伺いします。

ここ1年の状況の中で、やはり稼働する施設が多くなってくると思います。ぜひ条例化について市長の今のお考えをお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今さら太陽光発電の意義は繰り返しませんけども、国策としても低炭素社会を目指したクリーンエネルギーを推進しているわけであります。わが北杜市も聞きようによっては日照時間が長い、太陽光発電の潜在能力があるということでもあるわけでありまして、その中にあっていろいろな意味の市民の声も無にできないというか、規制の問題もあるわけであります。県も太陽光発電については条例化も検討しているやに聞いています。今、部長の答弁のとおりであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの代表質問を許します。

北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

第3回北杜市議会定例会にあたり、北杜クラブを代表して質問をいたします。

過日、9月10日・11日は日本列島を台風18号が記録的な豪雨で茨城県常総市、栃木県、宮城県大崎市など河川の決壊、氾濫により大変な大災害をもたらした多くの人の尊い命を奪い、いまなお復旧作業を余儀なくされている被災地の皆さんに早期の復興を願い、亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表します。

時は安倍政権の成長戦略の柱と位置づける地方創生に各自治体がしのぎを削り、地方版総合戦略をいち早く策定しようと知恵を絞っているとき、わが北杜市は白倉市長と市職員が全力で取り組み、9月中の策定を目標に交付金の上乗せに向けて頑張っているところだと思います。市長の所信でも多くの施策が述べられ、期待するところであります。

先般8月25日に開かれた議会全員協議会および定例記者会見では、財政健全化への取り組みが実り、実質公債費比率が25年度の12.9%に比べ26年度は1.9%改善し11.0%になるとし、将来負担比率も25年度決算の52.8%から25.9%減の26.9%になったと報告した。

実質公債費比率は平成20年度の決算では19.1%で、県内27市町村中、最下位でありましたが平成25年度の決算では中ほどの位置まで上昇するまでになりました。これは積極的に借入金の繰上償還を行い、市債の残額を減らす努力を進めてきたことが要因であると思います。誠に素晴らしい市政の舵取りだと賞賛するところであります。これからも今まで以上に市政執行に創意と工夫を凝らしていただき、市長の提唱する一流の田舎まちになることを期待します。

それでは大きく4項目について質問をさせていただきます。当局の答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1番、総合戦略による市民の未来は。

人口減少対策は喫緊かつ重要な課題であり、定住人口の増加を図り人口減少の緩和策により25年後、2040年に4万人を目標に確保する5年間の中期計画に掲げた各種事業に取り組む地方版の総合戦略が策定されました。国では新たに自由度の高い交付金を創設して事業を支援するとお聞きしております。今までも有利な交付金、補助金等を活用して市総合戦略を市民と協働して効率的で効果的な各種事業を地道に、そして確実に実施してきたと認識しておりますが、今回の総合戦略は本市の特色を伸ばすチャンスであります。

そこで今般の人口ビジョン、市総合戦略が市民生活に活力と潤いをもたらすことを期待して以下、伺います。

- ①戦略案に対するふるさと創生会議の主な意見は。
- ②重点プロジェクトの推進に市民の理解と協働を促す周知と認識の共有化は。
- ③25年後、目標値4万人と自然減による人口数の格差、人口動態比率の推移は。
- ④重点施策である子育て世帯の支援策による期待される効果と数値目標は。
- ⑤雇用の創出策として企業の競争力強化策と農業法人の用地確保策は。

⑥重点プロジェクトの成果の評価とPDCA方式の検証に第三者機関の設置は。

2番、地域医療について伺います。

政府は6月15日、有識者が医療費適正化を議論する専門調査会を開き、2025年度時点での望ましい病院ベッド数に関する報告書を発表した。最も低い推計でも病床が過剰になるとして41都道府県に削減を求める内容で削減幅2割以上が27県、うち3割以上が9県にのぼった。山梨は9,200床から2,300床、25%を削減し6,900床程度とすることが求められた。ベッドが過剰だと不必要な入院や長期療養が増えて医療費がかさみやすい傾向にある。病床の地域格差を是正し、年約40兆円にのぼる医療費の抑制を図ると発表した。しかしながら私も北杜市においては他市町村に比べても高齢化率は高く、今後入院や長期療養等、どうしても病床数が必要になることは否めないと思います。

以上のことを踏まえて、以下質問します。

本市の地域医療の構想について。

①国が示す病床削減への考えは。

②訪問診療との連携は。

③利用者への影響は。

④病院経営への影響は。

次に質問の3番目でございます。介護保険サービスと保険料について。

2015年4月29日の山梨日日新聞によると見出し「介護保険料月5,514円。全国平均65歳以上、10年後、推計8千円。厚生労働省は4月28日、65歳以上が支払う介護保険料が4月分から全国平均5,514円になる」と発表した。2012年から14年度、4,972円から542円増え、はじめて5千円台に達した。5年後の20年度には月6,771円。10年後の25年度には月8,165円まで上昇するとの推計も明らかにした。65歳以上の保険料は市町村の広域連合ごとに決められ、3年に一度見直される。高齢化の進行に伴いサービス利用の需要が高まり、保険料は急激に上昇。介護保険制度が始まった2000年当時から2倍近くになった。保険料の最高8,686円と最低2,800円の差は約6千円となり、地域差が拡大している。厚労省が全国1,579の市区町村や広域連合の保険料を集計した2015年度から2017年度に月6千円を超えるのは215カ所で、うち13カ所は7千円超だった。1,488カ所が保険料を引き上げる一方、64カ所は保険料据え置き、27カ所は引き下げた。これは介護予防などの取り組みが奏功したとみられる。月額保険料の最高は奈良県の天川村の8,686円で福島県飯舘村の8,003円、奈良県黒滝村と岡山県美咲町の7,800円と続いた。最低は鹿児島県三島村の2,800円だった。

厚労省は高齢化率、要介護の認定率が高い自治体ほど保険料が引き上がる傾向にある。サービス提供者が少ないため、保険料が低く抑えられている地域もあるようだと言及する。

都道府県別の平均では沖縄県が6,267円で最も高く、埼玉県の4,835円が最も低い。山梨県は5,317円で9.4%の増加。保険料が最も高いのは道志村の6千円。お隣の韮崎市は5,128円。甲府市は5,873円。最も低いのがわが北杜市の4千円。2000年度の介護費用3兆6千億円だったが2015年度予算では10兆1千億円。政府は事業者を支払う介護報酬を4月から2.27%引き下げたが、費用と保険料の上昇は止まらなかったとありました。

さて北杜市の第4次北杜ゆうゆうふれあい計画によると市の平成27年度から29年度まで

の3年間の介護保険料の基準月額が4,352円となりますが、これまで積み立ててきた支払準備金のうち2億1千万円を取り崩し、介護保険料に充てることにより基準月額は4千円となりますとあるが、高齢者数の実績の内訳を見ると65歳から74歳の前期高齢者および75歳以上の後期高齢者はいずれも増加しており、平成26年は前期高齢者が7,905人、後期高齢者が8,300人となっています。

平成27年度以降の推計を見ると前期高齢者は平成32年まで増加すると推計されますが、その後減少し平成37年は7,922人になるとされます。

一方、75歳以上の後期高齢者は前期高齢者と比較すると穏やかに増加が続き、平成37年には1万326人にのぼることが予想されます。市の前期高齢者と後期高齢者の構成比は後期高齢者の比率が高い状態が続いていましたが、団塊の世代が高齢期に入ることから第4次計画期間中の平成27年から平成29年は、前期高齢者と後期高齢者の構成比が拮抗すると考えられます。その後は徐々に後期高齢者の比率が高くなり、平成37年には後期高齢者が約57%を占め、平成27年から7ポイント程度上昇することが予想されていますとありました。

以上の点を踏まえて、以下質問します。

1. 介護保険の新制度について伺います。

①新制度の概要は。

②具体的な取り組みとその成果は。

2. 本市の介護保険料について伺います。

①本市の平成27年から29年までの介護保険料が県下一安いの要因は。

②本市の介護認定の審査が他市と比べて厳しいとの風評を聞くと、料金設定との関係は。

③わが北杜市は住みたいまち日本一です。ますます高齢化が進行する中で、介護保険料軽減措置の考えがありますか。

④平成30年以後の介護保険料は徐々に高くなると予想されるが平成30年、31年、32年度の保険料のシミュレーションでの試算は。特に団塊世代が後期高齢者になる平成37年以後の試算は。

⑤中・長期的な推進結果を踏まえた今後の取り組み方は。

4番目の質問でございます。南アルプスユネスコエコパーク登録に伴う地域振興策は。

静岡県、山梨県、長野県の10市町村が登録を目指してきた南アルプスユネスコエコパークが平成26年6月12日にユネスコにおいて承認・登録され、本年6月11日で1年が経過しました。3月に発足しました北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会の基本理念には甲斐駒ヶ岳・鳳凰山系の偉大な自然環境を後世に守り伝え世界に発信するとともに、持続可能な資源を産業・文化・交流活動に利活用し地域の活力を生み出すため、私たちはユネスコエコパークの登録を大きな契機と捉え、確かな使命感と勇気を持って人と自然と文化が調和をする地域づくりを目指しますとあり、なおテーマごとに環境部会、ブランド部会、文化・教育部会、ツーリズム部会、おもてなし部会と5つの部会を立ち上げ、市民の皆さんが考えを出し合い活動するとあります。そこでこれらの活動について、以下伺います。

1. 北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会の活動と市の支援について。

①地域連絡会の現在の活動状況は。

②地域連絡会は市民、団体、企業等が一体となって取り組んでいるが、市の活動に対する支援体制と市民の意識を高める施策は。

③地域連絡会が活動するにあたり、活動経費が必要になるがどのように考えているか。

2. 南アルプスユネスコエコパーク構成10市町村の連携および取り組み状況について。

①10市町村間で連携を図って取り組みを進めていると思うが、全体での活動状況は。

②北杜市では地域連絡会が設立され、地域をあげた活動を始めたが他の市町村のエコパークに関連する活動状況は。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

総合戦略による市民の未来について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと創生会議での意見についてであります。

北杜市総合戦略を策定するに当たり、市民をはじめとする産・官・学・金・労・言の有識者を委員として委嘱し、これまで3回の北杜市ふるさと創生会議を開催してまいりました。総合戦略では自然環境の保全と活用を推進する循環型社会の構築に向けて多世代が交流し、まちに人が溢れ住み続けたいまち、住んでみたいまちの実現を目指すとともに雇用の創出により企業と人で活気のある豊かで暮らしやすいまちづくりを目指しております。

委員の皆さまからいただいた主な意見としては、人口ビジョンにおける将来の人口推計の考え方、また総合戦略では子育て世代への住宅助成、特定空き家対策や空き家の活用などの住まいに関すること、観光振興として道の駅駐車場整備に関することなどであります。

次に、重点プロジェクト推進の周知方法についてであります。

人口減少の周知については「北杜市の未来を考えるシリーズ」として、広報ほくと6月号からお伝えしており、このシリーズにおいて人口ビジョンおよび総合戦略の概要をお知らせいたします。

順次、市広報紙において総合戦略の内容を周知していくとともに市ホームページやCATV等も活用し市民の皆さまに戦略をご理解いただき定住人口の維持、増加に努めてまいります。

次に、人口ビジョンの推計値と人口動態の推移についてであります。

人口ビジョンでは少子化による自然減は避けることができないことから、子育て支援策等の充実や移住定住促進により子育て世代の転入を増やすことで短期的には人口を維持し、25年後の平成52年の人口では4万人を維持することとしております。

目標値を設定するに当たり国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成22年度国勢調査の4万6,968人が平成52年は約3万3千人となり、うち自然減は約1万6千人、社会増

は約2千人であります。これに対して総合戦略に取り組むことで自然減は約1万3千人、社会増を約6千人見込むことで約4万人としたところであります。

子育て世代への支援策により、出生数の増加が見込めることから自然減を毎年400人程度で推移することとしているものであります。

次に子育て支援策についてであります。

北杜市総合戦略ではたくましい北杜っ子・若者応援プロジェクトとして、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、全国的にも珍しい保育料第2子以降無料化を継続的に実施するとともに、子ども医療費助成制度の対象年齢を中学3年生まで拡大するほか認定こども園の設置や病児・病後児保育の導入に取り組めます。

また子どもたちのすこやかな育成への支援を図るため、ファミリーサポートセンターやつどいの広場事業、放課後児童クラブ事業を充実させるなど、きめ細かなサービスを提供して子育て世代が魅力を感じる地域を創生してまいります。

一方、一流の田舎まち・住まいづくりプロジェクトでは、子育て世帯のニーズに合った住まいの創生を目指し、子育て支援住宅の整備を進めるとともに子育て中の世帯、これから子育てを行う世帯が新たな住まいを取得する場合の支援として建築や購入、リフォーム、増築などに必要な経費の一部を補助することなどにより、5年間で1,800人の若い世代の転入を見込んでいくところであります。

次に雇用創出策についてであります。

企業の競争力強化策については、総合戦略に日本の機関車・雇用創出プロジェクトとして市内企業への支援や企業誘致、多分野の連携の推進、地域経済の活性化および就業機会の創設に積極的に取り組むこととしております。

具体的には社員寮や勤労世帯のための民間アパート建設に対する補助制度、海外への新たな販路拡大や国際的な品質認証制度等の取得、人材育成に対する支援を充実するとともに北杜市企業交流会などを強化する中で、市内企業等の多種多様な要望等を把握し支援してまいります。

次に農業生産法人の用地確保策についてであります。

本市には、現在17社の法人が農業参入していただいております。雇用の創出、遊休農地の活用など地域の活性化に大きく貢献していただいているところであります。市としては「安全・安心 日本の台所 北杜市」を前面に出し、今後も法人の農業参入について積極的に推進してまいります。

なお、用地確保策については、現在も10カ所程度の遊休農地等を参入希望の法人等に紹介しておりますが、地域の要望等も踏まえ北杜市農業振興公社と連携し用地確保に努めてまいります。

次に評価・検証に当たっての第三者機関設置についてであります。

総合戦略の重点プロジェクトの評価に当たっては担当部局で施策、事業ごとにPDCAシートを作成し年度ごとに進捗状況やKPIの達成度、次年度以降の取り組み方針などを検証することとしております。

なお、検証結果等については、北杜市ふるさと創生本部会議において進捗管理を行ったのちに第三者機関であります北杜市ふるさと創生会議のご意見を伺うこととしております。

その他につきましては担当部長、次長等が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域医療について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国が示す病床削減への考えについてであります。

昨年６月に成立した医療介護総合確保推進法によって、都道府県は地域における効率的・効果的な医療提供体制を確保するために、将来のあるべき姿を示す地域医療構想を医療計画において策定することが定められ、それを踏まえ市区町村では改革プランを策定することとなったところであります。

県では、国が示した平成３７年時点で病床が過剰となる４１都道府県の病床削減の方針に沿って、県内の医療機関から意見を聞きながら本年度中に山梨県地域医療構想を策定することとしております。

県では県内の病院には急を要する患者向けの高度急性期機能の病床が多い一方で、在宅復帰に向けた医療やリハビリを受ける患者向けの回復期機能の病床が少ないため、バランスのよい配置を目指し、地域医療構想で数値目標を設けることとしております。

本市では山梨県地域医療構想を踏まえて市立病院の自主的な取り組み方針を示すとともに、経営の黒字化・安定化を目指す新北杜市立病院改革プランを来年度中に策定してまいります。

次に訪問診療との連携についてであります。

国では団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年に向けて住まい、医療、介護、予防、生活支援を日常生活の場で、一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めております。

市立２病院においては、平成２５年度から地域連携室にそれぞれ社会福祉士１名を配置しておりますので、今後はより安心して在宅療養ができるよう地域ケア会議等と積極的に連携を図ってまいります。

次に利用者への影響についてであります。

国が示した病床機能分化では、病床としての機能が明確になっていない病院の一般病床の一部は減床、または長期療養への転換が想定されます。

医療介護総合確保推進法の医療・介護を巡る方針は、患者・利用者の居場所を医療施設から介護施設へ、介護施設から在宅へと在宅で暮らし続けるための医療を推し進めています。

患者・利用者が在宅で療養していくためには地域包括ケアシステムの構築を行い、病院や開業医、地域包括支援センターなど患者・利用者に関わる関係職種が包括的に支援することで安心して在宅療養ができると考えております。

次に病院経営への影響についてであります。

国の医療・介護を巡る方針は高齢化率も高く、在宅医療を実施する医療機関も少ない本市において患者・利用者のニーズに対応することは厳しいものとなります。しかしながら、来年度中に策定する新北杜市立病院改革プランに基づき、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で市立２病院が安定した経営のもとで、へき地医療や救急医療、地域の中核病院としての役割を継続的に担っていけるよう取り組んでまいります。

次に介護保険サービスと保険料について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護保険の新制度の概要についてであります。

本年度の介護保険法の改正によって、費用負担の見直しと地域包括ケアシステムの構築のために、高齢者が参加できる社会づくりを目指す新しい総合事業が位置づけられたところであります。この事業は地域の元気な高齢者が担い手となり、互いに支え合う仕組みを地域の中につくり上げていくもので、介護予防の充実と高齢者の多様なニーズに応える多様なサービスの提供を市民グループ等が主体となって展開していくものです。

本市では、平成24年度から全国に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業を実施していることが評価され、昨年11月に厚生労働省主催の「第3回健康寿命を伸ばそうアワード」において優良賞を受賞したところであります。

次に具体的な取り組みと成果についてであります。

現在、介護予防・日常生活支援総合事業をさらに発展させて進めているところであり、通所型サービスにおいて提供されているふれあい広場やふれあい処、生活支援サービス体制整備の拡充を図りながら一般介護予防事業であるコミュニティカフェ、公民館カフェなどの高齢者が気軽に集える通いの場をさらに増やし、市民による運営ができるよう担い手を養成していくこととしております。

このような事業を実施することにより、健康な高齢者が増えて介護認定を受ける人が少ないことが本市の特色であり、成果であると考えております。

次に、平成27年度から平成29年度までの介護保険料が県下で一番安い要因についてであります。

本市では、平成24年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、早期の相談対応により必要な介護予防事業を提供することで、介護給付費や介護認定者の増加につながらなかったと考えております。

また北杜市の豊かな自然環境の中での生活や地域コミュニティによる支え合いなどにより、元気な高齢者が多いことも要因の一つであると考えているところであります。

次に認定審査と保険料設定の関係についてであります。

今回の改正でも介護保険申請の前に、まずは相談という手順が示されていることから本市においても申請の前に相談する体制を整えており、介護サービス利用の前に医療機関への受診や介護予防事業を試みることを勧め、申請に至らない場合もあることや必要な介護サービス利用への早期対応を心掛けており、きめ細かな相談対応が過剰な介護にならずに適正に利用されていると考えられます。

なお、認定審査は介護保険法に基づく全国一律の基準により行われるものであり、保険料とは直接関係はないものと考えております。

次に介護保険料の軽減についてであります。

今回の制度改正で介護保険料の段階区分を9段階に設定し、低所得者の保険料軽減強化を図ることが国より示されております。このことから本年4月には第1段階の保険料率を0.05%軽減し、平成29年4月からの消費税率10%引き上げ時には第3段階までの方を対象にさらに軽減強化される予定であります。高齢化が進む中で元気な高齢者を増やしていくことが介護保険料を抑えることにつながりますので、今後も介護予防の充実に努めてまいります。

次に保険料の試算についてであります。

後期高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加から介護認定者や介護サービスの利用者は増大し、本年度策定した介護保険事業計画の中では平成30年から3年間の介護保

険料は5,390円に、また高齢化率が40%を超える平成37年度には6,340円となる
ことが見込まれております。

次に今後の取り組みについてであります。

保険料の上昇を抑制するために、健康寿命を延伸することを目標に若い世代からの健康づく
りと介護予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでまいり
たいと考えております。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために医療と介護の連携を強化し、認知症
施策の充実と高齢者の生活を地域全体で支え合っていく体制をさらに充実してまいりたいと考
えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

南アルプスユネスコエコパーク登録に伴う地域振興策について、いくつかご質問をいただい
ております。

はじめに、地域連絡会の活動状況についてであります。

地域連絡会の現在の活動状況であります。本年3月に設立総会を行い規約、基本理念、活
動方針を決定する中で現在、短・中・長期的な事業計画を策定するため環境、ブランド、文化・
教育、ツーリズムの4部会が会議を重ねております。おもてなし部会については現在、部会設
立準備段階となっております。

各部会での事業計画を幹事会でまとめ、10月の総会で事業計画を決定してまいりたいと考
えております。

現在、登山道周辺の清掃活動や生態系調査保全事業等が計画されており、10月には南アル
プスユネスコエコパーク関係市町村である静岡県川根本町の視察を実施し、先進的に行ってい
る保全活動やツーリズム事業を研修する計画であります。

次に、地域連絡会活動に対する支援体制と市民の意識を高める施策についてであります。

地域連絡会への市の支援体制については連絡会の総会、幹事会、部会の運営に対して市の関
係部署が事務局を担い、運営についての助言や支援等を行うとともに事業実施についての支援
を行ってまいります。

市民の意識を高める施策としてはパンフレット、ポスター、市民バス等へのラッピング広告
等による周知、PRをはじめ市役所、総合支所等への情報発信コーナーの設置、イベントへの
特設ブースを設けての活動内容等の周知、教育委員会において甲斐駒講座の実施を行っており、
今後内容の充実を図ってまいります。

次に地域連絡会の活動費についてであります。本年度は企業をはじめとする多くの皆さま
にご協力いただいている環境保全基金を活用しております。

今後の事業展開については、事業内容によって環境保全基金事業や富士見町との八ヶ岳定住
自立圏共生ビジョンに基づく事業展開、北杜市総合戦略に基づく地方創生事業の導入を計画し
ております。

次に構成10市町村全体での活動状況についてであります。現在、南アルプス世界自然遺

産登録推進協議会で引き続き事業展開を行っております。

ユネスコエコパークに登録されたことにより、エコパークに特化した活動の推進を図ることとし、エコパーク自然環境の保全管理と利活用に共同で取り組むための管理運営計画の策定やエコパークの周知、PR活動等に取り組んでおり、本年度から10市町村で分担し観光情報、表示看板設置、定期報告の専門チームを構成して環境省や関係3県のご協力をいただく中で活動を始めたところであります。

次に、ほかの市町村のエコパークに関連する活動状況についてであります。

韮崎市が本年5月に地域推進協議会を立ち上げておりますが、その他の市町村では従来から行っている保全活動等を継続や拡大している状況で、新たなエコパーク関係の事業はこれから計画すると聞いております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは、まず総合戦略について再質問をさせていただきます。

先ほど人口ビジョンの推計値と人口の推移を伺ったところでありますが、今般の山梨県の人口ビジョンでは定住人口75万人に加え、二地域居住者や県出身者の帰郷頻度などをリンケージ人口として加えたものを山梨モデルとして発表されました。本市の総合戦略でも交流・観光プロジェクトとして各種施策が盛り込まれていますが、仮に県が言うような二地域居住者や帰郷人口等を加えるような人口推計は考えられますか、伺います。

再質問の2としましてたくましい北杜っ子、若者応援プロジェクトとして子育て支援策の具体的な取り組みでファミリーサポートセンター、つどいの広場事業、放課後児童クラブ事業を充実させるとしているがその状況はいかがですか、お伺いします。

再質問の3として、日本の機関車・雇用創出プロジェクトとして市内企業への支援や企業誘致、他分野の連携の推進、地域経済への活性化および就業機会の創設に積極的に取り組むとしております。

具体的には社員寮や勤労世帯のための民間アパート建設に対する補助制度、海外への新たな販路拡大や国際的な品質認証制度等の取得、人材育成に対する支援を充実するとともに北杜市企業交流会などを強化する中で市内企業等の多種多様な要望等を把握し支援するとあるが、市内の企業の中には国際的に活躍をし、時代を先駆ける製品等を生産している企業もたくさんあるように見受けられるが、それらの企業に対して具体的にどのような支援をしているのかお伺いします。

再質問の4として、農業法人についてお伺いします。

参入農業法人が17社で遊休農地の活用、雇用の確保など北杜市の地域活性化に大きく貢献していると答弁がありました。これは積極的に誘致を行った結果と考えられ、今後も参入農業法人の増加が図られることを期待します。

しかしながら市内には地域の基幹となっている営農組織の農業法人もあります。市内の集落営農組織も積極的に支援することが市の農業政策を推進する上で重要と考えますが、お考えを

お伺いします。

1. 市内の集落営農組織の数は。

2として市内の集落営農組織への支援策は。

以上、お伺いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

秋山俊和議員の再質問でございます。

先般、県のほうからリンケージ人口として山梨モデルが示されたと。その内容が本市の総合戦略の人口推計に加えるといえますか、その考え方があるかどうかということでございますけれども、先ほども答弁させていただきました、本市の人口ビジョンは子育て支援の充実と移住定住促進策によりまして、子育て世代の転入を増やすことで人口4万人を維持するということとしております。県のリンケージ人口、県とつながりを持って共生していこうという期待の県のモデルでございますけれども、あくまでこれらの定義等の交流人口につきましては山梨モデルということでございますので、県内市町村に記載するということは求められておりませんので、本市の人口ビジョンでは先ほど言いましたけれども、子育て支援策の充実と移住定住促進策によって、子育て世代の転入を増やすということで4万人とするものでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援策の具体的な取り組みについてというご質問でございます。

まずはじめに、ファミリーサポートセンター事業の充実であります。

ファミリーサポートセンターの事業については現在、依頼会員のニーズに対して協力会員が不足している状況にあることから、周知活動の強化に努めるとともに地域に出向き説明会を開催するなど登録者の増加に努めてまいりたいというふうに思っております。また病児・病後児保育と連携し、軽度の病気の子どもの預かりなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、つどいの広場事業の充実についてであります。

つどいの広場事業におきましては、平日の午前10時から午後3時までを基本として実施しておりますが、父親の保育・育児の参加やワーキングママにおける子育ての主は休日であることから休日の開所を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に放課後児童クラブ事業の充実についてであります。現在、施設整備を進めておりまして来年度から全施設において小学校6年生までの受け入れが可能となります。各クラブにおいては高学年と低学年に応じた保育内容を工夫する必要があることから、外部指導者を活用した英語遊びなど、遊びながら学ぶ環境を整えていきたいと考えております。

また地域の人材を活用した事業などにより保育内容を充実させ、児童が放課後楽しく過ごせる場所づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、保育の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減など子育て支援の充実や原っぱ教育の

充実などさまざまな取り組みによりまして、子育て世代から子育てで選ばれるまちになるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

最初に市内の企業への支援策ということでございますが、市内企業へのアンケートを取った結果、社員の住むところが少ないというようなお話もございまして、今回、総合戦略の中でも謳っておりますけど、社員寮の整備、それとアパート建設への助成という事業を行ってまいりたいと考えております。

また産業人材の確保育成、それから企業の意欲的な活動などの支援も視野に入れております。また企業の販路拡大や国際的な品質認証制度取得に対する支援なども考えております。さらに地域企業情報や雇用情報を積極的に発信し、それに伴うまた合同就職ガイダンスの開催なども併せて予定をしております。

2点目としまして、市内の集落営農組織の数というご質問だと思いますけど、市内の集落営農組織は18組織でございます。明野町の2組織をはじめ8町に組織されております。集落営農組織への支援策ですが、国・県等の補助事業を活用し農業機械や農業施設整備に対する補助、また市単独の担い手農業者、農作業機械修繕事業によりトラクター、コンバインなどの機械の長寿命化のための補助制度がございます。それと併せて農地の集積につきましても北杜市の農業振興公社、農業委員会等と連携して支援しております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございます。今後より一層の活動推進を期待いたします。

続いて、地域医療について再質問をさせていただきます。

本市は高齢化率が非常に高いわけでございますが、これからも高齢化率は高くなっていくことが予想されます。市立病院の病床削減については非常に心配されるところでございます。方向性を考えておりますか、お伺いします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

市立病院の病床削減についての方向性ということでございますけども、国が目指しております平成37年の病床の姿は、先ほども言いましたように高度急性期機能の病床が必要以上に多い。その中で回復機能の病床が少ないということで、バランスの取れた病床の配置を目指していくということでございます。

一方でまだ山梨県の地域医療構想がまとまっておりませんので、市立2病院がどのような状

況になるのか、現在のところでは見えない状況でございます。

ただ平成37年、高齢化率40%を超える見込みであります本市におきましては医療需要、特に回復期、慢性期の医療は増大していくものと思慮されます。当然、医療資源の少ない地域の実情は配慮されていくものと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは再々質問をさせていただきますが、本市では山梨県地域医療構想を踏まえて平成32年までの新北杜市市立病院改革プランを策定するとありますが、その中で特に北杜市らしいプランはどのようなものと考えているか、お伺いします。

それから医療介護総合確保推進法の内容をより具体的に教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

新北杜市立病院改革プランの北杜市らしいというところでありますけれども、来年度策定を予定しております。国が要求しておりますのは前回、第1次の北杜市立病院改革プランを策定したときと同じようにまずは経営の効率化を図るため、あと病床利用率を70%以上にするためだとか、経営の収支状況を100%以上にするというような4つの項目がございましたけれども、それは今回もそのまま踏襲されております。その中に今回、病床削減も謳われてきますので、それに対する市の方向性なども謳っていくというふうに考えております。

次に山梨県地域医療構想のところでございますけれども、具体的にということです。先ほども答弁の中にありましたとおり、全国的にもそうですし山梨県も25%削減をしろというふうに言われていますけれども、急性期医療の部分が非常に多く病床があるということで、その部分を慢性期だとか回復期のほうにまわしていきたいというふうな構想になっていくと思われます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。それでは続いて、介護保険の制度について再質問させていただきます。

先ほど新制度の概要については答弁をいただきました。介護保険の新制度によって新しい総合事業が位置づけられ、4月から始まっているわけですが要支援の訪問介護や通所介護が総合事業に移行しております。1として、その移行は順調かお伺いします。

2. 一般介護予防であるコミュニティカフェ、公民館カフェなどのつどいの場の担い手の養成は順調か、お伺いします。

質問の2として次に介護保険料について、団塊の世代が75歳を迎える今から10年後の平

成37年には1万円を超える保険者が全国で67に達するという試算結果が出ています。北杜市においては6,340円という試算のようですが、今後高齢化が進み介護認定率が上昇していけば10年後、6,340円では済まず当然これより上がっていくことも考えられますが、そのための対策を考えているかお伺いします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

1番目ですね、総合事業に移行しているか、移行は順調かというようなことでございますけれども、新制度への移行についてですけれども、今年度の制度改正で訪問型サービス、通所型サービスが新しく総合事業として位置づけられ、介護認定を受けなくても要支援に相当する人は総合事業のサービスが受けられるということになってございます。改正前に要支援の認定を受けた方は更新時に新制度に移行していきますけれども、更新の時期には地域包括支援センターの職員が一人ひとり訪問しまして、移行について説明をしながら更新の対応をしております。8月末現在、要支援認定者のうち20名が認定の更新を受けずにサービスを使うようになっております。この間、特に混乱もなくサービスの利用も順調に経過しているということでございます。

コミュニティカフェのことですけれども、現在コミュニティカフェを数カ所でやってございますけれども、それも今後は増やしていきたいというふうに考えております。

次に介護保険料についてでございます。

上昇するための対策を考えているかということでございますけれども、高齢化が進み介護認定者が増えることは介護保険料が、介護給付費が増加して保険料が上がることになります。保険料を抑えるためには元気な高齢者を増やすことでございます。これまで取り組んできました介護予防事業、また高齢者が支える各種事業など現行の事業を積極的に展開していくとともに今以上に健康で活力ある高齢者を増やしていくことが重要だと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、最後の南アルプスユネスコエコパークについての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、北杜市の地域連絡会においてはすでに個別の取り組みについて検討が進められており、また市の支援体制や経費の充当についても整理されているとのことでした。さらに連携、10市町村の取り組みについてはある程度進んでいるとのことですが、その中では北杜市の取り組みが一步進んでいるのではないかといった印象を受けました。しかしながら北杜市総合戦略にもあるように、地域の活力を将来にわたって維持していく上で南アルプスユネスコエコパーク登録に伴う地域振興策についても、一日も早く具体化していく必要があると考えています。

とりわけ南アルプスユネスコエコパークが活力あるふるさとを目指して、市民が主役となって団体、企業、行政等が一体となって取り組んでいくものであれば、まずは市民の意識を高めていくことが重要と考えますが、地域連絡会の活動の詳細について具体的に市のお考えを再度

伺います。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

ただいま、秋山俊和議員から再質問のありました市民の意識を高めるための地域連絡会における活動の詳細についてお答えいたします。

地域連絡会の皆さまには、この3月の設立総会以降、各部会に分かれて多いところでは4回もご議論いただくなど熱心に検討していただいております。

まず環境部会におきましては、環境を考える上でやはり地域にとって重要なのは清流、清らかな川の流れというものが重要であるとの観点から、今後その象徴であるカジカ、親しまれているカジカというものをとらえて調査や研究、学習会をすすめてはどうかといった検討がなされております。

それから自然に親しむためには、やはり人間側のマナーの向上もしなければならないとの観点から来週、10月30日ですけれども甲斐駒ヶ岳、旧五合目小屋の跡地における清掃活動を実施する予定になっております。

それから文化教育部会におきましては、この春から夏にかけて行われました甲斐駒講座への出席を果たしたほか、今後地域の文化や歴史なんかを継承するためには、地域の民話ですとか民謡ですとか、そういったものを掘り起こしてはみてはどうかといった議論がなされておりますし、またツーリズム部会では地域の魅力を感じてもらうためには自ら考えるというよりは、市外から来られた方に直接聞いてみてはどうかということで、すでに市外から移住されて活躍されている方が直接、市の魅力について聞き取りを行ったところであります。

ブランド部会におきましても今後、どのような産品をブランド化していくのが適切かということで、10市町村内にありますけれども先進地の視察を予定しているところであります。

市といたしましては今後、その地域連絡会における幹事会、それから総会で今後決定されるであろう計画、これを事務局としてもしっかりと支援し、サポートしていきながら市民の皆さま方にも知っていただくように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは再々質問をいたしますが、ここは答えられる範囲で、答えられるところをお願いいたします。

まず1. お米、そば、長いもなど農産物、特産品のブランド化の進捗状況はいかがか。

2として虎頭の舞、大和神楽など伝統芸能の継承。市民講座、南アルプス岳講座による啓発の進捗状況はいかがか。

3として観光ガイド、農業指導者などの甲斐駒エリア案内人の育成の進捗状況はいかがですか。

以上、お伺いします。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目、ブランドの推進状況についてであります。

ご指摘にありましたようにお米、そば、長いも等ございます。ブランド部会におきましてもそういったもの一つひとつを見ながら議論した上で、今後その前にまず1回、10市町村内における先進的な取り組みを見て、それからどのような手法があるのかということを研究しているというふうに進んでおります。

それから2つ目の虎頭の舞ですとか大和神楽の文化の関係、これにつきましても虎頭の舞ですとか大和神楽がどのような歴史的な経緯を持っているのか、どのような意味を持っているのかということを古い民話の中から掘り起こし、現代版にアレンジして次世代に伝えていくという方向性をもって専門家を招いてのご教授いただくとか、それからそういったものに精通した方をお招きして、内容を聞いてみるとかということを今後やっていきたいという話を進めております。

それから3点目、観光ガイドの、あるいは農業の指導者の育成につきましては現在、これはその武川、白州、甲斐駒エリアにおける、どこにどのような資源があるのかというマップというものをつくる上で、ツーリズム部会からご意見をいただきながら、それが首都圏ですとか中京圏ですとか、遠方から来られた方をどのように導くのかという、例えば日野春駅からどのように導くのかとか、そういった議論につなげていくための準備をしている段階で、具体的なガイドのこういった方にこういったもので、やり方でということまではまだ話がついていないと、そんな状況であります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（千野秀一君）

秋山俊和君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

介護保険サービスについて、関連質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にありましたように介護保険料金の抑制は、介護予防が一番重要だということでもあります。北杜市は幸い元気な高齢者が多いということで、県下でも最低の介護保険料ということになっているということでございますけども、介護保険サービスを利用しなければ損だという考えを持っている方もいらっしゃると思います。この人たちはどういうふうに説得するのか、そのことを一つお願いいたします。高齢者自ら元気になるための、頑張るという気にさせる工夫が必要かと思いますが、よろしくお願いいたします。

また一度、保険料を使いますとなかなか元気になっても卒業することが難しいのではないかと

と思いますけども、卒業させるような方向にもっていく工夫、対策をお伺いいたします。

それから閉じこもり等、なんらかの支援を必要とする人もいらっしゃると思います。この方々に対してのサービスは何かございますか、よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の関連質問にお答えいたします。

最初のサービスを利用しないと損だという考えでサービスを利用する人がいる、その方についての説得ということですが、介護保険のサービスにつきましては、それぞれその方の介護の区分ですね、要支援から始まって介護の5までの区分がございますけども、それぞれの段階で受けられるサービスの量というのは決まっています。したがって、余計なサービスを受けようとしてもそれはうちのほうでケアプランを立てるときに、このサービスは受けられませんとかというふうになりますので、おのずと必要以上に、受けなければならないからということで受けるというようなことはございません。

また介護サービスを卒業させる工夫ということでございますけども、なかなか介護状態が改善していけば卒業もできるわけですが、介護認定度が高くなった方につきましては、その状態を維持することが重要だと考えております。それで、要支援の方はサービスの利用で改善されて卒業というふうな方もございます。ですので工夫というか、いろんなサービスを受ける中で容態が改善して卒業していってもらうというふうに考えております。

それから閉じこもり者へのサービスということですが、やっぱり閉じこもりは介護のほうにつながっていくというふうになりますと、やはり外に出て足腰を使わないと介護のほうにいきますので、それぞれそのような方々、チェックリストを使う中でそのような方がいた場合はこういうサービスがありますということで、積極的に外に出ていただくようなことはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時40分。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時40分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、6番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表して、質問をさせていただきます。

北杜市は合併をして10年という大きな節目を経過いたしました。8町村と数の多い、また総面積も600平方キロを超えるという広い地域の合併であったため、スタートからの10年間の行財政運営は非常に厳しいものがあったかと思います。

そのような中でありましたが、白倉市長をリーダーに職員が一丸となって懸命に取り組んできたこと。そして市民の皆さまや多くの関係の皆さまのご理解とご協力により課題を一つひとつ着実に解決し、その成果は市の行財政施策や地域づくり活動として市内の随所にあちこちから表れてきております。しかし市民の皆さん方の期待に応え、北杜市を大きく発展させていくためにはまだ道半ばであるかと思います。多くの重要な課題が山積すると言っても過言ではないかと思います。

本年は合併10年目の1つの到達点であると同時に、次の10年に向かっての基礎づくりをする重要な年であるかと思います。

合併以来、第1次総合計画の基本コンセプトとして人と自然と文化が躍動する環境創造都市を、その形成を大きな目標に掲げ行財政施策推進に取り組む一方、行財政改革アクションプランに基づき厳しい行財政運営を凌いできたその実績、その足跡は北杜市の将来への基盤になるものであるかと思います。しかし、今まさに急激な人口減少対策が自治体の存亡をも左右しかねない大きな課題として横たわっております。

北杜市としては合併後の10年間の成果を基盤とし、国の施策等に敏感に反応し全国的にも、また世界にも誇れる自治体として将来へ向かって果敢に挑戦していくことが重要であり、必要であり、そして責務であるかと思います。

そこで北杜市の将来へ向かっての課題の中から重要な4項目について以下、質問をさせていただきます。

まず第1項目めは、第2次総合計画策定に当たっての基本的な考え方についてであります。

北杜市第1次総合計画は平成19年3月に策定されました。北杜市の将来の姿としてふさわしい人と自然と文化が躍動する環境創造都市を基本コンセプトに掲げ、合併した8つの町のそれぞれの特色を生かし、北杜市としての統一を目標に8つの杜づくりを政策大綱として定め、合併後の混沌とした厳しい状況下ではありましたが、将来に夢のある希望の持てる地域づくりを進めてきたかと思います。

その成果は財政の健全化による行政基盤の強化、多くの公共施設の指定管理制度への移行による効率的運営とサービスの向上、また従来にはない新たな視点における県境を超えての広域連携による八ヶ岳観光圏構想や定住自立圏構想への取り組み、そして小学校の統合による教育内容の充実強化、人口減少対策としての子育て支援策への積極的な取り組みなど市の施策の随所にその成果を見ることができます。合併後の10年間の大きな課題と将来への展望の中での課題を踏まえ、これからの10年間は非常に重要な期間になるかと思います。

第1次総合計画を指針とし、推進してきた10年を基盤に次の10年へ向けて本年度から第2次総合計画の策定に取り組んでおりますが、次の世代へ責任を持って継承することができる計画の策定、そして実施段階においてその成果をより大きなものにするためには第1次総合計画の実績と課題等について総括をし、それらの評価と反省のもとに計画策定に取り組むことが

必要であるかと思います。

そこで以下、4点について質問をさせていただきます。

まず1点目であります、第1次総合計画を指針として行財政運営に取り組んできた今までの10年間の成果、そして今後の課題について。

2つ目であります、第2次総合計画策定に向けての基本的な考え方についてであります。

3点目であります、策定過程では多くの住民の皆さま方の参加と意見の集約が必要であると思いますが、これらについてどのような方策を講ずるのか。

4点目であります、白倉市長はまち・ひと・しごと創生に関する調査・研究および対策を審議することを目的とし、全国に790ある市の中から選ばれた32名の市長で構成されておりますまち・ひと・しごと創生対策特別委員会の委員に選任され、参加をされております。その特別委員会に委員として参加することにより、北杜市の行財政運営上どのような影響、またメリットがあったか、お聞きしたいと思います。

以上4点について、よろしくお願いをいたします。

次に第2項目めであります、財政の将来見通しについてであります。

北杜市は第1次総合計画の基本理念として重要な5項目を掲げ、その最初、1番目に最優先課題である行財政改革、すなわち自立した地域社会に向けた行財政の強化を強く宣言し、総合計画を基本として市民の豊かな生活の確保と安心・安全な地域の確立のため、尽力してきたと思います。

その成果は地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための健全化判断比率に明確に表われてきております。

具体的に申し上げますと健全化判断比率が算定、公表された初年度は平成19年度ですが、その決算と昨年度、平成26年度決算を比較しますと実質公債費比率は19.0%であったものが11%と、8%という大きな数値が改善されております。また将来負担比率は160.5%であったものが26.9%と、これも大幅な改善が図られてきております。また合併時1千億円を超えていた地方債の残高につきましても積極的かつ計画的に繰上償還等を行い、平成26年度末では724億円と、285億円余の減額に努力してきております。一方、合併時50億円だった基金残高は185億円と135億円という大きな金額を増加しております。

一方、このように10年間で借入金減らし基金を増やしてきたことにより合計で400億円を超える大きな財源を確保する思い切った行財政改革を実施してまいりました。

このような成果を得ることができたその背景には、国の施策や財政支援の情報を迅速かつ的確に捉え、それらへの対応をするとともに行政内部においても痛みの伴う改革を大胆に実施し、そして多くの関係団体や市民の皆さまのご理解とご協力があったからこそその成果であるかと思えます。

しかし、類似団体や県内他市町村と比較した場合、行財政改革もまだ道半ばであるという現実も否めません。日本全体が人口減少時代に突入し、いまや自治体の存亡すら左右しかねない超少子化・高齢化という厳しい社会現象が生じております。この現実を目の前にし、それらへの対処について、今までの10年間と同様というよりそれ以上に財政の健全化、そして市の将来像とその道筋を明確に示し、諸施策を推進していく必要があるかと思えます。

そのようなことを踏まえ、以下3点について伺いをいたします。

1点目であります、財政健全化には普通交付税の合併算定替えの特例による影響が大きかったと思いますが、今年度から順次縮減し5年経過後の平成32年度以降は普通交付税の大幅な減額が想定されておりますが、それへの対策、備えについてお伺いをいたします。

2点目であります、合併特例債の限度額は340億円とされておりますが、今までの執行済みの金額と合併特例債を充当して実施してきた主な事業についてお願いします。

3点目であります、行財政運営の健全化を図る中で将来の市の発展のためには積極的な先行投資も必要であるかと思いますが、今後10年間を見通す中での財政運営の基本的な考え方について、以上3点についてよろしくお願ひいたします。

次に3項目め、太陽光発電についてであります。

2011年3月11日、14時46分。これは忘れもしない東日本大震災が起こった日であります。すでに4年半という歳月が過ぎているため、私たちの生活、記憶の中ではほとんと震災が遠い日のことのようになりつつあります。

しかし福島県では、今も7万人もの住民の皆さまが避難生活を余儀なくされているという現状があります。一日も早い復興、復活を願わずにはいられません。

東日本大震災による福島原発の崩壊は国が原発に頼る電力の供給を太陽光、風力、そして水力発電等の再生可能エネルギーへと転換する契機となりました。その動向の中で特に2012年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が導入されると国内に広く太陽光発電施設が設置され、急激にその数が増えてきております。

再生可能エネルギーへの転換、太陽光発電による成果については8月8日の朝日新聞の記事に「太陽光 ピーク時肩代わり」の見出しで、また9月3日にも朝日新聞の記事「この夏ピーク時の電力供給 太陽光発電1割を担う」との見出しで、この夏、電力需要が最も多かった日の日差しが強まる時間帯に太陽光発電が電気の約1割を担ったこと、太陽光の年間発電量は全電源の2%程度だが、晴れて暑くなる日照条件もよい夏のピーク時は頼りになる電源になりつつあるとの報道もありました。原子力発電に頼ってきたわが国の電力供給を安全な再生可能エネルギーへと転換を推進してきたことによる期待した効果の一つであると思います。

北杜市は以前から日照時間日本一の特徴を生かし、将来における自然エネルギーの活用策に着目し、平成18年度にはその指針となる北杜市地域新エネルギービジョンを策定し推進してきております。それらの先進的な取り組みが評価され、平成18年には国の再生可能エネルギー推進施策の中で、太陽光発電について新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOであります、そことNTTファシリティーズとの共同実証実験場所として当市が選定されるなど実績を積み重ねてきております。また市内の公共施設等には太陽光パネルを設置するなど東日本大震災の前から先進的に取り組んできております。北杜市の太陽光発電施設の現状を見たとき北杜サイト発電施設、民間との協働によるクリーンエナジー清里の杜太陽光発電施設、小中学校等の公共施設への設置、これらについては設置および管理等について市の介入が可能なものであり、周辺等への影響に配慮されたものであるとともに売電収入等により市にも大きなメリットがあるものであります。

一方、企業等が電気を売ることが事業目的とした太陽光発電施設は2012年、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まったこと、また国が原子力発電に替わるエネルギーとして再生可能エネルギーへの転換を迅速かつ積極的に推進するため、太陽光発電施設について政令改正により建築基準法が適用される工作物から除外し、原則として開発等の許認可が不要

になったこと、このことから認可申請件数が年々増加し、北杜市内だけでもすでに4千件を超えるものが認可され、そのうちの相当数がすでに設置される状況にあることについては承知しているところでありますが、設置される件数が多くなればおのずからその中には周辺環境や防災対策等への配慮が十分でないものが出てくる状況もあります。

それらの対策として市では昨年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を定め、設置届け出を制度化し行政指導を行ってきましたが1年間の成果と課題を踏まえ、今回この9月に設置要綱の一部見直しを行い、周辺環境や防災対策への影響について一層配慮する等、行政指導を強めていく方針を示しましたが、そのことを踏まえ以下4点についてお伺いをいたします。

1点目であります、市内に認可されている太陽光発電施設の件数とすでに設置されている件数についてであります。

2点目であります、要綱を施行し1年間経ちましたが施行以前と比べて1年間の行政指導の成果について。

3点目であります太陽光発電施設設置により固定資産税の増額、売電収入等の市の収入面のメリットが考えられますが、その具体的な数値について。

4点目であります、平成17年度に全国に先駆け策定した北杜市地域新エネルギービジョンは10年目を迎え社会経済情勢の変遷等に伴い、内容等の見直しが必要な時期にきていると思いますが、それらに対する考え方について。

以上4点について、よろしくお願いいたします。

次が4点目、県境を越えた広域連携についてであります。

地方分権が進み、地方自治体の自立した行政運営が一層求められる中、少子高齢化の進展や財政の健全化など山積する課題に的確かつ効率的に対応していくためには、拡大する住民の生活圏を背景に近隣の自治体と連携・協力して効率的で質の高いサービスの提供をする手段として以前より広域行政が推進されてきております。

近年は自治体間の行政連携を超え、住民を主体とした団体等を含めた連携と発展している状況もあります。

北杜市は地理的には山梨県の北西端・県境に位置している、この状況を払拭することはできませんが一方、市民の日常生活等においては雇用や通勤、買い物、医療、レジャー等、幅広い分野で長野県の富士見町、原村と密接な関係が築かれてきております。

地域の発展のため、また市民生活の利便さと豊かさの向上のためには近隣自治体との連携、特に県境地域に位置する北杜市としましては、県境を越えての広域連携が重要な課題であるかと思えます。北杜市では滞在交流型観光地としての魅力を高め、誘客の拡大とリゾート等で訪れる人々の満足度を一層高めるため八ヶ岳観光圏事業として国土交通大臣の認定を受け、平成22年度から長野県富士見町、原村と広域的に取り組んできております。

広域的に取り組んできた観光事業の成果と課題を基盤に、同一圏内で人口減少対策を目的に圏域の地域経済の活性化と地方分権にふさわしい安定した社会空間の創出をすることで、安全・安心な生活を送れる社会の実現を目指し、今年度から取り組む八ヶ岳定住自立圏構想は世界に誇れる北杜市として発展させていくためには、その推進と成果への期待は大きいものがあるかと思えます。

定住自立圏の形成のため、今年度27年度から31年度までの5年間を計画期間とする八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンを策定し、本年度から具体的に事業推進を図っていくこととなって

いるわけではありますが、それらを踏まえた中で以下3点についてお伺いをいたします。

まず1点目ではありますが、事業の採択条件と今までの取り組み状況について。

2点目ではありますが、事業に取り組む目的と期待する成果について。

3点目ではありますが、八ヶ岳観光圏構想との連携による相乗効果について、以上3点についてお伺いをいたします。

以上で大きく4項目の質問ではありますが、答弁についてよろしくお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

第2次総合計画策定に当たっての基本的考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今までの10年間の成果と今後の課題等についてであります。

第1次北杜市総合計画では、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を基本コンセプトに8つの杜づくりを施策の柱として、常にチャレンジ精神と改革意識を持ち力みなぎるふるさとを築くべく市民と行政が一体となり取り組んでまいりました。

本市において持続可能な行政運営における一丁目一番地は財政の健全化であり、少子高齢化による現在の人口ピラミッドと市の政策を常に照らし合わせ、後世に課題を残すことのないように取り組んでまいりました。

全会計の市債残高はピーク時の平成17年度に1,009億円あったものが、昨年度末には724億円に減少し、併せて合併時に50億円であった基金残高が昨年度末には185億円になるなど10年間で、減らしたのと増えたのです、420億円の財政効果を得ることができました。このことは国・県からも高い評価をいただけるようになってまいりました。

また市内の企業への支援やベンチャー企業、農業生産法人の誘致などに取り組み、平成22年度国勢調査において、昼間人口が夜間人口を上回るという結果につながっております。

したがって、わが国が少子高齢化社会を迎える中で本市においても人口減少を抑制し、地域活力を維持することが重要な課題となっており、昨年度は北杜市定住促進計画を、また本年度は長野県富士見町、原村と連携した八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンや北杜市総合戦略の策定にも取り組むなど、定住人口の維持・増加を図りながら持続可能なまちづくりを進めているところであります。

第2次北杜市総合計画の策定に当たりましては、これらの計画との整合を図る中で個性ある本市独自の施策を総合的かつ計画的に実施する計画にしたいと考えております。

地方に活力ある国家、北杜市もその一翼を担い進めてまいりたいと思います。

次に、第2次総合計画策定に向けての基本的な考え方についてであります。

第1次北杜市総合計画の計画期間が平成28年度をもって終了することから、本年度と来年度の2年間で第2次北杜市総合計画を策定することとしております。

第1次北杜市総合計画において掲げられた将来像、基本理念については、基本的にその方向性は継続されるものと考えております。しかし、新たな行政課題である人口減少や少子・高齢化、生活環境のグローバル化や資源循環型社会への移行など行政を取り巻く社会・経済環境は

急速に変化しております。

このような状況を考慮し、新たな地域の課題を踏まえる中で10年後の平成38年度における本市の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示す基本構想を策定し、その構想に基づく具体的な市行政の方向を示した基本計画を策定することとしております。

次に、策定過程における住民参加と意見集約等の方策についてであります。

総合計画の策定においては区長や地域委員の代表者、学識経験者、各種団体および若者世代の意見を取り入れるために帝京学園短期大学の学生、ならびに甲陵高校の生徒で組織する北杜市総合計画審議会でご審議をいただくとともに、北杜市地域委員会設置条例の規定に基づき地域委員会のご意見を伺うこととしております。

また住民アンケート、各種団体や企業および子育て世代等からもヒアリングを行いたいと考えているところであります。さらには、基本構想および前期5年計画となる基本計画の策定に当たっては、パブリックコメントにより市民等から広く意見を聴取し計画に反映することとしております。

次に、国のまち・ひと・しごと創生対策特別委員会についてであります。

この委員会は、本年1月に全国市長会において国が推進するまち・ひと・しごと創生に関する調査・研究、ならびにその対策を審議するために設置されたもので全国790市のうち32名の市長で構成されており、委嘱されたことは大変ありがたいことであります。

会議はこれまでに3回開催され、6月8日に委員会の意見集約を行い、6月10日には全国市長会として地方創生の推進に関する決議を国へ提出したところでもあります。この中で私も若い世代の定住支援策、若い人たちが魅力を感じるようなまちづくり施策に対し、国の十分な財政措置と人的支援を要望してきたところであります。この委員会に参加することにより、国とのネットワークが広がるとともに委員同士の情報交換により他市の状況も把握でき、本市の総合戦略策定にも大いにプラスとなったところでもあります。

今後は市の最上位計画であります総合計画の策定にも、この経験を生かし取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政の将来見通しにおける普通交付税縮減への備えについてであります。

平成27年度の普通交付税制度に当てはめて計算した特例措置終了に伴う影響額は約32億円ですが、今後交付税制度の見直しによる圧縮が見込まれており、現時点の推計では25億円程度まで圧縮されることが想定されます。

今般、平成26年度決算などを踏まえて改訂した財政の中・長期見通しでは、この25億円程度の影響額を反映しておりますが、収支の改善に寄与する第3次行財政改革アクションプランの取り組み項目を実施することにより、平成32年度以降も4億円から5億円の黒字が確保できる見込みとなっております。

しかし、この黒字の規模は予算編成を通常に行うための財源として十分でないことや公共施設マネジメント白書で明らかにされた公共施設の維持修繕、ならびに更新にかかる将来費用が多額に上ることなどを踏まえ、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

また、将来の財源確保に資する基金の積み立てや各年度の公債費負担を軽減するための市債の繰上償還を積極的に行うなど、今後とも特例措置終了後を見据えた財政運営に努めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えをいたします。

県境を越えた広域連携について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、定住自立圏の採択条件と取り組み状況についてであります。

定住自立圏構想は地方圏において安心して暮らせる地域を全国各地に形成し、都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することを目的に総務省が平成20年度に創設いたしました。

中心市は人口がおおむね5万人程度、昼間人口が夜間人口を上回ることが条件であり、中心市に近接し経済や社会、住民生活等が密接な関係にある町村が近隣町村となり得ることとなっております。

古くから長野県富士見町および原村との歴史的、地理的なつながりや住民生活に関する結びつきは強く、特に平成22年からは八ヶ岳観光圏として全国に先駆け観光振興にも取り組んできております。

また平成22年の国勢調査から、本市が中心市として要件が満たされることとなったことから、今般この圏域において定住自立圏の形成に至ったところであります。

このことから3市町村の市町村長会議を経て中心市宣言を行い、取り組み項目ごとの3市町村事業担当課長等により事業案を取りまとめ、3市町村の関係者で構成する八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会において、委員の皆さまにご意見を伺い八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンを策定したところであります。

次に、事業の目的と期待する成果についてであります。

八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンでは国が示した生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、マネジメント能力の強化の3つの政策分野それぞれに取り組むことで国の財政支援を受けられます。このことから圏域の地域経済を活性化させるとともに、地方分権にふさわしい安定した社会空間を創出することで安全・安心な生活を送れる社会の実現を目指し、誰もが住み続けたいと思える魅力溢れる圏域を創造していくことを定住自立圏の将来像として掲げております。

定住自立圏の形成は山梨県内では初めてであり、県境を越えての取り組みも全国的に例は少ないことから観光振興、地域公共交通対策や結婚支援など平成31年度までの5年間で26事業に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

財政の将来見通しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、合併特例債の執行実績と主な充当事業についてであります。

合併特例債は、旧町村の一体性の速やかな確立や合併市の均衡ある発展のために行う公共的施設の整備、施設の統合、地域振興等のソフト事業を行うことを目的とした基金造成が対象と

なっており、本年度中に累計で約217億円を発行する見込みとなっております。

主な充当事業としては市営の火葬場である北の杜聖苑の建設、防災機能も備えた複合施設である甲斐駒センターせせらぎの建設、耐震や統合などに対応するための長坂小学校、明野中学校、小淵沢中学校の建設・改修、大泉・小淵沢総合支所の移転に伴う施設の統合、子育て支援住宅の建設、小淵沢駅舎改築・駅前広場の整備など市の主要事業に有効に活用しているところであります。

次に、今後10年間を見通す中での財政運営の基本的な考え方についてであります。

これからの10年間のうち、前半は普通交付税の特例措置や合併特例債の発行など合併に伴う財政的なメリットを受けられる最後の期間となります。この期間中に特例措置の終了などを見据えた十分な準備を行う一方、北杜市総合戦略に基づく少子化対策や定住促進などに積極的に取り組むとともに、例えば近い将来に大規模改修が必要となる主要施設について合併特例債の活用が可能なものは前倒し施工するなど、将来の市の発展に向け特例期間中のメリットを最大限に活用できるよう工夫を行い、後半の期間における持続可能な財政運営につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電施設の認可件数と設置済み件数についてであります。

経済産業省が公表している市内の10キロワット以上の認定件数は、本年5月末現在で4,599件であり、うち設置済み件数は865件となっておりますが、同一場所において複数の発電設備に分けられている分割案件や屋上設置も含まれております。

市において届け出やパトロール等により把握している件数は568件であります。

次に、要綱施行以前と比べての成果についてであります。

太陽光発電設備の設置に対して、要綱を施行したことにより市の姿勢を明確に示すことができたと考えております。要綱施行以前においても、各所管課において条例等に基づき事業者に指導を行っていたところでありましたが、昨年9月以降、届け出制度の創設により発電設備の設置状況の把握が可能となったこと、事業者等に対し取り組んでいただくべき内容や事業者の責務についても統一的な指導が可能となったことや建設部、産業観光部などの関係部署と連携した指導が行えていることなどが挙げられます。

次に、太陽光発電施設設置による市の収入増等のメリットについてであります。

昨年度の北杜サイト太陽光発電所の売電収入は約1億2,300万円であり、小中学校、体育館、甲斐駒センターせせらぎ、永井原太陽電池発電所など公共施設での売電収入と合わせますと約1億8,100万円となっております。また、小中学校など公共施設においては発電した電気を施設で利用していることから電気料の削減となり、これを合わせますと約1億9,200万円の効果となります。

また本年度の固定資産税として、土地については課税地目を雑種地に異動することにより約1,100万円、償却資産については本年1月1日に稼働している約3万2千キロワット分の

パネルなどの設備等が課税対象となり約8,300万円、合わせて約9,400万円の税収増を見込んでおり、合計で年間約2億8,600万円の収入増となります。

次に平成17年度に策定した北杜市地域新エネルギービジョンの見直しについてであります。

北杜市地域新エネルギービジョンについては、国委託事業である大規模電力供給太陽光発電系統安定化等実証研究による北杜サイト太陽光発電所をはじめ、スクールニューディール事業等による市内小中学校、体育施設、病院および明野永井原地区への太陽光発電設備の導入、また農業用水路を活用した村山六ヶ村堰水力発電所、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業など、豊かな自然環境を生かし再生可能エネルギー事業に取り組んでまいりました。

地域新エネルギービジョンは策定後10年が経過し、この間、東日本大震災による再生可能エネルギーへの関心の高まりや国の施策による固定価格買い取り制度の創設などにより、再生可能エネルギーを取り巻く環境に変化が生じているところであります。

このことから北杜市再生可能エネルギービジョンを本年度策定することとし、北杜市総合戦略に位置づけたところであります。このビジョンにおいては、これまでの取り組みを検証するとともに災害に強い安全・安心のまちづくり、世界に誇れるエネルギー生産自治体を目指し豊かな自然の恵みを分かち合うことを基本方針として、北杜市新エネルギー推進機構や北杜市環境審議会のご意見を伺いながら策定を進めているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

定住自立圏と八ヶ岳観光圏との連携による相乗効果についてであります。

八ヶ岳観光圏は平成22年度から県境を越えて長野県の富士見町、原村と連携し観光客の誘客や日本の顔となるブランド観光地を目指して事業推進を行っているところであります。しかし観光圏への国の支援策である観光地域ブランド確立支援事業は補助率が40%であり、3市町村の関係事業者が連携し、新たな事業展開や実験的な取り組みを行うためには、事業者の自己負担が課題となっております。

今回3市町村により八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンが策定され、八ヶ岳観光圏事業がビジョンに位置づけられたことにより、財政的にも安定した支援が可能となることや国等の公募型事業にも積極的に応募できることから県境を越えての広域連携を加速させ、圏域の定住人口の確保と地域の活性化が図られるものと考えているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

傍聴の方、静粛をお願いします。

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは第1項目の第2次総合計画策定にあたっての基本的な考え方について、再質問をさせていただきます。策定段階での住民の参加と意見集約についてであります。

今までも各種の計画策定において、住民の皆さまの意見を集約する方策をそれぞれ講じてき

ておりますし、また第2次総合計画においてもそれらの方法を一層充実する中で、住民の皆さまの意見を反映させていくということで答弁をいただきましたが、そこで今回、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。来年の夏の参議院選挙からはそれが適用されることになるわけであります。このことは若い人たちに政治や地域づくり活動等への社会参加の機会を広げる試みの一つであるかと思えます。

総合計画策定にあたってはこのような社会的な潮流に呼応し、若い人の意見を広く反映することができる方策を講じていくことが必要であり、また大切なことであるかと思えます。

当然ではありますが若い人たちは年配者、年寄りよりこれから先、この地域において長い生活、人生を歩んでいくことになるわけであります。それだけに北杜市の将来については大きな関心を持っていると思えますし、また将来の計画等から受ける影響はより大きいものがあるはずであります。

ただいまの答弁で、総合計画審議会に短大生と高校生がそれぞれ委員として入っているとの答弁がありましたが、これは限られた人数であるかと思えます。北杜市にはそれぞれ特徴のある3つの高校が存在しております。また3年生の一部は来年の夏の参議院選挙から有権者となるわけであります。これらの状況を踏まえ、高校生を含む多くの若い人たちから第2次総合計画策定に当たって広く意見や夢、希望等を直接聞く場を設ける必要があると思えますが、具体的に何か方策はあるかどうか、ご所見をお伺いいたします。

次にまち・ひと・しごと創生対策特別委員会についてであります。

国では地方創生担当大臣を設け、地方の活性化を積極的に推進してきております。このような中、各自治体においては国の方針や施策に迅速かつ的確に対処していくことは必要かつ不可欠であると思えますが、現実には各自治体においては相当それらに苦慮しているのではないかと思います。そのような中であって、北杜市では以前より努力して築いてきた国や県等へのパイプ、広範囲なネットワークを生かし、国の方針等を迅速かつ的確に捉え、行財政施策を推進してきたと思えます。その成果は市内の随所に見ることができます。加えて全国市長会が設置したまち・ひと・しごと創生対策特別委員会の構成員32名のうちの1人として白倉市長が選任されたことは、全国にある790の市の中で北杜市がその実績を上位に評価されたものであるかと思えます。そして白倉市長のその手腕が評価されたものであるかと思えます。

先ほど市長の答弁から特別委員会の参加による成果の実績は、北杜市の行財政施策推進の上で広く生かされているという答弁でよく理解をしておりますが、そこで今後であります6月10日に全国市長会としてまち・ひと・しごと創生対策特別委員会で検討し、まとめ上げた地方創生の推進に関する決議を国に提出したとのことでありますが、言ってみれば委員会としては大きな一区切りだと思えます。そこで今後の特別委員会の活動内容、そしてその役割等についてお伺いをいたします。

2点、よろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

第1点目でございます。若い人の意見を広く反映するための具体的な方策というご質問でございます。

これにつきましては、第2次の北杜総合計画の策定に当たりましては若者世代の意見を反映させるため審議会の委員に今回初めて市内の短大生、あるいは高校生に参加いただいているところであります。

若い人の意見を聞くためには、さらに計画策定における市民参加の具体的な取り組みの1つといたしまして、議員ご提案の市内の3つの高校の生徒、さらに市内の中学校の生徒などを対象に若い人たちから広く意見や要望を直接聞く場を設け、明日を担う若者の意見を積極的に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

地方創生元年と言われる昨今であります。そんな中であって、私たち北杜市もまち・ひと・しごと地方版北杜市版を一生懸命つくりました。また私の所属する、その特別委員会もなんといっても同じような使命でありますけれども、人口減少をどう克服していくか。そしてまた地方の疲弊をどう克服して活力を取り戻すかというのが最大の使命であるというふうに思っています。そういう中で、今、加藤議員のご質問にもありました3回の会合を経て各種の、そういった提案を国も尊重してほしい、ある面で言うならば地方分権、あるいはまた提案型の時代であるけれども、国もしっかりその事業に対して財政的支援もしてほしいというようなことを申してきたところであります。そして具体的にまだ、そのようなことが行われるわけでもありますけれども、11月にはその特別委員会と政府の対策本部等、懇談もありますので同じような思いでしっかり提案していきたいと思っています。

また聞くとところによると、この特別交付税の措置が平成28年度は1千億円くらい予算化されるそうありますので、露骨に言えばできるだけわがふるさとへという思いでお互いに頑張りたいと思います。

そういう意味で道半ばでありますけれども、しっかりとこの特別委員会でも役割を果たしていきたいと思っています。それはまた北杜市版のまち・ひと・しごと地方版の推進に大切なことだとも思っているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

加藤紀雄君・・・ちょっと待ってください。

暫時休憩をします。そのままで。

このまま50分まで暫時休憩します。

暫時休憩、2時50分までです。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

若者の意見を聞き、それらの集約をして反映させるということにつきましては積極的な答弁ありがとうございました。ぜひよろしく願います。もう一歩進んで中学生、高校生も含めて、20代30代ともう少し広げていただくことをお願いしたいと思います。これは答弁は結構です。

また白倉市長には、よく分かりました。ぜひ国へ行って、そしていろいろな新情報、素晴らしい情報を得ながら、お金を背負いながら北杜市へ帰ってきて、ぜひ北杜市の発展のためのご努力いただくことをよろしく願います。

それでは第1項目めの質問については終わりにして、2番目の財政の将来見通しについては丁寧な答弁をいただきましたので再質問はございませんので、次に第3項目めの太陽光発電について再質問をさせていただきます。

設置済みの件数であります。答弁によると経済産業省で把握している件数は865件が設置済みであると。市で把握しているのは568件であるということになりますと、そこに差があるわけですが、それらの原因と今後どのようにしてこの差を詰めながら掌握していくのか、まず1点お聞きしたいと思います。

次に2点目ですが、要綱を施行し1年間経ったがその施行前と比べての成果ということでお聞きしたわけですが、北杜市の太陽光発電設備設置に関する要綱を昨年9月に施行し、1年間、太陽光発電の設置業者等を指導してきたその内容についてはただいまの答弁で分かりましたが、その1年間の成果と反省を踏まえ要綱の不十分な点を補充し、今回改正をして一層的確な指導を行っていくため要綱の見直しを行い、本年9月から改正した指導要綱が施行されているわけですが、今回の要綱改正で内容が一層充実し、事業者の責務が具体的かつ明確となり、特に第6条の調査および指導の項目を追加したことは太陽光発電施設設置についての行政指導に対する市の熱意と強い姿勢を伺うことができました。当面は社会情勢等を判断し、法的な許容範囲での指導要綱により行政指導を行っていくとの方針であると理解をしております。

今回、改正施行されました要綱であっても指導する市が使命感を持ち強い熱意を持って前向きに取り組むことにより、その目的達成は十分可能なはずであるかと思います。そこで今後、改正後の指導要綱により太陽光発電施設設置業者等に対し、行政指導を行っていくこととなるわけですが、それらに対する市の姿勢、そして決意のほどについて伺いをいたします。

また生活環境部長が先の議会で条例化を視野に入れて検討すると、こんな発言もあったわけですが、今後それらの発言を踏まえ条例化についてどのように考えているのか、併せて伺いをいたします。

以上2点、よろしく願います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

まず経済産業省の件数と市の把握している件数に差があるが、その原因はということですが、経済産業省が把握している件数には答弁にもありましたが同一場所による分割案件での設備について、市への届け出は1施設として提出された箇所もあることも要因と考えます。

分割案件につきましては昨年3月の電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する特別措置法施行規則、省令でありますがこの改正により現在は認められておりませんが、施行前に設備認定され、未着工の設備もあると認識しております。また固定価格買い取り制度による買い取り価格の低下や東電の連携留保も影響していると考えられます。しかしながら、まだ把握ができていない、また届け出がされていない施設もあることから現在、パトロール等により把握に努めていきたいと考えております。

2点目ですが、指導要綱による取り組みに対する姿勢についてということであります。

要綱施行から1年が経過しました。昨年9月には県下においていち早く要綱を制定し、届出制度の創設や法令等に該当がなくても事業者等の責務として8つの項目に取り組むよう協力を求め指導してまいりました。これまで市民や関係する審議会等からご意見をいただく中で指導要綱に改正したところであります。指導要綱では事業者等の責務に具体的留意事項を示して、また必要と認められる場合は調査および指導ができることとし、明文化することは市の姿勢をより明確にしたものであります。

今後とも市では関係部署と連携を図りながら、事業者等に対して指導要綱に十分配慮するよう指導してまいりたいと考えております。

最後の今後、条例化に向けての考えがということですが、午前中の答弁でもお答えしましたが、現在、県においてもガイドラインを策定中であります。県内市町村からの聞き取りを行って策定に向け準備を進めているところであります。それが6月議会での私の答弁ですが、関係条例の整備については県のガイドラインの内容を注視して、今後視野に入れてまいりたいと答弁したものであります。これまでも市では昨年、要綱を施行した際にもまた今回の指導要綱においても市では条例について研究・検討を重ねてきております。今年の8月には静岡県富士宮市の太陽光関係の条例につきましても、建設部とともに富士宮市に赴きまして研修もしている状況であります。今回、改正の指導要綱の内容は条例制定の際にはこの内容は骨格となるものと考えております。

いずれにいたしましても、今回、改正しました指導要綱により太陽光発電の設置と景観の課題、バランスにつき環境審議会でも意見をいただきました。このバランスを考えてくださいと。これについて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

どうもありがとうございました。

1つだけ質問というかお願いなんです、設置済み件数が約300件違うわけですね。となると一般的に考えますと実際設置しているのを市は300件近く掌握していないのかと。言ってみれば市民も不安になる要素になると思います。なかなか広い地域に設置されていますので、本当に市の職員の皆さま方が一生懸命、日夜努力していることは承知しているわけですが、ぜひこれらについて全体を掌握し、そして今回、要綱が改正されたわけですから、ぜひ的確な指導をいただきますことは、これはお願いであります。その点よろしく願いしたいと思います。

それでは4項目めの県境を越えた広域連携についてであります。

北杜市の玄関口であります小淵沢駅が今、整備が進められております。また八ヶ岳観光圏事業を推進するため、道の駅こぶちさわの施設内に八ヶ岳観光圏の広域的な観光案内所が今年から開設されました。加えて来訪者の増加と周辺道路の安全確保に対応するため、道の駅に駐車場も来年、平成28年度の整備に向けて現在、計画されておると聞いております。

観光案内所では、観光情報はもとより定住自立圏構想との連携のもと定住促進に関する情報をも集積し発信していくという内容の充実した観光案内所としてスタートを切りました。このように関連施設が順次、整備されている中で定住自立圏構想の指針となる八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンが今年度策定され、今後、事業推進を図っていくこととなるわけではありますが、県境を越えての広域連携の取り組みは全国的にも例が少なく、これらを推進していくことは非常に困難が伴うかもしれませんが、この事業は北杜市が県境地域であることの地理的なマイナス面を払拭し、プラス面へと転換する事業となると思いますので、本市が中心市でありますので中心市としての役割を担い、ビジョンに掲げた26の事業の迅速かつ積極的な実現を期待し、ほくと未来を代表しての質問を終わります。これは答弁は結構です。

○議長（千野秀一君）

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

明政クラブを代表して4項目について質問いたします。

シルバーウィーク前の9月18日の参議院本会議では、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案の採決を巡り、与野党の目まぐるしい攻防がありましたが翌日未明に賛成多数で法案が可決・成立しました。参議院での審議中の国会前では会社帰りのサラリーマン、子連れの主婦、学生など、中には子どもに促されて親子で参加した人もいて昼夜を問わず驚くばかりの数の一般市民が参加したデモが行われました。

世論の6割以上が法案に反対する中での採決でした。今後、自衛隊の任務が広がり、活動範囲が地球規模に拡大したことで、集団的自衛権の行使が容易になり後方支援とはいえ自衛隊が他国間の戦争に巻き込まれる恐れもあります。

この法案は日本国民を守るために必要なもの、平和な日本が戦争に巻き込まれる恐れがあるという真っ向から違う意見の中で、私たちは今後の動向を注視し真の平和を願っていきたいと考えております。

一方、明るい話題としては19日、イングランドで開催されているラグビーのワールドカップで強豪南アフリカを土壇場で逆転した日本の歴史的な勝利が心をほのぼのとしてくれました。

さてこうした中、国では経済の低迷や少子高齢化などを受け地方創生に力点を置いています。各自治体が活性化し国全体が元気になることが最大の課題であります。これを受け市では北杜市総合戦略を策定しました。この計画はこれからの市のあり方の大きな指針となる重要なも

のであり、しっかりと施行されることが必要であると考え、北杜市人口ビジョンと総合戦略について伺います。

1点目、人口ビジョンの基本的な考えと施策としていくつかあると思いますが、具体的にはどのようなものがあるでしょうか。

2点目、総合戦略の基本的な考えと5項目を重点プロジェクトとして考えていますが、主な内容はどのようなものがありますか。

3点目、施策の策定にあたり地域経済分析システムの活用とありますが、どのようなものでしょうか。

4点目、市の総合計画と今回の北杜市人口ビジョン、総合戦略、定住化構想などそれらの整合性をどのように図っていきますか。

2項目め、市が所有している公共施設や土地の活用について伺います。

公共施設の老朽化に伴い、修繕や改修に莫大な経費が必要となっています。合併して10年が経過し、国からの地方交付税が縮減されている中で早急な対応が必要となっています。このため市では公共施設の利用度や市民の利便性を考慮し、行政効果を高めるために公共施設白書を策定し経費のスリム化・財政の健全化を図っているところですが、次5点お伺いいたします。

白書に基づく公共施設等総合管理計画は、どの程度進められていますか。現在までの進捗状況と今後の計画について伺います。

2点目、白州、武川、小淵沢、大泉の総合支所は生涯学習センターなどに統合され、複合施設として機能的に使われていますが、明野、須玉、須玉はすでに統合はされていますが、どのようになっているのか。また高根、長坂の支所についての今後の方針はどのように考えていますか。

3点目、平成31年までに高根町の小学校が統廃合される予定ですが、それに伴い土地・建物の利用については早い段階での有効活用の検討が必要ですが見解を伺います。

4点目、長坂町や高根町にある農村環境改善センターは老朽化が進み、修繕が必要な箇所も出てきています。両施設とも市民にとって利用しやすい場所にあり、利用率も高くなっていますが利用状況を踏まえ、今後どのようにしていくのか伺います。

5点目、市が所有している未利用の土地が市内各所にありますが、現状と今後の活用についてどのようにしていくのか伺います。

3項目め、自然災害や人災を防ぐためには。

8月の末から9月のはじめにかけて各地域で防災訓練が行われました。昨今の異常気象により全国各地で思いもよらぬ被害が続出しています。地球の温暖化が原因ともされていますが、細菌やウイルスをはじめ動植物など生物の生態系にも影響が出ています。これらのことに対応することで二次的被害や人為的な被害も発生しています。

記録的な猛暑が続き、熱中症などによる死者や病人が続出しました。また火山の噴火や局地的な大雨・竜巻等が発生し、大きな打撃を受けています。動植物の異常繁殖なども見られ、本市でも有害鳥獣の対策に苦慮している状況です。

こうした中、対応するために工夫を凝らしていますが、他県では最近設置した電気柵などで感電する事故が起きました。安全管理などのあり方が今、問われています。こうした状況を踏まえ市の状況と管理体制について伺います。

1点目、大雨による河川の氾濫等が懸念されますが、河川敷や河川の中に茂っている樹木や

雑草の除伐や除草、堆積した土砂の処理状況はどうなっていますか。

2点目、全国各地で今まで以上に土砂崩れの箇所が増えています。堤防も決壊するような事故も起きています。市でも危険があると推定される箇所が増えているのではないかと懸念されますが、実態調査がされていますか。状況はどのようになっていますか。

3点目、鳥獣害対策のために電気柵が設けられている箇所が市内にも数多く見受けられますが、管理の指導と安全対策はどのようになっていますか。また設置場所は把握していますか。

4項目めに入ります。教育の現状と対策について伺います。

昨今、子どもたちを巡る悲惨な事件が起きています。日本の地域社会が抱えた課題として私たちが負わなければならない大きな責任の1つに次世代を担う子どもたちの健全な育成があります。教育環境を整備し、よりよい教育を受けさせることが必要と考え、以下伺います。

1点目、全国で子どもたちの薬物使用が問題視されています。動機として興味があつた、遊び感覚で使ってしまった、友だちに誘われてついといったことがあります。ドラッグ撲滅キャンペーンなどの呼びかけで薬物の怖さを周知していますが、一度使用してしまうと断ち切ることが困難であり、本人の努力と家族、学校、行政、地域それぞれの協力が重要です。小中学校の状況と対策について伺います。

2点目、障害児がスポーツに参加することは室内の学習とともに重要ですが、専門の指導が必要で機会に恵まれないことも多々あります。パラリンピックやスペシャルオリンピックスなど実施されております。こうしたことにも今、関心が深まってきています。障害児に対する小中学校での取り組みについて伺います。

3点目、食と農の杜づくり課を設置し、おはよう朝ご飯宣言をするなど保育園、小中学校での食育を推進していますが、具体的な取り組みと成果は。また今度どのように充実を図っていくのでしょうか。

痩せすぎや無理なダイエットによる体調への影響なども報じられています。若い世代への食育も必要と考えておりますが、取り組みについて伺います。

以上4項目について、お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市人口ビジョンと総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人口ビジョンについてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると25年後の平成52年には本市の人口が3万3千人になるとのことです。

人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための総合戦略の策定に当たり、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す北杜市人口ビジョンを定めることになりました。

人口ビジョンでは総人口の推移や自然増減・社会増減の推移、人口移動の状況等を分析し、併せて国の推計パターンを参考に北杜市の将来推計を行っております。

なお、子育て支援策等の充実や移住定住促進により子育て世代の転入を増やすことで短期的

には人口を維持し、25年後の平成52年には4万人を維持することとしております。

次に、総合戦略についてであります。

総合戦略では、まち・ひと・しごと創生事業として多世代が交流しまちに人が溢れ、住み続けたいまち、住んでみたいまちの実現を目指すとともに、雇用の創出により企業と人で活気ある豊かで暮らしやすいまちづくりを目指すため若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流・観光、生活環境づくりの5項目を重点プロジェクトとして掲げております。

主なものとして、子育て支援の充実策では保育所型認定こども園の設置、病児・病後児保育や児童・家庭相談窓口の拡充などであります。

また住まいづくりへの支援策として、子育て世代を対象とした住宅の建築や購入、リフォーム、増築などへの補助や社員寮や就業者向けのアパートを建設する事業者に対しての補助であります。

このほか市内企業等への支援、企業誘致や産業人材の確保・育成などの雇用創出策、観光振興や大学等との連携などの交流・観光策、そして防災体制や交通環境の整備などの生活環境策の併せて41の施策であります。

次に、地域経済分析システムについてであります。

総合戦略の策定に当たっては、各種統計調査や民間調査会社などのデータが掲載されている国の地域経済分析システムの産業マップ、観光マップ、人口マップ、そして自治体比較マップの4つの分析を活用することで、各種施策の立案等をする際に役立たせることとしております。

地方創生の実現に向けては、県や市町村は客観的なデータに基づき自らの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域課題を抽出して地方版総合戦略を策定することとしております。このことから、本市においても分析システムから人口動態や移動状況等を分析し、人口ビジョンおよび総合戦略を策定したところであります。

次に総合計画と人口ビジョン、総合戦略などとの整合性についてであります。

北杜市総合計画は、本市の魅力を十分に生かしたまちづくりを行う上で非常に重要な役割を担っていることから各種計画の最上位計画であります。

総合計画の策定に当たっては人口減少対策として取り組む北杜市人口ビジョン、北杜市総合戦略、北杜市定住促進計画および八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンや北杜市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図るとともに、北杜市過疎地域自立促進計画や北杜市公共施設等総合管理計画、ならびに各部局で管轄する法定計画や個別計画などとも整合性を図ることとしております。

庁内体制として総合計画策定本部規程に基づく策定本部を組織し、全庁的な体制のもとに策定に取り組んでおり、各部局からのヒアリングや意見聴取を行う中でさまざまな個別計画などと整合性を図ることとしております。

その他につきましては、教育長ならびに担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

長坂町と高根町の農村環境改善センターの活用についてであります。

長坂町農村環境改善センターは昭和58年に建設され、平成16年の長坂コミュニティス

テーションの建設に伴い、建物の改修を行い図書館は移転しました。

現在1階の一部を北杜市商工会の事務所として貸し出しておりますので和室、料理実習室、2階の会議室など8室は市民が利用できる施設としているところであります。

また高根町農村環境改善センターは昭和54年に建設され、貸し出し施設として和室、会議室、多目的ホール、料理実習室など6室があります。

これらの施設においては、社会教育・生涯学習はもとより文化、芸術、環境、福祉、観光などさまざまな分野にわたる市民の学習活動の場として、またボランティア活動の場所として幅広く活用されており、平成26年度にはそれぞれ年間2万人を超す利用実績があり、地域の中核施設となっております。

両施設とも耐震基準は満たしておりますが、高根のセンターは老朽化が進んでおりますので安全管理を図りながら対応しているところであります。

こうしたことから市民の多様化する学習活動や社会活動への要望に対応していくためにも、これらの施設については策定中の公共施設等総合管理計画を踏まえて、施設の適正管理に努めるとともに改修等を計画してまいりたいと考えております。

次に教育の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、薬物使用の小中学校の状況と対策についてであります。

青少年の薬物乱用により犯罪や重大な事故を引き起こしたりする事案が発生し、深刻な社会問題となっておりますが、本市におきましては子どもたちの薬物乱用による事案等については今まで発生しておりません。

小中学校における薬物に関する指導内容については、学習指導要領において体育と保健体育に規定されており、各学校はこれらを教育課程に位置づけ指導を行っているところであります。

また、警察と連携を図る中で薬物乱用防止教室を開催し、薬物の恐ろしさについて理解を深めるなど児童生徒への効果的な指導に努めているところであります。

次に、障害児に対する小中学校でのスポーツ参加の取り組みについてであります。

小中学校において、障害のある児童生徒には一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導をしていくことが重要であり、個別の指導計画を作成し、特別支援教育コーディネーターを中心に全教職員の共通理解のもと支援を行っております。

体育の授業においては、障害の程度に応じて担当教師が補助するなど児童生徒の実態に合わせた運動を行い、目標が達成できるように取り組んでおります。

また中学校においては、部活動にも積極的に参加している生徒もいるほか運動会や学園祭等では、保護者と話し合いをする中で種目等を検討し、参加する機会が多く持てるよう取り組んでおります。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

坂本多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市が所有している公共施設や土地の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設等総合管理計画の進捗状況と今後の計画についてであります。

公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、公募型プロポーザル方式により本年6月はじめに委託業者と契約したところであります。

すでにスケジュールや業務内容等の打ち合わせおよび庁内関係部署の全体説明会を終え、現在は道路、橋梁などのインフラや公共施設にかかる個別計画の有無、各種資料・データ等の確認をするとともに北杜市公共施設マネジメント白書作成以降の大規模修繕・改修等の状況および劣化度等について整理をするための調査を実施し、取りまとめているところであります。

今後は公共施設の再編および統廃合に向けた基本方針等について全庁体制で検討し、来年度中に計画を策定することとしております。

次に、明野・高根・長坂総合支所の複合施設としての今後の方針についてであります。

須玉・大泉・小淵沢・白州・武川の各総合支所については、施設の老朽化や耐震などの課題があり、場所を移転し施設の複合化等を図ってきたところであります。施設の複合化は利用者の利便性を高めるとともに、施設間の相乗効果による賑わいや管理運営のためのランニングコストの低減化および地域における核の形成が図られるものと考えております。このことから残る総合支所については、現在進めている公共施設等総合管理計画および公共施設再配置基本方針を踏まえ、効率的な施設の利用について検討していくこととしております。

次に、高根町の小学校統廃合に伴う土地・建物の有効利用の検討についてであります。

学校施設は学び舎として地域住民自らが長らく文化的にも歴史的にも育み、地域文化発祥の中核施設として歴史を刻んできたものと考えております。このような認識のもと地域の中核施設としての役割に配慮した活用を図るため、これまでの状況と地域住民のご意見等を踏まえ、長坂地区の小学校と同様に庁内で情報共有し、統廃合後速やかに活用が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、市所有の未利用の土地の現状と今後の活用についてであります。

市有財産の有効活用、処分は第3次行財政改革アクションプランにおいて取り組むこととなっております。このため、市有財産の状況を地方公会計の整備に併せて、より正確に把握するため、固定資産台帳を本年度から2カ年計画により整備しているところであります。

この整備を進める中で、市として利用計画のない土地については地域住民のご意見等を踏まえ、財源確保や維持管理経費の削減のため積極的に貸付や売却するよう努めております。

また市営住宅等の跡地など、上下水道等の社会インフラが整っている未利用地については北杜市総合戦略の一流の田舎まち・住まいづくりプロジェクトの推進を図るため、市有地の有効活用による新たな住宅地の形成誘導を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

自然災害や人災の対策における有害鳥獣防止電気柵についてであります。

電気柵設置については、経済産業省から技術基準が示されております。電気柵を施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。電気用品安全法の適用を受ける電気柵用電源装置であること。感電により人に危険を及ぼす恐れのないように出力電流が制限されている電気柵用電源装置であること。電気柵用電源装置が使用電圧30ボルト以上の電源から電気の供給を受けるものである場合は、電路に漏電遮断器を施設することなどあります。

本市では8月に設置状況の確認のため221カ所の実態調査を行いました。その中で23カ所について危険表示板が経年劣化で破損しておりましたので、設置者に対し適切な処置を取るよう指導したところであります。

なお、電気柵の適切な設置方法を市ホームページにより周知するとともに今後とも電気柵の管理や設置について、農家等に適切な指導を続けてまいります。

次に教育の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、食育の推進についてであります。

保育園、小中学校における食育の具体的な取り組みと成果については、市内の全保育園では作物を育てるところから食べるところまで一貫した体験をする教育ファーム事業や北杜市食生活改善推進員のご協力をいただき、親と園児で料理をするキッチン事業を実施しております。

また市内小学生から参加者を募り、お米を育て味わうまでを体験するおいしいお米作り教室、小学校の原っぱ教育と連携した姿をかえる大豆づくりを実施しており、本年度は全小学校で実施するまでになりました。

中学校では、おはよう朝ごはん宣言のもとにはよう朝ごはんコンテストを開催しております。多数の応募をいただき、最優秀作品については学校給食のメニューに取り入れております。

さらに地域のボランティアの方々における食事のマナー教室など、保育園や小学校独自でも食育に取り組んでおります。

昨年度末に保育園保護者へのアンケートを実施したところ「好き嫌いがなくなった」「野菜のことをよく知っている」「子どもに言われ家庭菜園を始めた」など、子どもへの効果はもとより家庭まで波及していることを実感いたしました。

今後もさまざまな体験を通じて自然の力やそれを生かす知恵や工夫、生産者への感謝の気持などを育むことで健康で心豊かな成長につなげてまいりたいと考えております。

次に、若い世代への取り組みについてであります。

朝食の欠食や無理なダイエットなどによる心身への悪影響が懸念されております。本市におきましても、若い世代への取り組みが課題となっていることから今後は本年2月に策定した食と農の杜づくり推進計画に基づく健康講座等の充実、また北杜市総合戦略の施策である若い世代への食育を実施し、さらなる食育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

自然災害や人災の対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、河川管理についてであります。

先に発生した関東・東北地方での豪雨により鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が生じております。

本市では治水事業が進み近年大きな水害等は発生しておりませんが、維持管理を含めたより一層の河川整備の重要性を再認識したところであります。

市内には多くの河川があり、特に山梨県が管理している一級河川の釜無川や須玉川などでハリエンジュなど樹木が大量に繁茂し、治水能力の低下や獣害の原因など河川管理上の弊害が生

じております。

市では地域要望をいただいた繁茂が著しい一級河川については、河川管理者である山梨県に対し随時樹木の伐採や河川の浚渫など適切な管理を要望しております。

県では昨年度から河川内樹木の公募伐採を試行するなど、地域協働による河川管理に新たに取り組んでいるところであり、市でもこうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本年度は須玉地区および白州地区で公募伐採が計画されており、広報ほくと9月号でもお知らせしておりますが、現在募集期間内でありますので多くの市民の皆さまに参加していただきたいと考えております。

次に、危険箇所の調査についてであります。

土砂災害危険箇所のパトロール活動については山梨県・警察・砂防ボランティア協会等と合同で毎年実施しております。本年も6月9日および8月24日に危険箇所の点検や特別養護老人ホームなどの要配慮者利用施設への啓発を行ったところであります。

本年実施したパトロールにより異常等は見受けられませんでした。今後も同様なパトロールを関係機関と連携し実施してまいります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では、市が所有している公共施設や土地の活用について伺います。

公共施設等の総合管理計画や、また公共施設の再編および統廃合に向けた基本方針の策定に向けて全庁体制で取り組んでいくという答弁をいただきました。この計画に、やはりパブリックコメント、市民の声を反映することが非常に大事だと思うんですが、市民の意見をどのように反映させていくおつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

保坂議員の再質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画への市民の意見の反映について、ご質問をいただいております。

この計画につきましては、この計画の策定につきましては計画に市民意見を反映させるために市民アンケートやパブリックコメントなどを実施することとしております。現在、策定しております計画につきましては、公共施設の総合的な管理を推進するための基本方針となるものでありまして、個別・具体的な施設の統廃合につきましては本計画をもとに今後、市民などを交えた協議の場を設け、コンセンサスを得て進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では、自然災害や人災を防ぐためにというところでお聞きしたいと思います。

鳥獣害対策のための電気柵についてですが、皆さんご存じのとおり電気柵で大きな事故がありました。川に遊びに行ったら感電死するという思いもよらぬような事故があったわけですが、先ほど市のほうでもいろいろ調査をしていただいて、そしてまた管理や設置についても今後とも指導していくというふうなご答弁をいただきました。ですが、これはもっと厳しくというか、しっかりとした管理体制が必要ではないかと思います。設置を届け出制にするとか、それから管理状況の報告などをして、今後の対応を考えていったほうがいいのではないかと思います。こうしたしっかりとした指導についてのお考えを伺います。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

電気柵の正しい指導についてであります。

電気柵の正しい設置方法につきましては今後も市のホームページ、市の広報等で周知・指導してまいります。ご質問にありました届け出制や管理状況の報告につきましては、現時点では必要ないと判断をいたしますが、今後県および市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今ご答弁いただきました。事故が起きてから、またここが不備だったなんていうことがないように、ぜひまたご検討のほうをよろしく願いいたします。

4項目めになります。教育の現状と対策についてというところなんですが、先ほど薬物の話を伺いました。本当にちょっとしたことで始めてしまうというきっかけがたくさんあって残念だったなという例がたくさんあります。幸い現在までは、北杜市にはその事案がないということで大変ほっとしているところなんですが、薬物乱用防止教室というのでも開催していただいているということでした。今まで北杜市での開催率というのが低かったというふうに聞いていました。いろいろドラッグのような、ハーブですか、そんなような話が出てからは非常に教室を開催していただきたいというふうな要望がたくさん出てきて、今ではたくさんの方から、ほぼ90%に近いくらいの率で開催をしてくださっているということも聞いていて、とてもよかったなと思っています。

実際にキャンペーン活動だとか、それから啓蒙だとか教室を開催しているような方々のお話を聞いていますと、小さいころからの教育というのがとても大事だということで、学校での開催ということをしていただいて、とてもありがたいというふうに聞いているんですが、もう少し広げて、PTAだとか親御さんたちにもぜひ啓蒙をしていただきたいというふうな声を聞いています。とても大事なことだと思いますので、市としての見解を伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

薬物教室の開催、それからキャンペーン等を通じてPTAが啓蒙というところだと思います。

薬物に関する指導内容という部分につきましては、すでに教育課程の中に位置づけをされているということでございます。具体的には小学校では体育の5年生、6年生の中で薬物に限らず喫煙や飲酒といったものまで含めて、乱用などについても心身への影響や法律で厳しく規制されているということに触れているということでございます。

また中学校においても保健体育の保健という項目においてやはり同じように喫煙、飲酒、薬物の乱用が心身に大きな影響を与えるということを、健康を損なう原因になりますということをお教えているという状況となっております。

キャンペーンやPTAのほうの啓蒙というふうな観点からいきますと、例えば昨年の例になりますけれども、昨年の青少年育成北杜市民会議においても県の薬物乱用指導防止委員による「危険ドラッグと薬物について」といった講演の開催をするということなどを通じて保護者、それから地域の皆さまにもそういったキャンペーン、また啓蒙に取り組んでいくというふうな状況でございます。

今後も学校と市民が共通理解のもとで、薬物乱用の防止の啓発や指導の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございます。とても大事なことだと思いますので、ぜひ皆さんが周知して同じ認識を持って撲滅ができるという取り組みをお願いしたいと思います。

それから食育についてなんですが、北杜市は非常に食育について力を入れていただけてとてもありがたいと思っています。食べるということはとても大事なことで人間形成、体をつくる上では本当に大事なことだと思っています。

そんな中で先ほど答弁をいただいた中で、お米を育てて味わうまでを体験するおいしいお米づくり教室を開催していただいて、それを小学生から参加を募っているというふうなことをお聞きしました。参加人数、それからどんなところで実施しているのか。そして指導する方どのような方がしていらっしゃるのか。そして、そのことをしたことによってどんな成果が表われているのか、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えをいたします。

おいしいお米づくり教室の参加人数と実施場所、またその人数と、それから成果についてというご質問でございます。

参加者につきましては昨年度18名、本年度21名でございます。本年度につきましては参加者の親の方にも一緒に参加をしていただきました。場所と指導者につきましては白州町のビューファーム鳥原平組合の圃場をお借りしまして、組合の皆さんにご指導をしていただいて

おります。

それから成果でございますが、お米の田植えから、それから草取り、田んぼに住む虫の観察、稲刈り、脱穀等ということで、そして収穫したお米を食べるまでの体験、それと昔の農機具を使って脱穀をする体験と同時に、現在の農業機械での作業などを見学してもらう機会などということで体験をしていただいております。それに伴いまして、その成果としまして食文化や農文化の再認識をしていただくとともに、心豊かな人間形成につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時です。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時00分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市民の声の会派代表質問を許します。

市民の声、3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

会派市民の声を代表して質問いたします。

はじめにこのたびの関東・東北豪雨は記録的な大雨で、鬼怒川の堤防が決壊し茨城県常総市をはじめ多くの地域で甚大な被害が発生しました。被災されました皆さまには、お悔やみ申し上げる次第であります。

さて先日、泉小学校へ伺った折、校庭の入り口に建てられてありました運動会の歌の歌碑が目に残った次第であります。「青空高くそびえ立つ 自然の母の八ヶ岳 自然の母の懷に 雄雄し立ちたる ああいずみ」。作詞作曲は大正デモクラシーの影響のもとで長年、八ヶ岳南麓地域の小学校校長などを務めた教育者であった長坂町大八田出身の堀内柳南、堀内常太郎であります。この歌は美しい八ヶ岳山麓の風土、風景を詠んだ歌で1番であります。

さて会派市民の声は会派結成以来9カ月が経ちました。今議会では私たち会派に寄せられたご意見・ご提案等の中から大きく3項目について質問いたします。

私たち会派市民の声は志を同じくする人たちと連携し市民の皆さんの声を市民目線に立ち、そして市民のためにこれからも議会活動の中でお一層、深めてまいります。私は今議会においてみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声を市政に反映すべく以下、質問する次第であります。

第1は北杜市の景観、豊かな自然環境および安全・安心な生活環境の保全と地上設置型太陽光発電施設との調和を図るためにはであります。

景観、豊かな自然環境、安全・安心な生活環境など守るために地上設置型太陽光発電施設設置に関わる条例を含め、しっかりとしたルールづくりへの取り組みは、北杜市政の中でも喫緊の課題であります。

7月15日および8月24日開催の北杜市環境審議会において、現状の太陽光パネル設置の拡大について、委員より法的拘束力のある条例化や、これからはなんらかの規制が必要ではないかとの趣旨の発言が相次いで出されていました。そこで以下の項目について質問いたします。

平成26年9月1日に制定した北杜市太陽光発電設置に関する要綱が、この9月1日に一部改正して指導要綱として改正になりました。これらの指導要綱等により市が把握している太陽光発電設備設置等の届出書の件数の推移はどのような状況でしょうか。

2. 太陽光パネルは、建築基準法の適用外だからでは済まされない問題があるわけでありす。景観上も防災上もその他多くの問題があります。

8月25日の台風15号では、福岡県行橋市では太陽光パネル950枚が一部残して壊れたとの新聞報道等がありました。

また北杜市内では、高根町下黒沢の太陽光発電施設では敷地から市道へ土砂が流出して応急処置をしている箇所も見られます。今後、大雨・台風等でこうした施設の敷地からの災害が大変危惧されるところであります。これまでにこうした現状をどのように調査して、どのように指導しているのか、お伺いいたします。

またそのほか、事業者等への発電設備の設置に関して市が調査や指導した事例は今までに何件あるのか。また指導した内容と指導後の対応について具体的にお示しください。

3. 地上設置型太陽光発電施設設置面積が拡大する中で、埋蔵文化財の保護施策はどのようななされているのか、伺います。

4. マスコミ報道でも北杜市の太陽光パネル設置に関わる事例が何件か報道されています。

その中で「このままでいい？太陽光発電」の見出しの朝日小学生新聞（平成27年7月16日付け（朝日学生新聞社））には北杜市の今抱えている問題点、課題等が分かりやすくトッパ一面にて大きく取り上げられています。その記事の中で、太陽光を巡り住民が反対する例が各地で起きているとのこと。大分県由布市はその1つ。県は6月、林地開発の基準を改め地元の同意を重視することにしました。富士山周辺の市町村では条例を定めて規制する動きが強まり、静岡県富士宮市では7月1日、市域の約75%が抑制区域として設置が原則として認められなくなりました。以上、一部紹介したところですが、そのほか9月発行のフライデーでは二度にわたり太陽光パネル設置に関わる報道がされております。

昨年度、移住希望地日本一となった北杜市です。北杜市の生活環境、北杜市の誇れる資源である自然環境、里山景観などとの調和を図るためにも、また後世に禍根を残さないよう早急にこれらに対応した施策を推し進める考えはないか、お伺いいたします。

次に第2はクリーンエネルギー清里の杜太陽光発電施設建設の進捗状況等についてであります。

平成26年1月28日の全員協議会において、清里檜山牧場跡地への太陽光発電設備導入について、はじめて市より説明がありました。その中で、この計画は地球温暖化対策・エネルギー

普及促進はもとより現在借地中の当該地が遊休化しており、有効に活用されていないことから遊休地の有効活用策として計画するに至りましたと述べています。

そこで以下の項目について質問します。

1. クリーンエネルギー清里の杜、太陽光発電施設建設の事業概要（収支見込みを含む）と進捗状況について伺います。
2. 北杜市と合同会社クリーンエネルギー清里の杜は、クリーンエネルギー清里太陽光発電事業に関する基本協定書を平成26年3月10日締結されていますが、この協定内容について伺います。また基本協定書の第21条に基づく協力金に関わる別途協議の内容についても具体的にお示しください。
3. 本年6月23日の大雨で、建設中の工事現場から大量の土砂が田畑などに流失したとの新聞報道がありました。その後も大雨で小規模な流出などがあったと聞いておりますが、今後の大雨や台風などによる防災対策は現在の計画・設計で万全なのか、大変危惧されるところでありますが、市のご所見をお伺いいたします。またもしこの地域で今後、災害が発生した場合の責任の所在を併せてお伺いいたします。

第3は、開かれた市政の推進のための取り組み状況についてであります。

開かれた市政を推進するために北杜市情報公開条例に基づき、公文書の情報公開を進めていくと第1次北杜市総合計画にも謳われています。

また審議会等の会議を公開することにより、その透明かつ公正な運営を図り、もって市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的に北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱が平成20年2月12日に制定されております。また北杜市教育委員会会議規則（平成16年11月1日）第13条には、会議は公開すると規定されております。

そこで、以下の項目について質問いたします。

1. この公開に関する要綱第5条には、会議の公開の方法等が規定されています。また第9条には会議録の公表が規定されていますが、この会議録の公表状況について伺います。
2. また第10条には審議会等の実施状況の報告および公表が規定されていますが、この公表状況について伺います。
3. 教育委員会会議は原則公開とされていますが、実際の傍聴者数の状況は。また教育委員会会議規則には、議事録については公表の規定がありませんが、公表に向けての今後の取り組みについてお伺いいたします。
4. 公表されている市ホームページについては見つけやすく、見やすくするなど閲覧しやすくする工夫を講ずることで、一層情報発信の質を高めることが期待されるのではないのでしょうか。取り組みへのお考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

開かれた市政の推進のための取り組み状況等について、いくつかご質問をいただいております。

す。

はじめに、審議会等の会議と会議録の公表状況についてであります。

北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱では、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関および規則、または要綱等により設置された附属機関に準ずる審議会等にかかる会議の公開について規定しており、該当となる審議会等の会議を要綱第5条に基づく方法で公開することとしております。

また会議録は会議終了後、速やかに作成し市ホームページ等で公表することとしており、昨年度に開催された審議会等の会議録については現在、公表している状況であります。

次に、公表情報の情報発信の質を高める取り組みについてであります。

市ホームページへの情報掲載は原則として各課が管理しており、審議会等のページについても同様でありました。しかしながら、審議会等の会議内容を市民誰もが閲覧しやすい環境をつくることは、開かれた市政の実現を一層推進するためにも重要であることから、総務課の審議会等の情報公開のページから各々の審議会等のページにリンクさせ、会議録等が閲覧しやすい状況に改善を図ったところであります。

今後も引き続き、市民の皆さまが閲覧しやすい環境へと工夫を講じてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

埋蔵文化財の保護施策についてであります。

建築物や工作物設置など土地の掘削を行う際には、事前に遺跡の範囲に該当するか照会をしていただき、該当する場合には文化財保護法に基づく届け出を受理したのちに試掘調査を実施しております。

太陽光発電施設に限らず、照会のあった箇所で遺跡の存在が予想される場所についてはすべて調査を行い、遺跡が確認された場合には盛土保存や工法変更の協議、発掘調査を実施するなどして埋蔵文化財の適切な保護に努めております。

また太陽光発電施設については環境課との連絡を密にし、情報を共有するとともに埋蔵文化財の届け出についての周知は市ホームページや市広報紙、関連する窓口等で行っております。

次に、教育委員会会議の傍聴者数と議事録の公表についてであります。

教育委員会会議の開催については、市内各掲示板に告示するとともに市ホームページ等に掲載し周知を図っており、会議についても原則公開しております。

教育委員会の会議は毎月開催しており、傍聴者については昨年度は2名、本年度は現在まで4名となっております。

会議の議事録については北杜市教育委員会会議規則に基づき作成しておりますが、本年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、議事録の作成および公表の努力義務の項目が新設されたことに伴い、定例教育委員会において市ホームページ等を活用しての公表を検討しているところであります。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えをいたします。

審議会等の実施状況の公表状況についてであります。

各審議会等は、当該年度に開催した審議等の会議の公開に関する実施状況を翌年度の4月末日までに総務部長に報告することとしており、会議録の作成状況等を確認後、毎年6月から8月の間に実施状況の概要を市ホームページで公表しております。

昨年度に北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱の適用を受ける審議会等の数は96件であり、開催された会議の回数は延べ221回となっており、このうち公開された会議数は123回であります。公開率については55.7%であり、前年度と比べ9.8ポイント上昇しております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市の景観、豊かな自然環境および安全・安心な生活環境の保全と地上設置型太陽光発電施設との調和について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、要綱による届け出件数の推移についてであります。

届け出件数は要綱を施行した昨年9月以降、本年8月末までに431件で昨年度は347件、本年度は84件となっております。

次に太陽光発電施設内の災害について、現状の調査と指導および件数についてであります。

台風、また局地的な激しい雨などが発生したときには現地パトロールや地区住民等からの連絡により現地を確認しているところであります。これまで事業区域から土砂が道路等へ流出した箇所は7件であり、対策を講じるよう指導を行いました。また、土砂流出等が懸念される箇所13カ所については、適切な措置を行うよう指導したところであります。

次に、指導の内容と指導後の対応についてであります。

指導については特に災害などが発生した、また今後その恐れがあると認められる発電設備に対し災害が発生しないよう排水路の設置などの措置を取るよう従前より指導しており、指導した箇所については、パトロールの実施等により取り組み状況の確認を行っております。

次に、生活・自然環境および里山景観など調和を図るための施策推進の考えについてであります。

太陽光発電設備のみならず宅地開発などは既存の環境に変化を生じさせるものであります。地上設置の太陽光発電設備についても周辺の環境との調和を図ることは、法的規制が緩和されている状況においては重要であると認識していることから、指導要綱に改正したところであります。

次にクリーンエネルギー清里の杜太陽光発電設備建設の進捗状況等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業概要と進捗状況についてであります。

クリーンエネルギー清里の杜太陽光発電所については事業面積は県有地23ヘクタール、発電容量規模は10メガワットであります。

工事進捗状況については昨年8月に着工し本年12月の稼働を予定しており、進捗率は現在約85%であります。

次に基本協定の内容についてであります。

基本協定はクリーンエネルギー清里の杜太陽光発電事業を実施するにあたり、市と合同会社クリーンエネルギー清里の杜で事業の円滑な実施を図るため基本的な事項を定め、昨年3月10日に締結したものであります。

協定書においては市は周辺住民との連絡調整や山梨県との連絡調整を行うこと、合同会社は発電所の建設、ならびに管理運営を行い周辺に影響がないよう配慮することとしております。

次に、基本協定書第21条に基づく協力金に関わる別途協議の内容についてであります。

第21条第1項は合同会社クリーンエネルギー清里の杜が市に対し、環境に関する事業を支援するための協力金を寄附することを定めたもので、第2項は協力金の額については協議することとするものであります。

次に、災害時における対応と対策についてであります。

当該発電所については、森林法に基づく林地開発行為にかかる連絡調整を山梨県と協議し、その計画に基づいて工事を行っているところであります。本年6月23日の大雨による土砂流出があったことから、沈砂池の拡大や水路の拡幅など地元関係者の理解を得ながら再発防止に向けて対策の強化に努めているところであります。

今後、不測の災害等が発生した場合は協定書に基づき、合同会社クリーンエネルギー清里の杜が誠意をもって対応することになっております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

1項目めについて、再質問をさせていただきます。

今度の一部改正による指導要綱等を見せていただいたわけですが、いろいろ指導した内容とか指導後の対応についても説明がございました。特にちょっと危惧されているのが高さの制限だとか、フェンスのまだ未整地なところもあったり、また緊急時の連絡先の表示がまだ未設置と、そんなようなところもかなりあります。そのへんについての今後の指導はどのようにしていくのか、この1点についてお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず高さ制限、またフェンスの未設置、または緊急時の表示のまだ未設置ということで、今回9月1日に指導要綱という形で施行したわけですが、これらにつきましてもまず高さについては、これらは一概に景観を損ねるという内容ではないかと思えます。フェンスの設置、また表示の未設置につきましては、今後継続してパトロール等により設備の把握に努めて事業者には指導をしてまいりたいと考えております。

今回の指導要綱につきましても、すでに今日まで400件近い事業者に指導要綱の内容の周知、これらの事業者の責務等については事業者の協力をいただくよう通知をもうすでにしたいと考えております。今後も継続して事業者の把握に努めて、また現場の状況も把握しまして事業者には周知等を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問を行いたいと思います。

またいろいろ指導をされている中で、今後は指導記録は完備するというふうなことでありますけれども、この指導記録簿は今後公文書として完備して、公文書の請求によって開示できるのかどうかということが1点と、そしてあといろいろ農地だとか山林とかにいろいろ設置されているわけですが、農地については先ほどいろいろな設置がされている状況がありましたけれども、北杜市の決算資料によりますと昨年1年間だけで85件の4条、5条の転用がありまして9万9,302平方メートルというふうな数字になっております。これも北杜サイトの9万2,262平方メートルの1.07倍とほとんど、そのような農地が転用されているとそんな状況があるわけですが、それ以外にいろいろ調査した中で山林への設置はどのくらいになっているのか。もしお分りのデータがあれば教えてください。なければ結構でございます。

そんなことでいろいろ状況を考えますと、私は今後調和を図るためにも早急に指導要綱による対応から景観条例に一定規模以上の太陽光発電施設を届け出対象とするように改正して、景観安全対策、防災安全対策に取り組むべきではないかというふうに私は思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目、太陽光関係の指導要綱による各種関係文書、公文書についてであります。この公文書の捉え方としまして、資料としましては組織の中で、まさに意思形成された文書は公文書として北杜市情報公開条例に基づき開示が可能であります。またその中身、文書については届出書、あとは届け出時におけるチェックシートや指導処理簿などが公文書に当たります。

2点目の山林関係についてであります。まず北杜市の森林面積は4万5,899ヘクタール。市の面積は6万248ヘクタールに対して76%を占めているところであります。本年5月末現在の経済産業省公表の稼働している容量5万5,183キロワットから換算しますと、その所有面積は約83ヘクタールとなっておりますが、この面積については山林だけではなくて雑種地などすべての地目を含んだ面積であります。すべての設備面積を含めても森林面積の約0.2%ということで、それ以下のパーセントとなるわけであります。しかし事業設備については、今後も継続してパトロールの実施により設備の現況を引き続き調査して山林等、そこらの詳細な面積等についても今後把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

質問はありますか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第2項目めに入りたいと思います。

クリーンエネルギー清里の杜の関係ですけれども、先ほどの答弁の中でいろいろ災害があった場合には、合同会社がすべての責任の中でそれに対応するというような答弁があったと思うんですけども、私は今回の事故のように共同事業者である北杜市にも責任があるのではないかというふうに思うわけですけども、ご所見をお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

共同事業者、クリーンエネルギー清里の杜太陽光発電所の共同事業者として責任はあるんじゃないかということについてであります。市は共同事業者として基本協定に基づきまして地元との、答弁にもお答えいたしました。連絡調整を行うこととしていることから地元との窓口となりますので共同事業者として誠意に対応してまいります。

また被害があった場合や復旧やその費用負担については、発電所管理運営を行う合同会社がその責任において誠意をもって行うとしているものであります。前回の工事中の土砂の流出の際についても地元との連絡調整、これらを緊急に地元と協議をしまして対応したところであります。そういうことで、市も共同事業者として引き続き誠意に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

北杜市内各所において大規模な太陽光発電施設が設置され、また工事中の案件もあるわけですが、北杜市が事業主体となっているこの現場でこのような事故が発生して、現在進めている清里の杜太陽光発電施設が市民生活を脅かすような危険な施設ではないということを万全な対策を講じて今後示すべきであると考えます。

先日、現場を見たわけですが、現在、下流域で施工している雨水排水対策のための水路工事の計画設計は今後の防災対策において万全なものなのか、再度お伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

クリーンエネルギー清里の杜での大雨による土砂流出に関してであります。現在、答弁のほ

うでも申し上げましたが、地元の地権者等と協議をしましてこれらについては場内についても沈砂池の拡大、また水路の拡幅などはもうこれは終了しております。また場外につきましても延長約700メートル、これ水路改修も含めて行っているわけですが、一番、南部、南方のほうの水路につきましても前回、今月9月の大雨によって道路のほうに若干、流出した経緯がありましたので、それらについても水路改修を延長しまして万全な対策を講じるよう事業者、工事事業者と協議しまして措置しております。

したがいまして、今後とも今は工事中、本年11月末に完成予定であります、その後においても当然、共同事業者で市は関わっておりますので、これらのこのクリーンエネルギー清里の杜だけに限らず災害等が懸念される箇所については、今後もパトロール等によって十分な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第3項目めについての再質問をさせていただきます。

いろいろ会議の傍聴についての質問でございますけれども、この要綱で規定している会議の公開というのがあるわけですが、この会議とはどこからどこまでを指すのかということです。ちなみに教育委員会の会議規則の第6条には、会議は開会から閉会までとされております。公開に関する要綱の第4条には事前公表ということで、ホームページでこの審議会の会議の開催のお知らせというのがホームページへ出ているんですけれども、事前にホームページで公開、非公開がすでにその時点でされているわけです。よって公開として公表されている場合は会議の開会から傍聴できると理解しますが、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再質問でございますけれども、会議については開会の傍聴からということでございますけれども、規則にもございますけれども会議の内容等によっては非公開の部分もございます。会議に当たりまして委員長、また会長のほうからこの会議は公表してよいかどうかという、まず審議を諮った中で傍聴してもよいという結果が得られた段階で入室を認めてもらっているという状況です。

以上です。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

今の、再々質問ですけれども、その内容は審議会等の会議開催のお知らせの一番下のほうにただし書きでちょっと読ませていただきますけれども、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるなど、審議会等の長が当該会議に諮って決定したときは会議の開会後に非公開とすることがありますということで、だから開会は、会議はすでに開かれているわけです。そして議題によっては、このことについてはちょっと非公開とするという、

それを決めるということではないでしょうか。これが1点、これについてお答えください。

次に北杜市の教育委員会の自己点検評価報告書というのがございますけれども、先日、全員協議会で示されましたけれども、先ほどの答弁で教育委員会の会議の、また臨時会も含めてですけども、そうした会議の議事録は今後、市ホームページで公開を検討というふうに出ております。これを必ず早く、市民向けに早く公開をするようにぜひお願いしたいと思います。自己評価はAと出ておりますけども、検討でもAなんです。だから早く実現をさせてもらいたいということでございます。

次に教育委員会の現状に関する調査というのがございまして、一応、そのデータを見ますとホームページでほとんど50.2%ぐらいの、全国では議事録の公開をしております。ホームページで。そういうふうな現状で、やっぱり北杜市もこうしたほかの市議会等もすでにホームページで議事録を公開していますから、教育委員会も全国並みに議事録の公開を早急に進めていただくようお願いしたい。ご所見を伺いたいと思います。これが1点。

そしてあと1点、ちょっとお聞きしたいことがあるんです。8月24日の環境審議会で公開に関する要綱に、第7条に傍聴人には会議資料を提供するというふうに出ているんです。にもかかわらず当日、資料の準備がなくて、傍聴人7人に提供する資料が準備されていなかったということで10分ほど中断する一幕があったわけですけども、私も何回か審議会等の傍聴をしているわけですけども、こうしたケースは初めてでした。当時の担当職員にもこのことがどういうふうに理解されていたのか。またそれともほかに、要するに指導要綱の審議というふうなことでなんらかの理由があったのか、そんなことについてお答え願いたい、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

会議の傍聴の時期ということでございますけども、先ほども申し上げましたけども審議会の公開、または非公開の決定というのは審議会等の長が当該のその審議会に諮った中で決定するということでございますので最初から入室ということはできないということになっております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

教育委員会の会議録の公表という点で、ご質問をいただいたと思っております。

たしかに昨年度の26年度の点検で、公表に向けての検討をしているということでさせていただきました。これにつきましては、平成27年4月からの施行ということで前段階からある程度、議論をするというふうな方向性もありましてさせていただいたところであります。

また公表の早期の、要するに議事録の早期公開ということでございます。そうしたことにつきましても今現在、教育委員会の中で、要するに委員の権限として議論させていただいているというふうな状況でございますので、国から努力義務を課せられたということを踏まえて早急

に検討はしていくものと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありますか・・・。

答弁漏れですね。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

8月24日の環境審議会での資料の提供については、たしかに用意が遅れました。今後このようなことがないように、これらの会議等について、資料の提供については徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

代表質問1、2の2につきまして、先ほどご答弁いただいた中で緊急の連絡先などの通知、それからフェンスうんぬんの通知を400件くらい通知したとあります。当然100%ではないわけですが、やはりそのへんで設置者の連絡先そのものも掌握が足りないというふうな認識を持って、その答弁を伺いました。

今後、しっかりとした調査をもとにしていきたいと思うんですが、基本的には太陽光導入の、森林への導入は今現在、大変な数字になっています。実際な話、単純な比較をしますと、単純と言っても単純ではないんですが、北杜サイトの太陽光発電所が9万2,262平方メートルございますが、森林への今の導入は163万2千何かがしと。単純に計算しますと17倍以上というような形になっております。これは市のほうが把握しているかどうかということもありますけども、ぜひそのへんをしっかりとした調査を積み重ねていただいて、早急にデータの掌握、それも100%お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小野議員の関連質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電設備の現場での連絡先の表示と経済産業省が公表しています件数と市が把握している件数の差異があるということも確かであります。これにつきましては答弁でもお答えしておりますが、日夜パトロールで現場のほうへ確認に行っております。その差異については今後も連絡先等、またフェンス等の設置なども含めまして、これらについては掌握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民の声の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時46分

平成 2 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 5 日

平成27年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成27年9月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

市民フォーラム 野中真理子君

公明党 小尾直知君

日程第2 一般質問

11番 清水進君

2番 小野光一君

15番 中嶋新君

7番 原堅志君

1番 上村英司君

10番 相吉正一君

8番 岡野淳君

2. 出席議員（20人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原堅志
8番 岡野淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水進
12番 野中真理子	14番 坂本静
15番 中嶋新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（39人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	地域課長	仲嶋敏光
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	浅川辰江
子育て支援課長	小澤章夫	環境課長	早川昌三
農政課長	小澤隆二	林政課長	手塚清作
観光・商工課長	清水博樹	まちづくり推進課長	坂本孝典
住宅課長	中澤貞夫	教育総務課長	中山雅史
生涯学習課長	山内一寿		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者からの撮影の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

昨日に引き続き、会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

3項目について、市民フォーラム代表質問を行います。

1項目めは、北杜市総合戦略についてです。

北杜市総合戦略は若者応援の項目のように、施策が具体化しているプロジェクトと生活環境づくりの交通環境の整備や生涯学習の推進のように漠然としたプロジェクトが混在していますが、このアンバランスを今後どのように埋めていくのでしょうか。

山紫水明のプロジェクト名には山岳景観、国蝶オオムラサキ生息、名水、日照時間日本一など本市の誇るかけがえのない地域資源を守り、未来へ引き継ぎたいという思いを込めたとありますが、その思いが具体的な施策・事業からは伝わってきません。かけがえのない地域資源を守る施策・事業は、防災の観点からと再生可能エネルギーの推進のみなのでしょうか。

合計特殊出生率の基準値は1.13、非常に低い数値ですがその理由は。また数値目標1.50はどのような考え方をもとに設定されたのでしょうか。

病児・病後児保育の受け入れ態勢はどのようなものなのでしょうか。

人口の社会増の数値目標は、年齢別ではどのように考えられているのでしょうか。

観光客入込数のみが数値目標になっていますが宿泊者数での目標設定はしないのでしょうか。

特定空き家への対策実施の指標は、地域からの苦情に対する問題解決率であるべきではないのでしょうか。

公共交通利用者の数値目標289万人の内訳をどのように考えているのでしょうか。

地域公共交通の再構築の具体的ビジョンはどのようなものなのでしょうか。

再生可能エネルギーによる災害に強いまちづくりを掲げていますが、具体的な構想はどのようなものなのでしょうか。災害時に避難所となる学校はどのように考えられているのでしょうか。

2項目めは、RESAS「産業マップ」の分析と活用についてです。

地域経済分析システムRESASにはさまざまなデータが蓄積されていますが、一般市民は産業マップにはアクセスできません。地域の現状を知り将来像を描くために非常に重要なデー

タと考えるので、市として分析した結果とその活用について伺います。

北杜市の産業大分類別の企業数。

北杜市では、どのような産業が域外からお金を稼いでいるのか。

どのような産業が付加価値を生み出しているのか。

どのような産業が雇用を支えているのか。

八ヶ岳定住自立圏を構成する富士見町と原村を合算すると、以上のことはどのようになるのでしょうか。

産業別花火図の分析から分かることは。

企業別花火図の分析から分かることは。北杜市の地域中核企業として位置づけられる企業の特徴はどのようなことでしょうか。

企業型農業法人のハブ度、コネクタード度、雇用貢献度、利益貢献度の傾向はどのようになっているのでしょうか。

以上の分析から、北杜市としてはどのようなことに重点を置いて産業、企業を支援するのでしょうか。雇用創出のためにはどのような支援が必要と考えているのでしょうか。

個別企業データ以外の分析結果の公表を考えているのでしょうか。

3項目めは、地上設置型太陽光発電設備を巡る動きについてです。

9月1日施行の北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱は本市の有する景観、自然環境の保全および地域環境との調和を図ることが目的であり、旧要綱の円滑な発電設備の導入が図られることという目的とはまったく異なるものです。目指すものが違うのに一部改正と言えるのでしょうか。市の方針転換を表明していると言えるのではないのでしょうか。

要綱の拘束力についての見解をご答弁ください。開発協議等が不必要となるように分割して届け出が行われることに対する市の見解と行政指導の方法も併せて伺いたいと思います。

指導要綱に設けられたセットバックや植栽の具体的な基準はどのようなもののでしょうか。

行政指導の記録は、住民からの相談や問い合わせがあれば開示できるようにすべきと考えますがいかがでしょうか。

国が景観法を制定した背景には地方公共団体の自主的な取り組みの限界、届け出勧告等のソフトな手法の限界があり、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要と考えたからです。北杜市にはその景観法を上位法とする北杜市景観条例がすでにあります。指導要綱の目的に景観条例の理念でもある景観の保全を掲げ、また要綱での指導には限界があるにもかかわらず、市が景観条例に太陽光発電設備を位置づける改正を行おうとしないのはなぜでしょうか。

平成26年第3回定例会の市民フォーラム代表質問に対して、市は山梨県内の場合においては、景観条例を定める団体の中で景観条例の中で太陽光パネルを項目として該当しているところは現時点ではございません。その中で、条例であえて北杜市がやらなければならないということについて、中略しますが今の段階では難しいかと考えておりますと答えています。この1年間で県内の状況は大きく変わり甲府市、甲斐市、甲州市など7市町村がすでに制定や改正によって太陽光発電設備を景観条例に位置づけ、その他多くの市町村が同様の準備を進めています。市はこの状況の中で自らの立場をどのように説明するのでしょうか。

山梨県は太陽光発電設備設置に関するガイドラインを策定する予定ですが、県の担当者に確認したところ景観に関してはそれぞれの市町村の考えを尊重すると言っています。県のガイド

ライン策定を待つのではなく、北杜市としての考えを伺いたいと思います。

市内の太陽光発電設備の設置状況が、北杜市まちづくり審議会条例にある景観計画の推進に必要な重要事項となっていることは、市民フォーラムがこの２年間、指摘し続けてきた問題点や県内他市町村の動き、署名活動に顕著に表れている住民の要請、環境審議会等での意見、各種報道からも明らかです。

北杜市の太陽光発電についての報道は、例えば昨年夏、森林を侵食するメガソーラーとして大きく取り上げた週刊新潮の発行部数は約５６万部。今月の週刊フライデーにも取り上げられていますが発行部数２６万部。８月の日本語版ニューズウィークはインターネットで記事を見ることができますので多くの人が目にしているはずです。景観、環境づくりを売りに多くの人を呼び込もうとしている市の現状が全国規模で厳しく伝えられているのです。これらをもし景観計画の推進に必要な重要事項ではないというならば、私、市民フォーラムは市の姿勢を問い質さざるを得ません。市内の太陽光発電設備の設置状況を景観計画の推進に必要な重要事項と位置づけ、調査・審議をまちづくり審議会に諮問すべきと考えますが見解を伺います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

北杜市総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合戦略のプロジェクトについてであります。

北杜市総合戦略は、昨年度策定した定住促進計画や人口ビジョン等をもとに人口減少対策に取り組むべく施策を５つの重点プロジェクトとしてまとめております。

現在実施している事業の拡充や地方創生先行型交付金等を活用し取り組む事業については、ある程度具体化した表記とし、創設が予定されている国の新型交付金等の活用を見込む事業については今後、新たな施策・事業として具現化していくものとしております。

次に、山紫水明・生活環境づくりプロジェクトについてであります。

総合戦略の策定に当たっては、定住人口の維持・増加を図りながら持続可能で活力あるまちづくりを進めていくこととしております。

若者応援や住まいづくりなど優先順位を付ける中で防災体制の整備、再生可能エネルギーの推進のほかインフラ整備や空き家対策、また人材育成も地域資源になることから生涯学習の推進に努めております。

次に、合計特殊出生率についてであります。

本市の合計特殊出生率は１．１３と全国平均の１．４２よりも低く、未婚化や晩婚化による出生数が少ないことなどが出生率が低い要因と考えております。

なお、総合戦略の数値目標については、戦略に掲げる住まいづくりに取り組むことで子育て世代を中心とする方々の転入を想定しております。さらに子育て支援策を充実していくことで将来的に出生数の増加が見込めることから、数値目標１．５０が達成できるものとしたところであります。

次に、人口の社会増についてであります。

企業誘致や子育て世代を対象とする住まいづくり関連の事業などに積極的に取り組むことにより5年間で1,800人程度の転入を見込んでおります。

年齢別では子育て世代を中心としたおおむね50歳までの5歳刻みで、それぞれ160人から200人程度であります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

公共交通利用者の数値目標についてであります。

市内の公共交通は路線バスやJRなどがあります。数値目標の289万人の内訳は民間運行路線を含む路線バス利用者25万人、JR利用者264万人としております。

路線バスについては、市民バスをスクールバスとすみ分けすることから小中学生の利用者数が減少しますが、地域内への乗り入れなどによる利便性の向上により現状を維持し、JR利用者については駅の改築やバリアフリー化、観光振興などにより年間26万人の利用者の増加につなげたいと考えております。

次に、地域公共交通の再構築のビジョンについてであります。

現在、市民バス路線の再構築を進めており、市民バス等の利用実績や利用者ニーズを勘案した新たな路線について、北杜市地域公共交通会議でご承認いただいたところであります。

主な目的地と地域を結ぶ新たな路線として小淵沢・長坂線を北部巡回線に、小泉・長坂線を大泉地区にも乗り入れ、利用者の利便性を図っていくこととしております。

また、すべての地域を路線バスで対応することには限界があると考えております。地域の要望には利用者ニーズを勘案しながら対応を検討してまいります。引き続き地域での取り組みもお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

北杜市総合戦略における病児・病後児保育の受け入れ態勢についてであります。

病児・病後児保育については近隣に小児科医があることが保護者の安心につながることから長坂保育園秋田分園に開設することとしたところであります。

当面は定員4名で前日までの予約制とし、保育士、保健師を配置し来年1月から試験的に開設してまいりたいと考えております。

なお、受け入れ児童の急変に対応するため北杜市医師会と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーによる災害に強いまちづくりの施策についてであります。

北杜市再生可能エネルギービジョンについては、北杜市新エネルギー推進機構や北杜市環境審議会のご意見を伺いながら策定を進めており、その基本方針として災害に強い安全・安心のまちづくりを掲げているところであります。

北杜市地域防災計画において避難地、避難所に学校施設が指定されており、災害時においては停電等の対応として、太陽光発電設備が非常用電源として有効に活用することが可能となります。

このように災害時に再生可能エネルギーを活用できる仕組みについて、ビジョンを作成する中で検討してまいりたいと考えております。

次に地上設置型太陽光発電設備を巡る動きについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指導要綱と旧要綱についてであります。

昨年９月に制定した北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱は、太陽光発電設備の設置に当たり地域環境との調和と地区住民等への周知を促し、円滑な設備導入が図られることを目的とした要綱でありました。

今回の改正は市民や再生可能エネルギーに関連する委員会等からのご意見をいただく中で事業者等の責務における留意事項を詳細に規定し、事業者等に対して市が行う指導の内容を明確にすることで本市の有する景観、自然環境の保全および地域環境との調和が図られることを目的とした一部改正であり、目的は異なるものではないと考えております。

次に、要綱の拘束力についてであります。

太陽光発電設備の設置にあたっては、規制する法令がないことから指導要綱により太陽光発電設備の設置に関し、事業者等において配慮すべき責務を明確にし、必要と認められる場合は調査および指導ができることとしております。

次に、分割による届け出についてであります。

同一の事業地における大規模設備を小規模設備に分割する分割案件は、昨年３月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の改正により、現在は認められておりません。

なお、規則の改正前に認定されている設備については、届出書提出時の指導やパトロールの実施により把握に努め、指導要綱に基づき災害防止などに努めるよう指導しているところであります。

次に、指導要綱に設けられた距離や植栽の具体的な基準についてであります。

具体的な距離や樹種の基準は法令等に定めがないことから、指導要綱により現地の状況等を勘案しながら通行や隣地に支障を与えない設置に努めるよう指導しております。

次に、要綱の行政指導の記録についてであります。

事業者等への指導については届出書が提出された際にチェックシートを用い、担当職員が要綱に基づいた統一的な確認、指導を行っております。

また、市内パトロールなど現地を確認する中で、必要と認めるときは指導を行っていることから、その記録については北杜市情報公開条例に基づく開示が可能です。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略における観光客の目標設定についてであります。

市への観光客はマイカー等による首都圏からの日帰り客が中心であり、市内には宿泊施設が少ないことから、夏場等の観光シーズンには不足も生じる状況となっております。このことから総合戦略の目標設定については、観光施策全体の目標として宿泊者数を含めた入込者数としたところであります。

次にRE S A S「産業マップ」の分析と活用についていくつかご質問をいただいております。

地域経済分析システム（RE S A S）はまち・ひと・しごと創生本部が地方自治体で地方版総合戦略を策定する際の情報支援ツールであります。

はじめに産業大分類別の企業数は1位が宿泊業、飲食サービス業で北杜市443社、定住自立圏域600社。2位が卸売業、小売業で北杜市414社、圏域522社。3位が建設業で北杜市318社、圏域508社。4位が製造業で北杜市177社、圏域333社。その他13分類を合わせて合計で北杜市1,958社、圏域2,823社が登録されております。

次に域外に販売している産業については北杜市、圏域ともに1位が製造業、2位が卸売業、小売業、3位が建設業、4位が宿泊業、飲食サービス業となっております。

次に付加価値額を生み出している産業については北杜市、圏域ともに1位が製造業、2位が卸売業、小売業、3位が建設業、4位は北杜市が宿泊業、飲食サービス業、圏域が医療、福祉業となっております。

次に雇用を支えている産業については北杜市では1位が卸売業、小売業、2位が製造業、3位が宿泊業、飲食サービス業、4位が医療、福祉業となっておりますが圏域では1位が製造業、2位が卸売業、小売業、3位が宿泊業、飲食サービス業、4位が建設業となっております。

次に産業別花火図、企業別花火図、企業型農業法人の分析結果やシステムでの分析結果の公表については、国のシステムの利用規定によりシステム上で得た情報の守秘義務があり、経済センサス等、一般に公表されているデータ以外、公表できない規定となっております。

個別企業データ以外の分析も含め北杜市の傾向としては、産業別花火図では宿泊等のサービス業は首都圏を中心とした取り引きで、小売業は北海道から沖縄まで全国に幅広く取り引きを行い、製造業は首都圏を中心に関西圏、東北、中京圏の順となっております。

企業別花火図では、市で支援を行ってきた先進技術等の事業者や市内の主要な事業者が中心となって、市内企業との取り引きネットワークが構築されており、地域経済の柱となっております。

企業型農業法人は首都圏を中心に取り引きが行われており、主に市民および近隣の市町村の方が雇用されております。

全般的な傾向として市内の事業者への雇用状況については、多くの従業員が県内を中心に市外から通勤しており、定住自立圏の要件でもある昼間人口が多いことが確認できます。

次に、RE S A Sによる分析からの支援策についてであります。

総合戦略策定に当たっては、システムを活用した分析と商工会、企業交流会、農業企業コンソーシアムやふるさと創生会議のご意見をいただく中で日本の機関車・雇用創設プロジェクト

を掲げ、地域に根ざした雇用を創生するを目標に市内企業への就業支援、企業誘致等の推進、企業の競争力強化支援、安全・安心日本の台所の推進、産業振興に関する情報発信を戦略として計画したところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略における特定空き家への対策実施の重要業績評価指標（K P I）についてであります。

ふるさと創生会議においてもご意見をいただいたところであり、特定空き家は地域の課題であることから、特定空き家のK P Iについては地域からの要望に対し対応していくことにより、地域からの苦情をなくすこととしたところであります。

次に地上設置型太陽光発電設備を巡る動きについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、景観条例への位置づけについてであります。

太陽光発電設備については建築基準法第2条第1項に規定する建築物、また建築基準法施行令第138条第1項に規定する工作物に当たらないことから、景観法にも該当しないため北杜市景観条例に位置づけることは、現時点では考えておりません。

次に、本市としての立場の説明についてであります。

他の自治体の景観条例は太陽光発電設備の設置を制限するものでなく、景観への配慮を求めるものであり、景観形成基準において、その設置者等に対して配慮する、努めるといった表現になっております。

このことから法的拘束力がないため、本市で現在施行している北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱は遜色ないものと考えております。

次に、まちづくり審議会の調査審議への諮問についてであります。

まちづくり審議会は、本市が定めるまちづくり計画および景観計画の推進に必要な事項を審議するために設置したものであり、太陽光発電設備は景観法に該当する設備ではないことから景観計画に位置づけることは必要ないと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

最初に、北杜市総合戦略についての再質問を行います。

まず総合戦略のプロジェクトに一応、漠然としたものと具体化したものとバランスが悪いということで、ただご答弁では今後新たな施策としてそれができた場合に具現化するというものでしたけれども、例えば交通環境の整備や生涯学習の推進は市民に見える形で、どのように説明していくのかを伺いたいと思います。

また山紫水明のプロジェクトですけれども、例えば国蝶オオムラサキの生息、これは樹液を

吸って生きるオオムラサキ、要するに里山を守らなければこの生息、オオムラサキの保護ができないわけです。里山を守る、そういうことがあってはじめてこの山紫水明のプロジェクトの意義がしっかりとしてくる。そういう具体的な施策がなければいけないのではないのでしょうか。この総合戦略の中には防災、たしかに災害が起これば何もかも失われてしまう。それから再生でも再生可能エネルギーの推進だけなのか。再生可能エネルギーのために・・・。

○議長（千野秀一君）

傍聴人、静粛をお願いします。

○12番議員（野中真理子君）

森林が伐採され、それは要するに里山の景観が失われたり、オオムラサキが生きていく場所がなくなっていくということにもつながります。そういうことも含めて山紫水明というものを北杜市としてどうやっていくのかということが、北杜市総合戦略にはしっかり位置づけられなければならないと思います。

また合計特殊出生率ですけども、この1.13という数はもう全国の本当に下から何番目というのと同じような数字だと思います。前回の調査までは、たしかに国や県の数値よりはちょっとは低かったですけれども、ここまで低くはなかった。この理由なんですけども、例えば26年度が特殊なのか。それとも今まで過去何年間かの傾向でどのようにここを分析しているのか、この理由をもう少し詳しく伺いたいと思います。大変危機的な状況だと思います。

病児・病後児保育については全員協議会でも大変議論がされましたけども、病児についてはどういう子どもを預かれるのか、改めてここで伺いたいと思います。

それから人口の社会増の数値目標ですけども、年齢別で子育て世代のことを大変集中的におっしゃられました。けれども分析によれば会社を退職された方が第2の故郷としてこちらに移り住んで来られる方が実際には多数いて社会増に貢献しています。こういう方のことをどのように総合戦略では捉え、北杜市としてはこういう方たちをどのように迎え入れるのか、そういうことを伺いたいと思います。

また特定空き家の指標なんですけれども、地域からの苦情がゼロというふうに書いてしまえば非常に市民は苦情とか相談はしにくいです。やはり苦情は受け入れます。でもそれに対して問題解決を100%しますというようなものが実際には数値目標であるべきだと私は考えます。

いっぱいの数になるんですけども、公共交通についてはJRの利用者増を見込んでいますけれども、やはりJRの利用者は、それと地域の公共交通との連携がないとやっぱり増えないと思います。市民にとっての市民バスの利便性ももちろんですし、そこは非常に大事なことです。観光客にとっての、今後高齢化も進みますし、その連携をどういうふうに考えていくかの視点が今まではなかったので、そこについてもご答弁いただきたいと思います。

また再生可能エネルギーによる災害に強いまちづくりですけども、本当に再生可能エネルギーを使って、まち全体が災害に強いとなると既存のシステムを改修するということではなく、新しいまちを完全につくるならばあれですけども、難しいものだと思っています。やはりもう少し具体的なビジョンがなければいけないのではないかと。例えば学校にしても太陽光発電はありますけれども、それを使って災害に強いためには自立運転機能、パワーコンディショナーに自立運転機能とか蓄電池の設備を備えるということで、非常にコストがかかると聞いています。具体的にそれをどのように考えているのかも含めて、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

いくつかご質問をいただいておりますが、最初に総合戦略のプロジェクトについて市民の方々に見える形で策定してもらいたいという、まずその件でございますけれども、当然これから国のほうでも新型の交付金等の創設が予定されております。それらの事業内容等を見込む中で新たな施策事業として、より具現化したい、具体化していきたいというふうに考えております。

次に山紫水明・生活環境プロジェクトについて、やはりこれもより具体的な施策を示してもらえばということでございますけれども、総合戦略の策定にあたりましては定住人口の維持増進、増加ということが主でございますので、持続可能でこれからも活力あるまちづくりを進めるために若者の応援、住まいづくりを優先順位、先ほど説明しましたけれども、その中でより具体的な施策内容を、これから詰めていくということになろうかなと思います。

次に合計特殊出生率の詳しい増減の理由ということでございますけれども、やはり合計特殊出生率、毎年一定ではございません。本市の場合、一定の期間、今1.13でございますけれども、多いときは1.29とか1.30という変動が多い年でありまして、それなりに理由があるわけでございますけれども、先ほど説明しましたけれども晩婚化、未婚化との理由があると思います。やはりこのことを重点的に置いて出生率の低い原因をこれからもより具体的に検討して総合戦略に反映していき住まいづくり、子育て支援を充実していきたいというふうに考えております。

また人口の社会増からのご質問でございます。

社会増についてリタイア組、退職者が多数いると。これからこの人たちをどう捉えるかということでございますけれども、住まいづくり事業をこれからも推進していくわけでございますけれども、やはり若い人ばかりではございません。そういう方々にもこちらのほうに転入してもらいたいような施策も、これから講じてまいりたいと思います。

より魅力あるまちづくりを推進する上においても北杜市として企業誘致、子育て支援を対象とする住まいづくりも含めて、積極的に人口の社会増に向けて取り組んでまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

公共交通の関係で、JRの利用者と市民バスとの連携というご質問でございます。

これにつきましては現在、市民バスの利用者の目的地、これにつきましては主に駅とかショッピングとか病院への通院というものが考えられておりまして、今回の路線の見直しにつきましても、その駅への利便性というものを高めております。またJRのほうといたしましても、駅舎の改築によりそれぞれの利用者の利便性というものが高まってくると思いますので、今後バスとJRそれぞれの連携を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

病児保育についての質問でございます。

本市で行う病児保育につきましては感冒や消化不良、ケガなどの児童が日常かかる病気でピーク時が過ぎ急変する恐れがない児童を対象としており、登園・登校停止の疾患の児童は対象外といたします。

また病後児保育につきましては児童の病気が回復期であり、集団生活をするのはまだ心配だというような児童を対象としております。

いずれも医師の病児・病後児保育の利用に支障がないという診断書があるものに限り、受け入れを行っております。

なお、来年1月から試験的に実施し、保護者の意見を伺いながら安心して預けられる施設にしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

再生可能エネルギービジョンの具体的な内容ということですが、蓄電池のことを例に挙げたわけですが、答弁でもお答えいたしました。災害における停電時など非常用電源として再生可能エネルギーを活用し、また地域防災と連携した緊急時での電源の確保やあと公共施設、街路灯、これらのことも再生可能エネルギーの利用ということで、現在まさに検討しているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

特定空き家への対策実施、使用について問題解決率100%ではないかという再質問でございますけれども、苦情に対する問題解決を100%するという事で、それ以後の苦情件数をゼロにしたいという思いであります。これにつきましては、100と0ということで相対する数字になりますけれどもゼロにしたということであります。

ふるさと創生会議につきましても、特定空き家対策の実施につきましてはいろんなご意見もいただきました。その中でいいであろうというふうなことをいただいておりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。2点ほどいただいたと思います。

最初の質問の中の、生涯学習の推進というふうな形で解釈ということであります。

戦略の中の生涯学習と市民との協働というふうな意味合いでございますけれども、生涯学習につきましては、それぞれのライフステージに応じた学習の場や機会を提供するというふうなことを謳っているところであります。

そうしたことから事業のメニュー等につきましては、現在も実施しております講座等の参加者、また市民の方にアンケートを取るなどして市民ニーズに合わせた事業の内容を把握したということで、そうした事業を取り入れたいというふうなことで考えておりますので、戦略の中では推進というふうな表記になったということでございます。

それから学校現場への災害等というふうなことだと思います。

太陽光等の活用ということでございますけれども、災害時における学校の避難所、避難地につきましては現在は屋内体育館であり、またグラウンドが指定をされているというふうな状況になっております。校舎につきましては、授業中の災害なども想定されるというふうなことから第一には児童生徒の保護を第一に目的としているというふうなことでございます。

こうしたことから今後、環境課の要請に応じまして関係部署と災害時の校舎等の利用についての検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再々質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、総合戦略についての再々質問を1点のみ。

要するにこの総合戦略というのは首都圏から若い世代、主に若い世代、それから多くの人を呼び込みたい、そのときの一番の北杜市の売りは山紫水明、この景観や自然環境だと思います。やはりそのことを皆さんが本当にしっかりと受け止めて、それを生かしていくような政策にしなければいけないと思いますので、そのところをもう一度伺いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の再々質問でございます。

山紫水明、景観の保全をこれからすべきということで、住んでみたい、来てみたいようなまちづくりをすべきだということでございますけれども、そのとおりでございまして、本市の売りである山紫水明、景観をこれからも保全して、なるべく多くの方々に北杜市に来てもらうという、これからは戦略についてはいささかも変化はございません。持続可能で元気のあるまちづくりを進めるために、これからも努力してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは2項目めのRESAS「産業マップ」の分析と活用について、ここ2点、質問したいと思います。

ここに守秘義務があることは存じております。しかし今この議会、議場で言われたことは公表してもいいことであると思いますし、非常に大事なデータであると思いますので、市民の皆さんにも公表すべきと考えますので、それができるかどうか、ホームページなどで公表すべきと考えますが、それについてのご見解を伺いたいと思います。

また北杜市総合戦略もそうですけれども、一番、雇用創出して若者を呼び込みたい、若い世代を呼び込みたいということだと思います。この雇用創出のために今までのこの分析の中で特に重点、それから重点の企業、それからそういうことがありましたらここで述べていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。2点いただきました。

最初のRESASの先ほど申し上げたデータについて、公表できるかということでございますが、これにつきましては自治体の比較マップで一般にも公表されているかとは思いますが、先ほど申し上げたものについては、原則公表できるということで理解をしていただきたいと思います。

2点目の雇用創出でございますが、最近なかなか企業のほうも厳しいという声もいただいているわけでございます。その中で企業が、なんと言いますか、順調にいつている企業とそうでないという企業もございまして、順調にいつている企業につきましては人が足りない、技術者もないということで、海外からの技術者を研修という形で受け入れるということのほうも今、検討しておりますので、それにつきましても、またそれらの会社と今、検討をしているところでございます。というところで、一応、分析をさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

ありますか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは3項目めの地上設置型太陽光発電設備を巡る動きについての再質問をいたします。

建設部長は以前からの景観法に当たらないということでご答弁いただきましたけれども、そうすると県内他市が景観条例に位置づけている、また県としてもそれぞれの市町村に景観条例をぜひということで指導というか、まわっています。そういうこととの整合性がまったく取れないご答弁だと思いますけれども、その市の立場というものをいま一度ご答弁いただきたいと思います。

特に今回、指導要綱の中に景観の保全というものがしっかり出てきたわけです。これは生活環境部長にもお聞きしたいんですけど、景観の保全が出てくるとことは要するに建設部との当然、協議なりがあったと思うんですけど、どのように話し合われたのかを伺った上でこういう指導要綱の目的に景観の保全や環境とかそういう、まさしく景観法、景観計画、景観条例

の趣旨に沿ったものが出てくる中で自分のところは、他市がみんなやっている景観条例をしませんというのは私にはとても理解できませんし、そこまで頑なにのはなぜかなど。環境審議会の皆さん、ご意見を伺ったということで昨日もおっしゃっていましたが、環境審議会の中でも指導要綱では拘束力がないから、何か拘束力があるものをしなければいけないではないかという意見が出たはずで。それに対してわざわざ景観法ってこういうものですよと先ほど述べました。要するにソフト的な手法には限界があるから国はわざわざ景観法というもので、ある程度の強制力をつけましたよ、そのために景観法をつくりました。国が言っているんです。景観法に基づいた景観条例がすでに北杜市ではあって、いろんな問題が起こっている中でなぜ景観条例がつかれないんでしょうか。私はこれは、部長のご答弁でももちろんあれですけども、最終的なご判断は市長だと思いますので市長にぜひご答弁願いたいと思います。

それからまちづくり審議会に今、公募をされています。これはどういうことで公募をされているのかをいま一度、聞いて再質問といたしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

では私のほうから、野中議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず建設部との協議ということでありますが、まず昨日の答弁でも同様な内容になるかと思いますが、現在、県のガイドラインの内容を確認しながら私も6月議会で条例を視野に入れてまいりたいと答弁しております。県においても条例ではなくてガイドラインの策定となります。

県においてもこれはエネルギー政策課、うちのほうの、今回のガイドラインのヒアリングの中で県の担当は森林法など、既存の法令に守られているものに上乗せして規制することは保護法益等の観点から、今回はガイドラインによりコントロールしたいとの発言がありました。しかしながら野中議員、昨日の代表質問にもありました当然、太陽光発電設備を取り巻く状況の変化の中で条例化を視野に入れていきたいと考えておりますので、建設部ともなんらその内容はぶれはありません。今月の9月1日施行の指導要綱に当面は対応し、これからは各方面の方々の意見を取り入れて前向きな、建設的な条例を視野に入れて今後も市は対応していきたいと考えております。

環境審議会のお話がありました。たしかに17名の委員さんの中の2、3名の方からはそういう意見がありましたが、最終的にはその委員さんたちのお話した内容は太陽光発電設備、これと景観の課題、バランスについて考えてくださいと、そういう内容でありました。その環境審議会、前回の環境審議会でも条例についても、他市の条例についても私は説明をしております。その中で委員さん方は理解をいただいていると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、まちづくり審議会の委員を募集した件はないかということでもありますけども、これにつきましては、東京電力が行っている送電鉄塔の経年劣化が起きているということで甲信幹線という幹線がございますけれども、小淵沢から韮崎、甲斐、甲府といっている幹線であ

りますけども、これについて平成27年度より甲斐市から建て替えをしたいということで、すでに甲斐市の協議が終わっているということでもあります。これにつきましては鉄塔ということで景観条例のほうに入っておりますので、東電のほうで協議をしたいということで募集をさせていただいたという経過であります。

それと先ほどの拘束力でありますとか、その景観条例にどうして入れないのかというお話ですけども、先ほど生活環境部長がお話をさせていただいたように条例についても視野に入れていますということでもあります。それで現時点ではという回答をさせていただきました。それと拘束力ということでもありますけれども、景観条例第27条に罰則規定があるわけでもありますけれども、勧告および命令に従わなかった者に対してはその者の氏名およびその内容を公表することができるというふうな景観条例であります。そういうことを考え、指導要綱でも遜色がないというふうな見解であります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員のご質問にお答えします。

昨日の答弁といささか重なるかもしれませんが、私も私なりにこの道に生きてきて、やっぱり人類は産業革命以来、エネルギーを化石燃料に頼りすぎた、偏りすぎたと思います。だからどうしてもなくなってしまう枯渇の問題等、いろんな意味の環境が人類に惹起されてきたことは確かであります。そういう意味でエネルギーチェンジの必要性を市長になってからも国に働きかけて北杜サイト、国の実証研究の場所を位置づけてもらったわけであります。そんな中であって、低炭素社会を目指して、クリーンエネルギーを目指してというのは国策であり人類の課題であることも確かだと。

それでもう1つは、地方創生元年と言われるがごとく地方にどうやって活力をつくっていくかということも今、内政の大きな課題になっていると思います。そういう中であって、私たちはそれぞれの地方の特徴と潜在力を生かしていくという意味からすれば山紫水明、日本一もそうでしょう。日照時間日本一もその中の一部であります。そんなこんなを地域の潜在力として、人類の課題と併せてどうやって生かしていくかということも大変大きな、今、課題になっているわけであります。それがまさに北杜市版の地方創生、まち・ひと・しごとの総合戦略でもあるわけであります。そんな中であって、太陽光も多くの理解を得て進めておるわけでもありますけども、具体的に言うと太陽光の色は比較的に落ち着いた色だと。高さも3、4メートルくらいではないかと。でもやっぱり規模の問題はどうしても、議員もご心配のとおり課題として残ってくると思います。それは即、景観だ防災だという問題があるわけでございます。そんな中であって私たちは今回皆さんに、市民の皆さんにも指導要綱なるものをお願いしているわけでもありますけども、両部長答弁のとおり、ある面では条例化も視野に入れなければならないのかなという思いが今もしておるわけでもありますので、そのへんでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

では再々質問をいたします。

今、市長のご答弁に色も目立たない、それから高さも3、4メートルではないかというご答弁です。まさしくそれをきちっと決めるのが景観条例、景観形成基準であると思います。どうしてそれができないのか。今あるものがたしかに目立たない、だけどもそれが目立つようなことはやらないようにそれを決めるのが景観条例です。ですから市長がおっしゃる化石エネルギーに頼らない、それを推進するプラス景観を大事にするのは景観条例をつくってもできるはずなんです。私たちというか、市民の皆さんの署名はそういうことを言っています。ぜひそこをご理解の上、景観条例にしっかりと位置づけ、それからまたまちづくり審議会を招集して、その中で景観形成基準やそういうものをどうしたらいいかというものをしっかりと議論した上で景観条例、それからそういうことにしっかりと位置づけるように動いていただきたいと思います。

ガイドラインを待つとおっしゃいましたけれども、先ほども答弁いたしましたけれども私たちも県のほうに行ってまいりました。県の担当は、景観に関しては各自治体の意見を尊重すると言っています。北杜市がしっかりした意見を持たなければ、景観条例ですから、その景観に関することはできないんです。ガイドラインを待つのではなく、今の状況をしっかりと見て景観条例について考えていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

まず景観条例でありますけれども、議員もご承知のとおり田園集落形成地域ということで、例えば工作物に入れたということになりますと、その届け出の基準を示すということになります。例えば電柱、あるいは鉄塔等については15メートルを超えるものは届け出をなささいということであります。すなわち今の指導要綱でいうところの10キロワット以上は届け出をしろと、まずそういうことになります。その下で指導要綱により指導をしていくというふうな形になると思います。

そんなことで、いずれにしてもこの形成基準に何メートルは駄目ですよとかそういうものではなくて、指導要綱で定めていくということだと思います。届け出をする基準を決めて、それ以上のものを届け出る。今言ったように高さであるとか、セットバックであるとかというものについては指導要綱で運用していくということになろうかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

質問が終わりました。

野中真理子君の質問が終わりましたが、関連質問はありますか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ただいまの質問の中で、太陽光発電設備に関して伺います。

冒頭にもありましたように、フライデーに取り上げられた小淵沢のケースをお話しますが、北杜の景色が良いとして移住してきた。そして家を建てた。それが突然、家の真ん前に、

敷地の境界ぎりぎりですよ。植栽をするスペースもない。そのぎりぎりのところにいきなりパネルが建つわけですね。富士山や甲斐駒を見て暮らしたいと思っていた人がパネルの裏側を見て毎日毎日暮らさなければいけなくなってしまった。こういうことが起こっているわけです。彼らはもうここを売って逃げ出したいと思っている。だけどその土地はもう売れないと。つまり資産価値が下がってしまっているわけですよ。昨日の部長の答弁にもありましたけども、個人の敷地にパネルを張ること、それは自由だということを以前からおっしゃっていますけども、こういうことで移住してきた人たちの、市民の資産価値が下がってしまっているということですよ。これは極論とすれば憲法25条に保障されている生活権を脅かすようなことだということだってなりかねないわけですよ。それから飲食店とか宿泊施設を営業している人たち、この人たちだって営業の支障になり始めている事例が出てきている。一種の営業妨害ではないかと言いたくなるわけですよ。市長、そういう方たちにどういう声を掛けてあげるのか、お聞きしたいと思います。

全国で販売されている雑誌、そういうものに取り上げられるということは、今、北杜が一生懸命やっている人口ビジョンにだって決してプラスにならないと思いますよ。例えば移住をしてこようと思っている人が下見をしに来て、この景色を見てどう思うか。想像できませんか、皆さん。近隣の自治体では北杜のようにならないようにということが今、出始めています。とんでもないことです。事態はそれほど悪化しているというふうに私は思っていますけども、市長どういうふうにお考えになりますか。お聞かせください。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

まず岡野議員のほうから家の真ん前にパネルが、富士山が見たくて移住してきたと。資産価値が落ちる。また土地が売れない。そのような内容。これらの事例で過去にも太陽光パネルだけではなく、ほかの事例で裁判事例もあるかと思います。最後には岡野議員は生活権の権利ということを言われました。市としては、まず土地利用区域で太陽光発電設備の事業者、また土地の地権者に対して、一方的な排他的な考えではこれらの課題は一向に解決していかないと私は考えております。生活権とおっしゃいましたが個人の財産権、大変重い権利であります。太陽光発電設備と景観との課題、バランスについては、市ではこの課題につきまして建設的な意見を各方面からいただき、今回も指導要綱また条例化を視野に入れてと、市の姿勢はぶれておりません。これらによって、これらの課題について対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

いいですか。

○8番議員（岡野淳君）

ちょっと待ってください。まだほかにもあるんですよ。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

時間を止めてください。

例えば近隣の市町村の言葉があるというふうに最後に申し上げました。これは北杜市にとって由々しき問題だというふうに思います。そういう声が出るのは。そういう点についてはどういうふうに考えますか。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

これら太陽光発電設備と景観の課題に対して、北杜市の事例を挙げて非難する方もいるかと思いますが。市では昨年9月1日に先駆けて要綱、届け出創設の要綱、また本年9月1日に指導要綱、昨年場合は県内の13市の中では他市では要綱、条例等はありませんでした。その中で要綱を施行し、また条例も視野に入れながら今回の指導要綱を施行したわけであります。

いろんな意見の方、雑誌の話もありました。そういうこともあります。市としてはこれらの課題について誠意をもって対応していると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

聞いたことにちゃんと答えていただきたいんですけども、僕はいろいろ言いましたけども、その中で一番、僕が気になっているのは近隣の市町村から北杜のようになってはいけないという声が出始めた。北杜は反面教師にされてしまっているんですよ。そういう事態、そのようにまわりが見始めているということに対して、個人ではないですよ、自治体ですよ。あるいは議会ですよ。そういう声が出始めていることに対しては、どうお考えになっているのかという点を僕は聞きたいんです。ぜひお答えください。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の関連質問、足りないということですが、近隣の市町村、議会とおっしゃいましたがそれらの意見ということは市のほうでは聞いておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時20分。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党を代表して質問をいたします。

大きく3つについて質問いたします。

1つ目は、学校や公共施設などの防犯対策強化について。

近年、学校を取り巻く社会状況が最近、これまで予測することもできないような児童殺傷事件が平成になってから大阪、京都などで相次ぎ報道され不審者が学校に侵入したり、子どもたちや教職員の安全が脅かされたり、通学路などで子どもたちに危害が加えられる事件が発生し社会的にも大きな衝撃を与え、児童生徒などの安全確保および学校の安全管理を徹底する必要性が再認識されました。また諸外国の学校においても児童生徒の殺傷事件が複数の国で発生し、国際的にも学校の安全確保に関心が高まっております。

警察庁のデータでも刑法犯、放火、強盗など凶悪犯罪も増加しており、対策が求められています。児童生徒が安全に安心して学校で過ごせるようにするためには、学校のみならず保護者や地域の関係機関、団体が連携しつつ安全管理を徹底することが重要です。学校の安全管理は施設整備のみならずソフト面を含めた全体的な取り組みが必要であるし、地震等の災害時の対応や日常的な事故防止を含むものであり大変重要です。

以下、質問いたします。

1. 小中学校および通学路の防犯設備、特に防犯カメラや通報システムの現状と今後の対策はどうなっているでしょうか。

2. 公共施設の防犯設備、特に防犯カメラや通報システムの現状と今後の防犯対策は。

2つ目は、域学連携地域づくり活動の推進について。

過疎化や高齢化をはじめとして、さまざまな課題を抱えている地域に大学の学生や教員が入り住民、NPO等とともに地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化および地域の人材育成を目指してのものです。これらの取り組みはテレビドラマでも限界集落の再生として放映され、全国的に大きな課題であることの照査であると思います。ドラマはハッピーエンドで終わりますが、現実はその甘くないと感じています。

総務省では平成22年度より、この域学連携地域づくり活動として自治体を支援する取り組みを進めており、地域の活性化や人材育成など地域と大学双方にメリットがあり、さらなる充実が求められています。

わが市でもすでに実施した連携事例の整理、そのノウハウの確立、継続的に実施できる仕組みづくりが求められています。

以下、質問いたします。

1. これまでの大学やNPOなどとの連携事業の実績について、お伺いします。

2. 今後の事業方針。

3. 地域住民との協働取り組みで持続し発展する人材の育成についてはどうでしょうか。

3つ目はひとり暮らし、高齢世帯への支援についてです。

内閣府は平成27年度高齢社会白書を公表しました。これによると平成26年度10月現在の人口は1億2,708万人で、うち総人口に占める65歳以上の人口の割合、高齢化率は26%となり、同白書ではいわゆる団塊の世代が65歳以上となる平成27年には高齢者人口は3,395万人となり、つまり平成26年度時点では高齢者1人を支える現役世代は2.4人ですが、30年後は高齢者1人を支える現役世代は1.3人で、いわゆる1人の高齢者を支える社会が到来します。1人が1人を支えるということです。このころには平均寿命は男性84.19歳、女性90.93歳と推計されています。

ひとり暮らし、高齢世帯の生活支援について地域包括ケアシステムとは厚労省によれば団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステムの構築とあります。

超高齢化社会にあって、ひとり暮らしや高齢世帯のみのご夫婦なども増加しています。その中でもひとり暮らしの方も増え、未婚者の増加や核家族化などの家族体系もあり、今後ますますひとり暮らしや高齢世帯のみのご夫婦などが増加していくものと思われます。ひとり暮らしの方の生活支援は多種多様に求められます。一日中、誰とも話をしないで相手はテレビだけという生活を繰り返すこともよくあると伺っています。ひとり暮らしの方はこの孤独からくる不安が付きまとい、眠れなくなることもしばしばあると言います。

今後はできるだけ住み慣れた自宅で生活をしていく要支援や自立の高齢者が地域での生活を継続していくためには、さまざまな生活支援が必要になります。これは厚労省の調査結果ですが高齢者のいる世帯では買い物に不便を感じている世帯が約5割となっており、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の生活課題と、その支援方策に関する調査によればひとり暮らし高齢世帯が生活構造の中で困っていることは家の中の修理、電球交換、部屋の模様替え、そうじ、買い物、散歩、外出、食事の準備、調理、通院、ごみ出しなど多様なものが挙がっています。こうした取り組みは今後、検討される地域包括ケア制度の中に組み込まれるのかもしれませんが、単身者や高齢世帯が増加する状況からインフォーマルな支援として、どのような制度にしていくなかで検討していかなければならないと考えます。

一方で現在、市の平成21年度に策定した市営住宅総合活用計画、長寿命化計画では高齢者用住宅の計画はないように思われますが、今は長坂に14戸、高根20戸の高齢者用住宅がありますが、高齢化ひとり暮らし世帯などの増加に伴う所得の少ない高齢者などの福祉施策として、また健康寿命なども考え合わせた対応も必要と考え、以下、質問いたします。

1. ひとり暮らし、高齢者や夫婦のみの世帯で生活上困っている方の現状と今後の対策は。
2. 元気な高齢者の活躍の場として、さまざまな生活支援への担い手となるコーディネートする仕組みが必要と思うが対応は。
3. 高齢者用の市営住宅は。
4. 高齢者が高層階の市営住宅の場合、低層階へ移動または他への移住などの対応については。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えします。

域学連携地域づくり活動の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大学やNPOなどとの連携事業の実績についてであります。

本市では早稲田大学、東京藝術大学、山梨大学等と連携協定を締結しており、観光・教育・産業・環境などさまざまな分野において連携を図りながら地域の活性化に取り組んでいます。早稲田大学とは平成20年度に連携協定を締結し、須玉町増富地区や白州町台ヶ原地区など市内各所を研究フィールドに、地域活性化の方策について市民等との協働で研究に取り組んでまいりました。

また東京藝術大学とは交響楽団によるコンサートの開催、小淵沢駅周辺地域活性化調査・研究、長坂小学校の校歌作曲等、山梨大学とはアートマネジメント講座や講演会など多分野にわたり成果を挙げてきております。

また市内には44のNPO法人があり、市政運営に対しその多くの法人等にご協力いただいております。

甲斐駒清流懇話会には地域の防災・安全の向上を図りながら、溪流環境の保全や豊かな自然と共生の推進に努めていただいております、えがおつなげては市内の遊休農地や森林などの資源を生かし、企業と市民との交流会などを実施していただいております。

このほか多くの法人等に観光振興、環境整備などにも取り組んでいただいております。

また日本音楽事業者協会や電気連合山梨地方協議会などに、市内に環境保全のため森林を設け、植樹や下草刈りなどの市民との協働により森林整備を行っていただいているところであります。

次に、今後の事業方針と人材育成についてであります。

北杜市総合戦略の月見里星見里・交流観光プロジェクトにおいて、大学等との連携による地域活性化のまちづくりに取り組むこととしております。

本年度、県内の11大学と横浜市立大学が協力して行う地（知）の拠点大学による地方創生推進事業と事業協働していくこととしております。

新たな観光産業の創生、子育てコミュニティの創出など、大学との連携により専門性と行動力を持った学生をインターンシップとして受け入れ、市内をフィールドワークとして活用していただき、地域の活性化が図られるとともに将来的に地域への定着、活躍を期待するところであります。

「北杜市は第2・第3のふるさとだ」という若者をたくさんつくりたいものであります。また新たな人材が地域に根ざしていただくことにより、地域住民の人材育成にもつながるものと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

学校や公共施設などの防犯対策強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校および通学路の防犯設備の現状と今後の防犯対策についてであります。

児童生徒の登下校時の防犯対策については青色防犯パトロールの巡回、防災無線による見守り放送、ママさんパトロール隊やスクールガードリーダーをはじめ地域やボランティアの方々の見守り、防犯ベルの携帯等を実施しており通学路に防犯カメラは設置しておりません。

また小中学校の防犯対策については教室から職員室等への通報システム整備、正門の施錠、刺股器具の設置、警察署員による巡回や児童、生徒、教職員を対象とした防犯訓練等を実施しております。

なお、夜間・休日については警備会社に委託し校舎等を警備しており、通報システムも整備しております。

今後も警察署や各関係機関との連携をより一層図る中で、学校危機管理マニュアルの見直し等も含め、日ごろからの防犯対策の充実を図っていききたいと考えております。

防犯カメラについては長坂小中学校等いくつかの学校に設置しておりますが、敷地面積が広大なことなどから効果的な設置場所をどこにするか等の課題もあり、設置している学校の現状等を把握する中で今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設における防犯対策についてであります。

市内の社会教育施設や社会体育施設においては須玉、高根、長坂の各ホールや郷土資料館、考古資料館、浅川伯教・巧兄弟資料館などに防犯カメラと監視モニターを設置しております。設置していない施設については、警察官の巡回をお願いするとともに施設規模や利用形態に合わせて施錠の徹底や夜間、休日はセキュリティ装置を設置して防犯対策に努めております。防犯カメラは、犯罪防止や不審者への素早い対応などの面において有効であることから不特定多数の市民等が利用する公共施設への設置について導入する施設の検討などを行い、防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ひとり暮らし、高齢世帯への支援についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活上困っている高齢者等の現状の把握と今後の対策についてであります。

本年4月1日現在、ひとり暮らし高齢者は3,237人で65歳以上の高齢者の19.3%、高齢者世帯は3,239世帯で全世帯の15.5%となっております。

昨年度、北杜市介護保険事業計画策定に当たり実施したゆうゆうふれあいニーズ調査では自分の健康や病気のこと以外に炊事や家事、家屋の修繕などさまざまな不安や困ったことが挙がっております。

またごみ出しに困っている、買い物等の外出のための移動の手段がないことなどが寄せられております。これらの調査結果をもとに、地域包括支援センターに寄せられる相談や介護保険事業者が把握している実態をまとめていく中で現状の把握に努めるとともに、今後設置を予定している生活支援体制整備について話し合いを行う協議体の中で検討してまいります。

次に、担い手となる高齢者をコーディネートする仕組みについてであります。

元気な高齢者が生活支援の担い手となることは重要なことだと考えております。生活支援コーディネーターの役割としては生活支援サービスの開発、高齢者のニーズとサービスのマッチング、関係者のネットワークを構築することが主な役割となります。

今後、元気な高齢者の活躍の場が身近なところで、また随時必要なときに気軽に提供できるような仕組みを構築する必要があると考えております。このような体制を構築するために介護事業所やNPO法人、ボランティア、社会福祉協議会、老人クラブ、民間企業等の関係者がメンバーとなる協議体において元気な高齢者の活動の実態把握に努め、地域の見守りの強化や支え合い体制の整備に向けて協議してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ひとり暮らし、高齢世帯への支援についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者用市営住宅の計画についてであります。

現在、高齢者専用住宅は高根町の福祉村団地10戸と長坂町のやまなみ団地八ヶ嶺棟14戸があります。市では平成21年度に策定した北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画において簡易平屋住宅34棟を取り壊し、その土地に市営住宅として19棟を建設する予定であります。この中で、高齢者の生活しやすいバリアフリーやオール電化など高齢者にやさしい市営住宅の建設を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者に対する市営住宅内での移動の対応についてであります。

これまで身体に障害を持っている入居者から医師の診断書と入居替え申請書の提出を受け審査等を行い、高層階から低層階への入居替えを行った事例があります。

市営住宅の3階および5階建てのエレベーターの設置されていない団地は13団地であり、2階以上に居住する高齢者の方々は39人です。

今後、高齢化が進む中で高層階の高齢者の要望をお聞きしながら低層階への入居替えに対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それでは1項目めの再質問を行います。

今、答弁にもありましたように登下校時には保護者、または交通安全指導等、不審者に対する見守り活動などを実施されていると思いますが、これらのことが学校ごとに格差があるのか、それと地域の方々も参加してやっているとありますが、このへんの状況について、この連携の現状についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

もう1つは当然、公共施設、図書館も入るわけですが、これも不特定多数の方が出入りするということで、これらについての防犯カメラ等の設置がしてあるのか、そこらへんのこの2点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

小尾直知議員の、代表質問の再質問にお答えいたします。

2点伺いました。まず1点目でございます。学校ごとの地域の見守り等の差、それから現状というふうなことだと思います。

関係機関との連携につきましては、先ほどの答弁のとおり青色防犯のほか多くの地域、団体に協力をしていただいているという状況でございます。そうした中で学校独自に、例えばボランティアを募集して見守りをいただいているというところで、いくつかの学校によっては若干の差は見受けられるということではございます。

ただ、今の現状の中では大きな差になっているというふうには考えておりませんが、引き続き現状の協力体制を拡充したいと考えております。

その上で、各地域で見守り活動をしていただいております地区民会議の皆さま、それから各学校を守る警察官、現職の警察官のスクールサポーターといったものが警察署でも設置をしていただいております。そうした多くの関係者の方々の情報を共有するということで地域間格差をなくすということが必要かと思えます。そうしたことで児童生徒が犯罪に巻き込まれないような対処をしてまいりたいと考えております。

それから2点目になりますけれども、図書館などの防犯対策ということだと思います。図書館などの防犯対策については、やはり警察の見回りの協力を得るなどの対応をさせていただいているということでもあります。その中で、防犯カメラにつきましては長坂の図書館以外には今のところ設置はされていないという状況でございます。

今後、図書館など不特定多数の方が大勢利用するといった施設につきましては、犯罪抑止のためにも防犯カメラの導入を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

ありがとうございました。

では2点目の域学連携づくりの活動について、再質問をさせていただきます。

これについては、先ほど市長の答弁でもただ、今までやってきたんですが、実際にはある総務省のこの資料によりますと地域おこし協力隊については相当進んでいると思いますが、それ以外にもきちんと予算のついた集落支援員制度、それから外部の専門家のアドバイザー等、それから地域おこし企業等の、この予算のついた事業があるわけですが、これは都市部とちょっと違うかもしれませんけれども、これらのものに対する取り組みを今後考えているのかどうか、この点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

小尾直知議員の再質問でございます。

集落支援員制度と地域おこし企業人制度ということでございますけれども、本市におきまして

も過疎化、高齢化の進展している集落の活力の低下と、またコミュニティ機能の衰退というのが課題となっていると思います。

議員のご提案でございますこれらの集落の維持、活力の活性化といいますか、維持を図るためのこのような支援制度につきましては、地域の活性化の推進に有効な手段だというふうに考えられると思います。

今後、このような制度を活用している近隣の自治体等を調査・研究して本市に見合った制度となるか研究してまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

もう1個、すみません、もう1つ、国際交流についてですね、この推進についてお聞きしたいんですが、この地域の国際化の推進については今日の急速な技術の発展と国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより人・物・情報の流れは地球的規模に拡大されていると。こういう中で諸外国との交流は従来の国家レベルのものから地域レベル、草の根レベルの交流が重要になっていると。つまり国民一人ひとりの身近な問題となっている。

去年ですか、私も浅草へちょっと行ったんですが、ほとんどまわりは外国の人ばかり。飛び交っている言葉は全然分からない。顔を見たら日本人みたいな顔をしているんですが、全然外国へ行ったような感じになっている。そういうことも含めて、道の駅等にもこういう方々がかなり来始めていると。こういう地域レベルの交流というのは、異文化の理解度と総理解を進める上でも非常に重要だと思いますので、この点についての取り組みについてどういうふうにお考えになっているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

小尾直知議員さんの、2つ目の再質問でございます。

地域の国際交流について身近な交流内容、また地域レベルの取り組みということでございますけども、本市におきましては国際交流としまして、従来から姉妹地域の提携をしておりますケンタッキー州とマディソン郡との交流、また韓国の抱川市との地域交流を行っているところでございます。従来からそのような交流を行っている中で現在、地域の市民の方々、また地域の住民の方々などについてもその交流の意義というのは、だいぶ浸透してきていると思います。これからもこのような制度はこれからの地域、教育にも当然反映してくると思います。またそれぞれの交流、これから延々と続くと思いますけども、交流の機会を大事にしながら地域活動にもこの国際交流を導入したいと、かように考えます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それでは、3つ目のひとり暮らし高齢者への支援について。

これまでの支援というのは、社会福祉協議会等でもさまざまな生活への支援が行われている

のが現状でありますけれども、そういった、先ほども言いましたようなさまざまな需要に応えられていない側面もあると。できるだけ速やかに駆けつけることができる身近な地域において実施されることが、こういうことが望ましいと思いますが、これらの件についての見解をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

生活支援をできるだけ身近な地域において実施することが望ましいということですが、議員ご指摘のとおりであります。そのために住民参加の支え合いの仕組みづくりを行政区単位の中で実現できれば一番望ましいと考えております。人と関わり役割を発揮したいと思い、同じ住民として共感し、お互いさまという意識を持ち、自分たちの住んでいる地域を自分たちの手で支えようとする意識付けが大切だと考えております。

そうした意識や行動をつくり出していくために、先ほども申しました協議会の中で話し合い検討し、さらに担い手の発掘、担い手の養成、担い手の仲間づくりを進めていくことだと思っております。そうすることにより、身近なところで生活支援が実施できる体制ができればと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

最後に高齢者の住宅の件ですけれども、34戸取り壊すということですが、平屋のほうで取り壊さない住宅、または改築の予定の住宅があると思うんですが、こういうところを高齢者用にバリアフリーにして改築するというような考えがあってもいいんじゃないかと思うんですが、このへんの考えについてご答弁をお願いします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小尾直知議員の再々質問にお答えをいたします。

まず先ほど申し上げましたように簡易平屋建てにつきましては34棟を取り壊して、あと残りにつきましては耐震改修、あるいは全面改善という計画になっております。現在の計画でいますと12戸が全面改修ということですので、その住宅についてはバリアフリーが可能であるということでもあります。耐震改修ということになりますと、現在の床を使うとかいろんなことがありますので、今後と言いますか、今年度この計画も見直したいということでもあります。そんな中で検討をしまいたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

再質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

昼食のため、再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は7名の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、11分。次に市民の声、9分。北杜クラブ、49分。ほくと未来、21分。

明政クラブ、29分。市民フォーラム、8分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いをいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に日本共産党、11番、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

9月議会に当たり3点をお伺いいたします。

最初に日本国憲法に反する戦争法を強行した安倍政権への怒り、新たな政治を求める動きが始まりました。日本の平和と国民の命までも危険に晒す戦争法を一刻も早く廃止したいと法案成立後の連休の最中から国民は自発的・自覚的に声を挙げ続けています。

京都では高校生らの呼びかけで700人がデモし、横浜市や東京吉祥寺で100人のデモが行われました。また学者の会、ママの会など多くの団体が戦争法廃止の運動の継承を表明いたしました。日本共産党も戦争法イコール安保法制廃止の国民連合政府の実現を呼びかけております。

さて質問の第1に、介護サービス負担2割に独自減免制度を実施することについて伺います。

介護保険サービスの負担増が8月より始まっています。これまで1割だった負担を介護保険制度ではじめて一定所得以上の人を2割にするなど、サービス抑制に批判の声があがっております。

北杜市内でも施設入所の方、2割負担となり今まで30日で1割負担は部屋代、食事代を含めると8万5千円が2割負担だとプラス月に3万2千円、負担増は11万7千円となり、年間では約40万円近くの負担増になり、年金収入しかない夫婦は不安を強めております。

また100万人以上が利用する介護施設の食費・居住費補助「補足給付」は住民税非課税なら受けられましたが配偶者が課税所得だと打ち切りになります。預貯金が単身1千万円、夫婦2千万円を超えた場合も外れます。申請には通帳のコピーなどの提出を義務付けました。認知症で分からず申請できないケースもあります。以下、伺います。

1. 介護保険サービスの2割負担はサービスを削減する方も生まれています。市独自の軽減・減免制度を実施する考えはありますか。
2. 補足給付について8月13日、厚労省は書類提出は間に合わなくても支給決定は可能、認知症などで家族らの助けも望めない場合であってもいったん支給できる。不正な申請に対する加算金にならないとの通知を出しています。市の取り扱いはどうなりますか、伺います。
3. 保険料の引き上げに続く負担増で、利用を控える高齢者の増加や介護報酬のマイナス改定で事業者から経営がもう限界だ、こうした声があがっております。市として国に対し介護報酬の再改定、制度改悪の撤回を求める声をあげていくべきだと考えますが、見解を伺います。

第2点目に武川中学校を存続してほしい、この願いにどのように答えますか伺います。

子どもの少子化の中で学校規模の適正化のもと市では学校の統廃合の計画を出し、それを推進しようとしていますが、これまでに地域やPTAの話し合いの中で出されている疑問や意見をどのように受け止めておりますか。地域の中で存続を求める意見が出ているのに、どのように応えてまいりますか。

この間、市が統合の説明に用いている以下の点について見解を求めます。

1. 子どもの数が減少する中で、学校規模の適正化が持ち出されております。この学校の適正規模とは一体なんでしょうか。
2. 小規模校は人間関係が固定化されるとか社会性が育たないなどと説明されております。本当にこれがそうでしょうか。
3. 小さな学校が世界的な流れとなっていますが、なぜ市は推進をしないのですか。ヨーロッパの主な国々は初等教育の学校規模はほとんどが100人台。日本はOECD平均を大きく上回っております。またWHOは、学校は小さくなくてはならないとの、生徒100人を上回らない規模が望ましいとしています。見解を求めます。

また今後の進め方で今年度中に意見の集約を行い統合の判断をしていくと聞きますが、どのように地域の声を集約してまいりますか。住民説明会を市は開催しましたが、その後、出された質問や意見に対して、どのような答えを持っているのでしょうか。説明会を持つ必要があると思います。今後どのような予定なのか、以下について伺います。

1. 地域の中で何よりも武川中学校を残してほしい、こうした強い要望があります。また統合先が長坂でなく須玉にならないか。地域的に関係の深い武川と白州の地域で存続はできないのか。葦崎への通学は許可されるのか。こうした多くの意見が出されています。時間をかけて意見集約が必要ではないでしょうか。教育委員会からはこれまで説明会などで出されている意見や質問の内容も公開されていませんし、回答も行っておりません。どのように回答を行っていきますか、伺います。
2. 学校がなくなっていく地域では学校がない地域には将来、人口減少が起きる。自分は住みたくないなどの意見がすでに子どもなどからも出されております。学校関係者、PTAだけでなく地域自治会ごとなどきめ細かで十分な時間を確保し、住民との話し合いが必要ではないか、併せて見解を求めます。
3. 学校がなくなると地域の衰退は間違いなく加速してまいります。学校を残すかどうかは、住民の中に将来展望があるかどうかであると言われております。学校をどうするかが先では

なく、地域をどうするかを先に考えるべきだと思います。地域づくりと学校の存続は一体であります。高齢者の方の介護援助を行えるのは若いヘルパーさんたちが地域に住んでいるからできることであって、若い世代がいなくなれば地域の継承もされない、限界集落だけが増えていきます。そうしてはなりません。そのために武川・白州地域のように学校がなくなる地域を行政はつくってはならないと考えます。この点についての見解を求めます。第3に公共交通の充実について伺います。

交通弱者対策は早急に対策をとる時期にきておると考えます。市の重要な課題になっております。前回質問時の回答は市の地域公共交通会議があり市民代表の方、障害者代表の方、老人の代表者の方等で構成し今後のあり方を検討すると回答していますが、前回のこの会議ではバスの小型化は議題として挙がっていましたが、交通弱者対策は議題に挙げられてなく論議さえなく終了をしています。

バス路線のない地域もあり高齢化や過疎化の進行、ひとり暮らしの増加など公共交通の充実についてデマンドバス復活も含め総合的な市の対策、解決策を取りまとめる必要があると考えますが、以上の点について市の見解を求めます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員のご質問にお答えいたします。

介護サービス2割負担に対する市独自の減免制度の実施について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護サービス2割負担者の軽減・減免制度の実施についてであります。

介護サービス利用料の自己負担が2割負担になる方は、公的年金等の合計所得金額が一定以上の所得のある方で負担が可能であるものとされているため、市独自の軽減および減免制度は考えておりません。

次に国へ介護報酬の再改定、制度改定の撤回を求めることについてであります。

今回の介護報酬マイナス2.27%という改定は、大変厳しいものであったと受け止めております。しかし今後、高齢者の増加により増大する介護ニーズにこたえていくため持続可能な介護保険制度のために必要な改定であったと認識しております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

武川中学校の存続について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校の適正規模についてであります。

学校教育法施行規則では学校規模の標準は学級数により設定されており、小中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされております。ただし特別な事情があるときは、この限りではないという弾力的なものとなっております。

また平成19年に設置した北杜市小中学校適正規模等審議会からは、小学校は1学級20人

以上、1 学年 2 学級以上、中学校は 1 学級 30 人以上、1 学年 3 学級以上が適正規模であると答申されております。

次に、小規模校の説明についてであります。

文部科学省が公表した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいては、学級における児童生徒数が少なくなった場合に生ずる課題として「班活動やグループ分けに制約が生じる」「児童生徒から多様な発言が引き出しにくく授業展開に制約が生じる」「遠足や修学旅行等の集団活動の教育効果が下がる」「教科等が得意な子どもにクラス全体が引っ張られがちとなる」などの点が挙げられております。

次に、学校の小規模化の世界的な流れについてであります。

教育委員会では、北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申を受け北杜市立小中学校適正配置実施計画を策定し国・県の動向を見極める中で中学校統合計画（案）を策定しております。

教育委員会では児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校本来の特質を踏まえれば、小中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えております。

次に、学校統合の説明会での意見への回答についてであります。

地区ごとの意見交換会等で挙げた意見・質問に対してはその都度、回答できる事項はお答えしております。

また、昨年度末に意見交換の内容を町ごとにまとめた資料を作成し各学校の保護者等、関係者に配布をしております。

次に、地域住民の意見集約についてであります。

学校統合については行政が一方的に進める性格のものではないことは言うまでもなく、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ることが必要であると考えております。

こうしたことから本年度においては現在、地域や保護者等に中学校統合計画（案）について議論を深めていただくよう、お願いしているところであります。

次に、地域と学校のあり方についてであります。

学校統合については、教育委員会ではあくまでも生徒の教育環境の整備を中心に見据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するためには必要であると考えております。一方で学校は地域コミュニティの核としての性格を有することから、学校統合の判断は教育的観点のみならず地域のさまざまな事情を総合的に考慮しなければならない課題でもありますので、今後におきましても保護者、地域住民の皆さまが学校のあり方について十分検討していただきたいと考えております。

教育委員会ではこうした状況等を踏まえ、今後も慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

11 番、清水進議員の公共交通の充実についてのご質問にお答えいたします。

北杜市地域公共交通会議では市民バスを小型化し、より利用者の利便性を高めるため、バス路線の再編を行うことを検討いただいたところであります。

市民バスは定路線を定時刻で運行し、誰もが安価に利用できる公共交通の一つであり、今回の路線の再編を行っても広大な面積を有する本市において、全エリアをカバーすることには限

界があり、引き続き地域での取り組みもお願いしているところであります。

なおデマンドバスについては、平成24年12月の定例市議会において議員の皆さまに慎重審議をいただき運行の継続を取り止めたところであり、再度の運行は現在考えておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

11番、清水進議員の介護サービス補足給付の対応についてのご質問にお答えいたします。

補足給付は、世帯の状況と本人および配偶者の収入や資産の状況に応じて判定されるものであり、厚生労働省の通知に沿って事務処理を行っております。

本市においては基準日である8月1日に合わせ、7月には該当者から申請書を提出していただく事務手続きが行われており、現在、支給に間に合わなかった方はおりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

○11番議員（清水進君）

学校統合について今、ご回答をいただきましたけれど改めてもう一度お願いをいたします。

委員会として議論を深めていただくようお願いしていくという答弁でしたけれど、時期的にどういう期間で、どういうことをもう一度、この計画に沿って出されている案について深めるのか、もう一度そのへんを具体的にお聞きしたいと思います。

またそうした点は地域の中で話し合いを持てるということなのか、最後のところで地域との総合的な課題、あり方を検討していただきたいということも述べられておりますが、その2点から今後の進め方としてどういう論点で、例えば武川で先ほど言っていたように須玉のほうがいいとか、韮崎に行けないかとかいろんな、1つにまとまっていない状況がありますので、こういう状況の中でどう地域でまとまるということを委員会としては判断していくのか、そのへんをもう少し詳しくお願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

学校統合の今後の進め方というふうな状況だと思います。

今回、学校の統合ということで上半期、各地域に区長会、それから保護者等をお願いをしているという形につきましては、答弁の中にもありましたとおり中学校統合計画（案）に対する意見を深めていただきたいというお願いをしたというところでございます。そうした中に今、議員のおっしゃるとおり例えば組み合わせなり方向性なり、例えば統合でありきなのか、それとも統合するのであれば白州であり、須玉でありというふうな意見というものも当然、今後10月以降に各町ごとに開催を予定しております会議の中で、ご意見はいただけるというふうには考えております。

ただ方向的には、先ほど申し上げたとおり中学校統合計画（案）をお示しさせていただいて

いるということです。まずその計画（案）に沿った意見をうちのほうでは確認をさせていただきたいと思っています。そうした中でさまざまな意見をいただいたものは、当然教育委員会の中で改めて議論するという形を取っていきたいと思っています。

ですので各町で会議をする際に、そこですべての意見集約をして統合にするのか、しないのかというふうな方向性をその場で出そうということが現状では考えておりません。ですのでそうしたものの繰り返しになるのかもしれませんが、いずれにしても今後も慎重に地域の意見を伺いながら、また保護者等の意見も伺いながら進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

引き続き統合問題でお願いをいたします。

やはり案についていろんな意見が出ている、例えば武川と白州でやっぱり地域的に必要だからこの地域に学校を残してほしい、そうした意見もあると思います。そうした意見も地域の懇談会で出されていますが、そういったものが1つも今の段階で回答がされていない。だから多くの人たちがまだ1つにまとまっているという状況には、例えば武川ですとか、ないと思うんです。例えば私たちは統合される側なので、統合するほうの長坂だとかそんなに意見が出ないとは思いますが、やっぱりなくなる地域は将来にわたってこの地域からなくなってしまう、最後に言いましたけども住民の皆さんが定着しにくくなる、人口がどんどん減っていくという、だから時間をかけてやはり委員会の案について、もっとこういうふうにしてほしいという、そこは住民との話し合いで、できる場があるのかどうか、その点をもう一度お願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水議員の再々質問にお答えをいたします。

武川のほうで実施をした意見交換会等の意見の回答というふうな内容につきましては、先に4月になるんですけども、武川の小学校のほうのPTAの会長等から意見に関するアンケートということで、結果をいただいたものに対して意見が付いてございました。そうしたもののへの回答がほしいというご意見もございました。そういう中で、私どものほうで4月には学校の保護者、PTA会長に対して回答もさせていただいているというふうな状況であります。

その後、学校の中で、学校と言いますか保護者の中でこういった形でその回答を周知したということまでは、私どもではちょっと関知をしていないという状況であります。

ただ、今までの意見の中でやはり統合に対する心配という部分が保護者にとっても地域にとっても一番大きな部分であったということです。ですので、今までの意見交換の中でその場で回答できるような部分についてはお話もさせていただいているところですし、またどうしてもなかなか、例えば武川の場合はスクールバス等が今までないというふうな状況もある中で、そのスクールバスの形態がどうなるんだというふうな、かなり踏み込んだ部分での意見というものもございました。ただ、そうしたものについては、なかなか今の生徒の居住の状況等も踏まえて判断できる状況にはないということで、そうしたものに関しては意見として承っている

という状況もございました。

そうしたことを踏まえて意見交換等もさせていただいたという状況もございますので、また先ほど申し上げたとおり10月以降、各町で開催を予定している意見交換の中でどのような意見がいただけるかということをしっかり踏まえて、今後も性急に進めるということは考えておりませんので、時間をかけて議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

バスの件について、交通弱者対策について伺います。

前回も進んだ事例を報告しましたが、例えば愛知県の江南市で実施されているタクシーを利用したエコマイカー、こうした制度があります。午前中の答弁ですべての路線、市内ですね、バスは無理ということは出ましたが、市内の業者さんを使ってそうした交通弱者の対策を取ることができますので、改めてやはりそのへんは検討を進めて、早期にしてほしいと思います。

もう1点、社会保障について介護保険の改悪ですけれど、小泉政権のとき2,200億円、年間減らされているんですけど、今年度、2015年度は3,900億円、介護も含めて削られているんです。施設に入るには2以上ということで、そうしたことに對し、やはり国に意見を言うべきだと思います。その点、最後をお願いします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

交通弱者対策というご質問でございますけど、これにつきましては交通の空白エリアというものが市内にあります。そういった空白エリアを解消するためには市民バスのみならず、おっしゃるとおり民間の事業者等も交えて、今後全体で対応していくということが一番の良い方法かなと思っておりますので、今後も引き続き地域での取り組みをお願いすると同時に行政も民間事業者も一体となって交通弱者対策に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

介護保険制度の改悪ということで、国のほうにも要望してくださいという再質問でございますけども、先ほど市長の答弁の中にもございました今後、高齢化がますます進む中で持続可能な制度を維持していくためには厳しい改正ではあったんですけども、必要なことではなかろうかと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで11番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に市民の声、2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

会派市民の声は、市民の皆さんの声を市民目線に立ち市政に反映できるよう議会活動の中で今後も努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて本年は次々と来襲する台風の影響で、先も北関東などを観測以来、記録を塗り替える集中豪雨により想定を超える水害が各所で発生し多くの犠牲者を出しました。これらの水害は私たちにとって昭和34年8月の武川・白州を襲った豪雨と災害の中、絶え間なく漂う泥流の臭いを昨日のように思い起こさせることでした。もはや想定外という想定さえ無意味化している状況を見まして、本市におきましても常に防災の備えと心構えを怠ることができないと気を引き締めるところでございますが、水害に遭われました地域の方々にはお見舞いを申し上げるとともに少しでも早い復旧・復興を願う次第でございます。

それでは質問させていただきます。

1番目の質問です。ケンタッキー州マディソン郡国際交流事業につきまして伺います。

本事業は北杜市合併の前、1987年、高根町の代表団がポール・ラッシュ博士の故郷であるマディソン郡を訪問したことから始まり、その後、八ヶ岳南麓4町村関係者と姉妹地域交流について協議を経まして1990年、第1回八ヶ岳代表団が5月にマディソン郡を公式訪問したし、八ヶ岳南麓4町村とマディソン郡は全国でも数の少ない姉妹地域として提携し現在に至っておることは大変うれしいことでございます。

これはポール・ラッシュ博士のフロンティア精神をお手本に、地域の発展と地域貢献の精神を学ぼうと郷土の先輩方々から受け継ぐ行事ということでございます。合併時、八ヶ岳南麓4町村からそれぞれ1億円、合計4億円の資金が提供され、それをもとに事業が行われています。

質問ですが資金は基金としてどのように管理・運用されていますか。基金残高は確保・担保されていますか。

2番目といたしまして、ポール・ラッシュ博士の精神を国際交流事業として継承・継続するにあたりまして、新規の参加者にはどのような事前学習がなされていますか。また帰国後の参加者たちになんらかの教育効果はあるのでしょうか。

3番目としまして、ポール・ラッシュ博士のBSA活動は次世代のリーダー養成を目的とした活動であります。ホームステイの生徒たちとは別に現在活躍中の20代30代の若者を選抜し、このようなBSA活動のリーダー養成に公募する考えはございますか。

4番目、今後この事業の継続の意味を北杜市としてどのように位置づけるのでしょうか。

次に北杜市へのふるさと納税の効果は。

平成20年度から始まるふるさと納税ですが、今年10月からは企業型のふるさと納税も導入される予定と聞いています。この納税制度により毎年、北杜市には1千数百万円の納税がふるさと応援団から寄せられております。しかし私個人としては、もうちょっとこのふるさと納税が増やせるのではないかと考えます。

まず第1に今後、ふるさと納税を増やすために市の特産品を贈るだけではなくて、納税者の応援意欲を喚起するのに物足りなさを感じます。もうちょっと新たな手立てを考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

2番目としまして、自治体によっては個人も法人も継続的な納税を促すため、さまざまな付加価値を付けていますが、当市においてはその考えはございますか。

3番目としまして、税収の効果というものは北杜市としてメリットはある、これは当然なんですけれども、例えば北杜市民が北杜市にふるさと納税をした場合、そういう場合はどんなメリットがあるのでしょうか。

質問は以上です。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員のご質問にお答えいたします。

北杜市へのふるさと納税の効果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、納税者の応援意欲の喚起についてであります。

ふるさと納税に多くの皆さまからご協力いただき、大変ありがたく感謝を申し上げたいと思います。

返礼品については、総務省から過剰な返礼品に対する自粛が要請されているところでもあります。市においては北杜市をPRできる返礼品を揃え、寄附された方を選んでいただいております。これまでの6品に加え新たに市内美術館の入場券を返礼品に加えたところであります。これは本市へ訪れていただくことで北杜市の魅力を感じていただき、引き続き応援寄附金にご協力いただけることを期待するものであります。

次に、継続的納税に対する付加価値についてであります。

高額寄附や継続的にご寄附いただいた方々を市制祭において表彰を行っております。ふるさと納税は通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、付加価値を付けることに対しては制度本来の趣旨を鑑みながら今後、慎重に検討してまいります。

次に、市民が市へふるさと納税した場合の市のメリットについてであります。

市民の方々にふるさと納税を本市へしていただくことは、寄附金収入は増えますが市税収入は減少することになります。また返礼品の費用は負担しなければならないことから今後も本来のふるさと納税の主旨に基づき、ふるさとを離れた方や北杜市を応援してくださる市外の方へPRし自主財源の確保に努めてまいります。

また法人や企業からのふるさと納税制度について、現在、国で検討していることから法改正がされた際には法人や企業へもPRを図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

ケンタッキー州マディソン郡国際交流事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、資金の管理・運用についてであります。

ケンタッキー州マディソン郡との姉妹地域交流事業は北杜市合併前の旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧小淵沢町の4町村がそれぞれ1億円を八ヶ岳国際交流委員会へ出資し合計4億円

を基金として積み立て、基金の運用益で事業を行っております。

現在、元金については八ヶ岳国際交流委員会を継承している北杜市国際交流委員会において普通預金、定期預金、債券により管理しており約4億7千万円であります。

次に、参加者の事前学習と帰国後の効果についてであります。

事前学習において姉妹地域締結のきっかけや歴史、マディソン郡、ベリア市、リッチモンド市の行政システム等について学習しております。

帰国後の参加者の効果としては、ケンタッキー州からの代表団や中学生のホームステイを受け入れる際にはスタッフとしてご協力をいただいております。

また、中学生においてはホームステイ事業に参加したことで北杜市や日本の良さに改めて気が付くとともに、語学への関心が高まり進路を決めるきっかけになった生徒もいると伺っております。

ホームステイを受け入れる家庭においても、外国人と交流することで国際感覚が養われております。

次に、若者の選抜・公募についてであります。

20代30代の若者が経験することも重要と認識しておりますので、今後、公募等を含め検討してまいります。

次に、今後の事業の位置づけであります。

ポール・ラッシュ博士の偉業や博愛の精神を継承しつつ、積極的に異文化交流へ参画していただくことにより、市民の皆さまに、もって市の国際的な感覚が養われることが期待できるところであります。

また、総合戦略においても、魅力ある観光のまちづくりや国際交流の推進に取り組んでいくことから姉妹地域交流を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ありがとうございました。ちょっとそのケンタッキーのほうで再質問をまずさせていただきたいと思いますが、派遣というのがこちらの市民の方もそうなんですが、また観光なんかの視点でですね、やはりポール・ラッシュ博士、またそれらのグループの方々のBSA活動というのは次世代のリーダーを育てるというような活動でございますので、例えばマディソン郡の若者を市内に招いて、北杜市の宣伝をしていただけるような活動を逆に今度は輸入するとか、そういうようなこともまた効果的ではないかというような気がするんですが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

小野光一議員の再質問でございます。

派遣や観光を通じて次世代のリーダーの育成というご質問でございますけれども、まさしくこ

の子育て交流事業の目的の中でも、やはりこの次世代育成のことも重点要因となっているところでございます。20代30代の若者が現地に行って、いろんなことを学んでくるということがやはり一番充実した国際交流だと思います。今後もこのようなことを国際交流の事業の一環としても真剣に考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ありがとうございました。ぜひ若い方々の交流を促せるような、そんな形でこのお金が使われるといいなと思っております。

それで次にもう1つ、再質問、ふるさと納税のことについてなんですけれども、自治体によっては相当、制約されるいろいろな中で、やはり億単位の納税を集めているところがございます。それから北杜市なんかも大変魅力的なところでございますので、そういったことをアピールすることによって、また納税額が増えるということは一石二鳥のことではないかと。市長もおっしゃっておられました北杜市の魅力をどんどん発信するということはまた税金、こうやってふるさと納税が増えるという二重の良いことが重なりますので、ぜひそんな形で情報発信など積極的に発信していただければと思いますが、そのへんどうなのでしょう、もうちょっとお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

小野議員の再質問でございます。

ふるさと納税についてのご質問でございます。

答弁の中にもございますけども、ふるさと納税、本来の姿につきましては都市部と地方の自治体の税率格差を埋めようということで、かつ地方自治体に対して魅力とまた関心を持ってもらうためにこの制度があるわけございまして、本来、見返りを求めない寄附金制度でございます。そのことをこれからも踏まえて適正なふるさと納税の趣旨を発信しながら、やはり北杜市の魅力も十分にありますので、このへんの情報発信をこれからも積極的に行っていきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

以上をもちまして2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

本日は9月25日、金曜日であります。今朝の山日新聞、地域面に大きく北杜市の航空写真が目にとまりました。中央道の長坂インターを中心に秋の田園風景でありました。記事によると収穫期を迎えた梨北米が食味ランキングで最高ランクの特Aを、この10年間で8回獲得しており、品質で有名なブランド米と肩を並べるまでになったと本市にとってありがたい報道が

ありました。

さて秋と言えば食欲の秋、収穫の秋、そして芸術文化の秋、スポーツの秋であります。長くなりました。質問に入ります。

質問、芸術文化、スポーツの環境整備について伺います。

本市の基本理念「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の具現化のために市内にいら一流の文化芸術やスポーツを通じて作品や演奏、講演や実技指導などの機会を提供し、市民が心豊かな生活を育む糧になる事業を多面的に実施し、成果を上げていると承知しております。また日ごろの市民の活動に目を転じると芸術文化面では公民館やセンター等、またスポーツにおいては数多くの総合運動場や体育館等が身近にあり、練習の場としての施設数は十分だと思えます。

しかしながら近ごろの活動は多様化しており、アンプ等の音響機器を使用した活動や太鼓、コーラスなど防音設備の整ったスタジオルームを希望する愛好家の声も多く聞きます。

またスポーツ面では野球やソフトボールの愛好者も数多く、この北杜市と時を同じく誕生しました中学生の硬式野球チーム、北杜ボーイズですけれども、市長の所信にも報告・紹介がありました。近年突出した結果を残しております。それに呼応して関係者から、ここ峡北地域に公式試合を開催できる野球専用球場を望む声が、この自治体間を越えて年を重ねるごとに熱望する声を数多く聞いております。そこで次世代の育成につなげるためにも市民の願望の実現に向け、以下伺います。

最初の質問は本年度策定しています行政運営指針、平成28年度をスタートとする長期計画ですね、第2次北杜市総合計画についてであります。本年度が最終年度となる第1次総合計画は市民の理解とご協力により、白倉市長を先頭に絶え間ない関係者のご尽力により数多くの実績を残してきました。さらにこれからの10年においては、今般議会に示されました将来を展望した市の人口ビジョン、これは25年度、西暦で言うと2040年に4万人、さらに45年度の2060年には3万人を確保するとしております。そこでお聞きします。

第2次総合計画にこの施設数を絞り込み、再編していく上でこの市民要望の聴取などニーズ調査結果を反映して、要望の多い施設の整備計画に反映する考えについてまず伺います。

次に2点目としまして、先ほど申し上げました防音施設の整った貸し室についてであります。市民の音楽活動には4、5人のバンドをはじめコーラスや合唱団等の多種多様な愛好家の方々がいらっしゃいます。市内には長坂コミュニティホールをはじめ大型ホールが発表と鑑賞のステージとしては十分な形で整備されております。しかしながらご承知のとおり市の貸し室は各地区の総合会館や農村環境改善センターなどの一般的な大小会議室が主であります。今年の12月には市議会だよりの声の広場に市民の方から、この同趣旨のご意見・ご要望をいただいております。またこれは私個人ですけれども、小淵沢町で音楽教室を開いていらっしゃる方が行政関与で練習会場として利用できる防音に配慮した施設を希望する声を数多く聞いております。そこで2点目としまして多様な住民のニーズを具現化するためにも、その可能性を探索し検討いただくために、まず現在の公共施設の空きスペースや利用率の低い施設の使用目的を変更などしてスタジオを確保するなど、検討はできないか伺います。

次に3点目ですけれども、本年から来年の2年間をかけて策定されると伺っております公共施設等総合管理計画についてであります。この計画は市民の利便性向上や施設管理費の削減等を目的として、公共施設を再配置するための基本方針を作成するとあります。

これから改めて10年後、また20年、30年後の次世代の市民生活にとっての最適な環境を整えていく大改革とも言えます。そこでお聞きします。

先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画には、数多くの体育館等の体育施設および公大な面積を利用していますグラウンドなど、維持管理経費についてはマネジメント白書によると大規模修繕や更新を試算すると想像以上に膨大な費用がかかると述べております。

そこで将来の体育施設の適正化への考えと、また施設の多機能化や数量の削減に資する、つながらる複合化など施設の再編を踏まえた、この市民の要望と利便性を高める新規施設の整備の考えについて、現在の考えについて伺います。

最後の質問になりますけれども、野球専用球場の整備についてであります。通告したとおり公式の試合を開催できる野球場であります。県議を長く務められた白倉市長ですから改めて山梨県の状況を説明する必要もないとは思いますが、県下83万人県民の利用可能な施設は現在、山日YBS球場、小瀬球場ですね、それと富士吉田市にある富士北麓公園野球場、そして峡西地域、南アルプスジットスタジアムがあります。しかしそのほかは甲府の緑が丘球場など公式試合を開催する基準を満たさない状況であります。

以上の現状をこの市民目線、広くは県民目線で見ますと県下のスポーツ振興をする上で公式試合をはじめ練習や公式試合などを通じて技術の向上を目指す上でも、移動距離や所要時間に課題があると考えます。

そこでお聞きします。

広域的な見地から山梨県や人口3万人の韮崎市、また7万4千人の甲斐市、そして4万8千人の北杜市を視野に入れたとき、これは北杜市単独での事業では課題が多くハードルが高いことは十分承知しておりますが、先ほど申し上げたとおり山梨県および峡北地域の他市との連携、共同により野球専用球場の整備に向けて、まずは調査・検討する大きな第一歩を踏み出す取り組みの可能性について伺います。

以上、芸術文化、スポーツの環境整備について4点伺います。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、芸術文化およびスポーツの環境整備における第2次北杜市総合計画についてのご質問にお答えいたします。

第2次北杜市総合計画の策定に当たっては地域委員会、各種団体、企業および子育て世代や学生からご意見を伺い住民ニーズに応えることとしております。しかしながら本市における公共施設は、平成25年度に策定した北杜市公共施設マネジメント白書によるとサービスが重複する同種施設を多く抱えており、今後、人口減少が進む中で施設の維持管理、更新等を考えると統廃合せざるを得ない状況となっていることから新たに芸術文化、スポーツ施設の建設計画に位置付けることは慎重に対応せざるを得ないと考えております。

第2次北杜市総合計画では、現在策定を進めている公共施設等総合管理計画との整合を図ることとしているため、本計画に基づき施設の統廃合を進める中で既存施設の有効活用を図る計画は反映できるものと考えております。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

芸術文化およびスポーツの環境整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設の空きスペースを活用したスタジオルームの確保についてであります。

現在、市内の太鼓やコーラスなどの団体は、ホールなどの社会教育施設等を練習会場としておりますが、アンプ等を使用するバンド活動をしているグループは防音上や機械設備の観点から民間の音楽スタジオが練習場所となっております。

市内にも音楽をこよなく愛するさまざまなジャンルの音楽家が大勢おります。また、民間音楽スタジオもいくつか開設されておりますので、今後活用予定のない公共施設の空きスペースをアマチュア音楽家の練習場および創作の場として提供できるかを関係部署と検討してまいりたいと考えております。

次に公共施設等総合管理計画における体育施設の適正化と新規施設整備についてであります。

現在、市内の社会体育施設は25施設あり各種競技スポーツ、体力づくり、地域コミュニティの場として利用されております。

昨年度は白州体育館の改修工事を行うなど、利用者が安心して利活用できるよう計画的に体育施設の整備を図っております。

今後、既存体育施設の有効利用を図るためにも策定中の公共施設等総合管理計画を踏まえ、各施設の利用実態などを考慮して計画的に施設整備を進めながら、本市のスポーツ活動の中心的な役割を担う体育施設のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、野球専用球場の整備への取り組みについてあります。

市内には社会体育施設としての野球場は5施設あり、市内外のスポーツ少年団や社会人のクラブチームなどが利用しております。このような状況の中で中学生の硬式野球チーム 北杜ボーイズは、旧県立峡北高等学校のグラウンドを専用グラウンドとしております。

野球専用球場の整備には多額の工事費や維持管理費用が必要になることから、費用対効果について十分に調査・研究する必要がありますので、県関係機関や近隣自治体の野球専用球場の整備に対する情報収集や意見交換を行うとともに、市民のコンセンサスを見極めながら必要性を検討してまいります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

今、答弁いただきましたように私のほうも今、平成27年、ここで総合計画も来年度からスタート、また公共施設のマネジメントがベースにこれから公共施設等の管理計画も策定して取り組むという時期ということは十分承知しております。そういった中でこういった今回、質問をさせていただく中で検討をということですけども、先ほども空き施設、要するに防音施設の

整った練習場という中で再質問をさせていただきますけども、たしかに民間のそういった練習場、要するにスタジオの民間を圧迫するようなことがあっては公共として望ましくないというのは十分承知しております。ただし、執行当局ご承知だとは思いますが、韮崎市を1つ例として挙げさせていただきますと韮崎市駅前に今、ニコリという市民対象のコミュニティの施設があります。一番はやはり韮崎市図書館がメインでしょうけども、この峡北の情報誌によると実はニコリの中で使用率が一番高くなっているのが、隠れた人気スポットでスタジオであるというような記事も載っております。

これからの文化芸術活動をする上で市が用意できる施設、民間を圧迫しない中で検討していただくということでしょうけども、そういったフレキシブルな考え方を今後も、先ほど教育長から答弁ありましたように調査、または検討をしていただけるということですけども、そういった中でもう一度、具体的な方向ということでご答弁をいただきたいと思います。

それから野球の専用球場ですけども、やはりご答弁いただいたように北杜市単独というよりは県下、地域をしっかりと考慮しながら、そのベースとなるものはもちろん、今、教育長、答弁いただいたように費用対効果、管理費等もありますので、その需要ですね、使用の率。またそれにも増して地域の、市民のコンセンサスを得るとということが最重要だと思いますけども、これも一例としまして、皆さんご承知だと思いますけど北杜市は山梨県の最北端といいますか、長野県の県境でございます。この圏域から50キロ以内、30キロですけども諏訪湖、諏訪市、隣接する、また佐久市等がございます。歴史のある市ですけども、5万人の諏訪市と諏訪湖の麓には諏訪湖スタジアムというものがスポーツ公園の中に諏訪市で整備がされています。これは平成7年に着工というような、もう20年近く経つんですけども、そういった環境があります。お話を伺いに行ったら、やはり社会人の野球チームのホームグラウンドになっている。長野県の野球のベースの球場だというようなことで、そういう位置づけで活用していると聞いております。また少し規模が大きくなりますけど、佐久市ですね、人口10万人の。佐久市においてはいろんな発展する佐久市でしょうか、現在、佐久総合運動公園という大規模な事業を展開しております。最終的には平成30年度に野球の専用球場を完成するというところで、現在設計業務に入っておると聞いております。ここには陸上競技場がもう完成してあります。サッカーもできる補助球技場等が整備される計画だそうです。ちょっとあまりにも質問が広範囲で大変失礼ですけども、こういった状況の中でこの峡北地域に対するスポーツ振興の拠点と言いますか、もちろんそういうものが可能であれば、実現できればですけども県外、長野、もちろん東海、東京からですね、北杜ボーイズも聞けば関東大会、全国大会にも出場し、普段からそういう行き来があります。そういった意味でも非常に意味のある事業になろうかとは思いますが、そういった点で、もう一度と言いますか、市長をはじめ大変難しい課題だとは思いますが、もう一本、突っ込んだご答弁をいただければと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中嶋議員の再質問にお答えいたします。

2点いただきました。まず1点目でございます。防音施設の整備についての考えというふうなことになるかと思っております。

たしかに防音施設ということで、市内の公共施設の中にはそういった設備を設けているところは今のところはございません。その中で今の社会教育施設等については、やはり市民の皆さまの利用率が非常に高いというふうな状況も踏まえて、なかなか空きスペースが確保できるというところが見受けられないという状況であります。そうしたことから今後、その再配置等も踏まえて利用ができるようなスペースが生まれれば、やはり考えていくということを前提としていきたいというふうに思っております。

特に葦崎のニコリにつきましてもちょっと調べさせていただきましたところ、面積的にはニコリの場合は音楽室と音楽スタジオになりまして、その両方を合わせても110平方メートルほどの面積を確保したというふうな状況になっておりますので、そうしたものは面積としては確保することは今後の中で可能ではないかというふうにも考えておりますので、また十分に検討させていただきたいと思っております。

それからもう1点です、野球専用球場の峡北地域の拠点ということで位置づけをしたらどうかということだと思います。

たしかに野球専用球場ということになりますと、広さにつきましてはグラウンドだけでも両翼100メートル程度の広さが当然必要になると。それ以外にもナイター設備、観客席、駐車場等などが最低限必要になることが考えられますけれども、その上で用地の取得を含めた整備費を考慮すると若干、調べて見たところ最低でもやはり10億円以上が整備のために必要になってくるというところでございます。

そうしたことを考えますと、そうした試算もあるということでございますので、先ほど申し上げたとおり、費用対効果もやはり検討する必要があるというふうには考えざるを得ないところであります。

こうしたことから既設の施設での対応、それから先ほど申し上げたように近隣市との対応も含めて今後慎重に、必要性についても検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

ありがとうございます。

再々質問で、先ほど私、質問の中で人口ビジョン、25年先は4万人、1万人減というか、私ども、私も50歳代ですけども、結局、子どものときの時代からすると今の少子化で致し方ないんですけども、スポーツを振興する上でもやはり対戦相手がいなかったか、ただし北杜ボーイズのような公式野球を中学校がやると。そうするとレベルも上がると。対戦する相手も他県であったり、ある程度レベルがあるというようなことの中で、私の時代からすればとても考えられない時代でした。緑が丘へ行くのにちょっとビビっていました。そのぐらいの時代になったと思います。これを機会にやはり総合計画も含めてしっかりと位置づけを、多様の需要というか、必要性を得た中で緻密に市民等の意見を聞いていく中で実現ができればと思ひまして、これは所管である企画部になろうかと思ひますけども、その公共施設等の管理の計画のスケジュールは2年と聞いていますけども、これを策定するまでの業務の形態を一応教えてほしいんです。なぜかと言うとこれは私どもここ何年か、白書をつくるときもそうですけども、他市の、特に合併したこういう課題のあるところの勉強もしていますけども、その点について答

弁をいただければと思います。非常に重要な点ですので、よろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋議員の再々質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画、これにつきましては2年間の計画ということで、それに併せて固定資産台帳の整備等々の計画もあります。また総合戦略、ならびに八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン等々、今いろんな計画がありまして、そういったものの最上位に総合計画がございます。でするのでそれ以外にも過疎計画がありますので、そういった計画との整合性を図りながら、当然総合計画も策定していくと。またその下にある公共施設等の総合管理計画、これにつきましても議員おっしゃるとおりいろいろな施設の維持管理については当然、公共施設マネジメント白書にもありますように大変厳しい状況にはございます。ただ、そうは申しましても必要なものは、これから議論していただいて必要なものであれば当然そういったものを計画に反映していくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時55分。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にほくと未来、7番議員、原堅志君。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

今回は、北杜市保育園バスおよび認定こども園について質問させていただきます。

市長は8月31日の所信表明にて、子どもたちが集団生活の中で学び成長することができる環境を整備するため、保育所型認定こども園の設置を保護者の利便性を考慮して須玉保育園、長坂保育園小泉分園および白州保育園の3園において、来年4月から行うとの表明がありました。また保育園通園バスについては、今後の保育園運営やその他の子育て支援施策と総合性に検討するとの、当面の間は現状のまま運行するとの所信表明がありました。また認定こども園条例は今28日の最終日に提出され審議される予定であり、そのことを踏まえて質問に入らせていただきます。

平成28年から保育園バスを廃止するのではないか、認定こども園はどのようなになっているのか、保育園の保護者等から心配の声があがっております。

平成25年9月議会のほくと未来の代表質問において、保育園バスおよび認定こども園について質問をしております。

前回の答弁に保育園バスについては、平成27年度末を目途に運行を廃止する方向で検討するが、保育園バスは市内全保育園で園外活動のために活用している。今後、通園バスとしての運行および活動方法等については、北杜市次世代育成支援対策地域協議会の意見を伺い検討したいと考えているとの答弁がありました。

また幼保一体施設である認定こども園制度の活用については、平成27年度からスタートする国の子ども・子育て支援制度において、子育て世代へのニーズ調査を踏まえた上で検討したいとの答弁がありました。

そこで次の4点について、お伺いいたします。

まず1点目、北杜市次世代育成支援対策地域協議会について。

2点目、平成28年度から通園バスについてどのような対応を考えているか。

3点目、認定こども園設定のため保護者への説明スケジュールは。

4点目、現在の保育園の施設の活用を考えているようですけど問題点についてお願いします。

以上4点、よろしくお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

原堅志議員の、市立保育園バスについてのご質問にお答えいたします。

保育園通園バスのあり方については、保護者負担の公平性の観点から第3次行財政改革アクションプランにおいて、平成27年度までに廃止する方向で検討を進めてまいりました。

検討に当たっては、北杜市次世代育成支援対策地域協議会および北杜市子ども・子育て会議においてご審議をいただき「北杜市の将来を担う子どもたちに関することなので、十分な調査を行った上で進めるべき」と意見がまとめられたところであります。

この意見を踏まえ、本年5月に保育園通園バスを利用している全保護者を対象にアンケート調査を実施したところ、保護者からは「廃止する場合は施設の整備や延長保育を充実させてほしい」などの要望をいただきました。

本市にとっては少子化による人口減少は第一の課題であり、子育て支援の充実は重要であることから北杜市総合戦略において、働きながら子育てをする世帯への支援について重点的に取り組むこととしたところであります。

保育園通園バスについては今後、延長保育や土曜保育の拡大など保育園の運営を充実させる中でトータル的に検討することとし、その方向性が出るまでの当面の間、現状のまま運行を継続することとしました。

なお、この結果については6月から7月にかけて保護者説明会を開催し、ご理解をいただいたところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

7番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

次世代育成支援対策地域協議会および認定こども園について、いくつかご質問をいただいて

おります。

はじめに、北杜市次世代育成支援対策地域協議会についてであります。

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成18年度に北杜市次世代育成支援対策地域協議会を設置し、本市の子育て支援策の指針となる北杜市次世代育成支援対策後期行動計画の策定をはじめ、これまで子育て支援策の推進に関し、さまざまな事業についてご協議をいただいていたところであります。

その後、平成24年8月に国において急速に進む少子化の進行に対応するため子ども・子育て関連3法が制定され、新たな制度に基づき市町村において地域の生活環境に応じた子育て支援を進めることとし、子ども・子育て支援事業計画の策定および子ども・子育て支援に関する施策を総合的に調査・審議する機関の設置が求められたところであります。

本市においては新制度に対応するため、平成25年11月に新たな機関として北杜市子ども・子育て会議を設置し、本年3月には北杜市次世代育成支援対策後期行動計画を継承した北杜市子ども・子育て支援事業計画を策定したところであります。

この計画により実施する事業については各事業が連携し、総合的に推進する必要があることから、本年度から北杜市次世代育成支援対策地域協議会をはじめ北杜市児童館運営委員会および北杜市放課後子どもプラン運営委員会を一本化し、北杜市子ども・子育て会議において各事業内容を一体的にご審議いただくこととしたところであります。

次に、認定こども園についてであります。

現在、市内には幼稚園がないことから現在の保育園に幼稚園的な機能を備えた併設型の認定こども園を来年4月開設の予定で準備を進めているところであります。

設置については地域性を考慮し須玉保育園・南部こども園、小泉保育園・北部こども園、白州保育園・西部こども園として開設することとしました。

保護者への説明会は予定しておりませんが、保育園への申し込み時に保護者に説明を行うとともにチラシの配布や市広報紙、市ホームページを活用し周知してまいります。

次に、現在の保育園の活用における問題点についてであります。

認定こども園においては保育園部門と幼稚園部門を合わせて設置してまいりますが、両部門ともに同じ保育室で同じ保育を行うことから、現状の施設において対応できるものと考えております。

また幼稚園部門は6時間半の保育となり保育園部門と保育時間が異なりますが、運営においても問題ないものと考えております。

なお、受け入れ数が増えることが予想されることから保育士の確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

3点ほど再質問をさせていただきます。

まず北杜市次世代育成支援対策協議会と児童館運営委員会および放課後子どもプラン運営委員会を一本化して北杜市子ども・子育て会議に一体化したということなんですけども、この会

議の構成メンバー等が分かりましたら、お願いいたします。

次に市長から先ほど答弁いただきまして、保育園バスについては当面継続するというありがたいご答弁がありましたですけども、そこで当面とはどの程度を指すのかという、また疑問がここで生じてまいりましたので、ぜひ市長のほうからこの当面とはどの程度のことを指しているのか、お聞き願いたいと思います。

次に認定こども園についてですけども、幼稚園部門につきまして保育士の資格ですね、幼稚園部門についての保育士の資格はどのようになっているのか。また保護者から幼児保育について延長等の依頼等があることもあるんじゃないかと思えますけども、これについてどのような対応を考えているのか、以上3点についてよろしく願います。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに、子ども・子育て会議の委員の構成についてのご質問であります。

北杜市子ども・子育て会議は、本市の子育て支援策を総合的にご審議いただく組織でございます。委員につきましては福祉関係者として民生委員、児童委員、それから主任児童委員、母子愛育会会長、食生活推進協議会会長、保護者の代表といたしまして市PTAの連絡協議会の正副会長、それから市保育園保護者連合会の正副会長、市内事業主として市商工会の会長、子育て応援企業、教育関係者といたしまして青少年育成北杜市民会議会長、市校長会会長、保育関係者といたしまして放課後子どもプランのコーディネーター、市保護者協議会の正副会長、その他学識経験者といたしまして、帝京学園短期大学の教授をお願いしておりまして17名で構成しております。

続いて、通園バスの継続期間についてでございます。

現在、策定を進めている北杜市総合戦略および北杜市子ども・子育て支援事業計画は本年度から5年間の計画でございます。両計画とも子育て世代が安心して子どもを産み育てられるように保護者の多様な働き方に対応し、きめ細かなサービスを提供することとしております。

保育園バスについては、この計画期間中に取り組むことになっている保育サービスの充実を検討する中で、北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら方向性を出してまいりたいと考えており、その間は現状のまま継続して運行してまいりたいというふうに考えております。

続いて、認定こども園の幼稚園部門の対応についてでございます。

認定こども園の幼稚園部門の保育士は、保育士資格と幼稚園教諭免許が必要となります。現在、市立保育園に勤務している保育士143名のうち130名が幼稚園教諭免許を取得しており、現状の職員で対応が可能であるというふうに考えております。

また幼稚園部門の児童は保育を必要としない児童の受け入れであり、集団生活を通じて小学校における生活との円滑な接続を図ることを目的としていることから、保育時間は午前9時から午後3時半までの6時間半としたところでありますが、保護者が病気や冠婚葬祭などの理由により時間外保育を希望される場合は、保育園部門において一時保育の受け入れを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

原堅志君の再々質問を認めます。

○7番議員（原堅志君）

どうもありがとうございました。

保育園の通園バスについては、計画の5年が一応目途ではないかと。当面というのは大体そんなところではないかというご答弁だったんですけど、確定はできないと思いますけども、再度そのへんを1つの目途に、これは統廃合の問題も絡んでくると思いますので、ぜひそんなことでご検討いただければありがたいと思いますけども再度そのへんについてお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

原堅志議員の再々質問にお答えします。

通園バスの当面の期間ということでございますけども、5年以内に結論を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、原堅志君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

過疎地域の振興について、質問させていただきます。

北杜市人口ビジョン 総合戦略が策定されました。北杜市の将来の展望と今後5年間の施策の基本となる大事な計画です。人口減少の影響は平成52年には生産年齢で現在の53%に、年少人口では現在の47%になるという衝撃的な予測となっております。

平成32年には現状維持を、平成52年には4万人を維持するという積極的な計画になっておりますが、思い切った施策を実施し子どもを増やし、若者世代の定住を増やしていかなければ達成は難しいと感じます。

過疎地域では、若者の流出による担い手不足がすでに深刻です。管理者不足の耕作放棄地や森林などが放置されております。過疎地域への対策を真剣に考えることは、将来の北杜市に必ず起こる担い手不足、高齢化への取り組みにおいて大切なモデルになることが予想されます。

過疎地域の対策においては定住人口を増やすことはもちろんですが、交流人口を大きく増やしていくことが大事です。

定住人口を増やす取り組みでは、若者が生活できるために産業を活性化することが大事であります。過疎地域の産業は農林業、観光業、建設業、公的な部門だと言われておりますので農林業、観光業が活性化していくことが重要であります。

農業では担い手を増やすために新規就農者支援制度などがすでに取り組みられておりますが、6次産業化していくための加工場、インターネットを使ったビジネスの創造などが必要であります。現在、活用されていない加工場や行政区だけで使用している公民館などもたくさんござ

いますが、北杜市に新規に転入してきた方が気軽に使える状況ではありません。加工施設を活用できる状況にするべきだと思います。

また過疎地にいながら、インターネットでビジネスができるオフィスなどの取り組みで成功している自治体もあります。インターネット事業立ち上げに補助をしたり、空き家や公共施設を活用したシェアオフィスを検討するべきだと思います。

また交流人口では大学や企業との連携が大変、大事になります。過疎地で望まれるのは地域活性化の提案だけではなく、多くの大学生や企業が耕作放棄地や森林整備にやってきてくれるような人的な支援であります。また本市の医師不足などの医療や介護の人材不足を鑑みると医科大学や医学部との連携が大事になってくると思います。医療関係企業誘致や医療関係の大学と密に連携して関係を構築していかなければいけません。

また過疎地域では森林が放置されている状況が見受けられます。要因といたしましては、地元の木材を売るためにコストがかかってしまうことが考えられます。カラマツなども現在、集積材として公共施設に活用できる例が出てきております。山梨県の小菅村では、村役場や中学校の体育館を地元の木材で建設しております。

また公共施設に地元の木材を使うということを決めれば、過疎地の雇用や森林整備が増えると思います。また住宅補助制度が総合戦略に新設されましたが、プラスして地元の木材を安価に活用できる施策も盛り込むべきだと思います。また間伐材の活用のために薪ストーブや薪ボイラーを増やすなどの補助も森林活用に効果的だと思います。

また交流人口を増やすために最も大切なのが観光であります。過疎地のことを詳しく知っていて職業としてガイドができるコンシェルジュを育成することが大切であります。外国人対応のために英語を話せる、山や地域の歴史に精通しているなどの一流のガイドの育成ができれば北杜市の観光の質が大きく高まると思います。

北杜市過疎自立促進計画も平成27年度で5年間の計画が終了し、新たな計画を立案する時期にきております。今回の提案をぜひ過疎自立促進計画に盛り込んでいただきまして、過疎地域の活性化を図るべきだと考え、以下質問させていただきます。

1. インターネットビジネスでは精神的疲労が大きいと、むしろ過疎地が癒されてよいという声もあります。インターネット事業立ち上げへの補助、空き家や公共施設を活用したシェアオフィスを整備していく考えはございますか、見解をお伺いいたします。
2. 新規就農者から農産物を6次産業化していくために加工場をほしいという要望があります。使用されていないなどの加工場の状況を把握し、新規就農者などが使用しやすい状況にするべきだと思いますが、見解をお伺いします。
3. 過疎地域の林業再生のため、住宅建設やリフォームに地元の木材を安価に活用できる施策も盛り込むべきだと思います。見解をお伺いいたします。また薪ストーブや薪ボイラーを増やすための補助も検討するべきと考えます。見解をお伺いいたします。
4. 過疎地域に定住しない障害の1つが通勤距離であります。通勤する場合に10キロ以上の距離がある場合に通勤代を補助する自治体もございます。また市民バス代を無料にしている自治体もあります。通勤代や通学代を補助し、過疎地に定住できる環境をつくるべきだと思います。見解をお伺いいたします。
5. 観光ガイドが職業として成り立つためのセミナーや先進事例を紹介するなどの取り組みが必要だと思います。観光ガイド育成に関して見解をお伺いいたします。

6. 世界屈指のラジウム温泉であります増富地区の観光についてお伺いいたします。

みずがき湖は地元からカヌーやカヤックで活用したいというニーズがございます。過疎地の観光を促進するために規制を早急に緩和するべきと感じますが、見解をお聞きいたします。

増富温泉は三朝温泉、玉川温泉と村杉温泉とともに4大ラジウム温泉として有名であります。新しい湯治、観光の形として売り出していくために4地域とラジウム温泉大会を開いて交流会を開催していく支援をすべきだと思います。地元も望んでおりますので、ぜひお願いしたいと思いますが、見解をお聞きします。

現在フリークライミングやボルダリングが盛んになっており、瑞牆山にも多くのクライマーが訪れております。専門家を呼んでの講習やボルダリング施設の整備、大会の開催なども活性化のために大切だというふうに思います。クライミング普及への取り組みについて見解をお伺いいたします。

7. 過疎地で望まれるのが、多くの大学生や企業が耕作放棄地や森林整備を実際行動してくれるような人的支援であります。人的なボランティアが活動できる環境整備をするべきだと思いますが、見解をお聞きします。

医師不足解消のための医師や看護師になるための修学資金を貸し付けるなどの対策や公営塾や塾講師派遣などの教育支援を行っている自治体もあります。北杜市でも検討すべきと思いますが、見解をお願いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新規就農者の加工場利用についてであります。

新規就農者等が経営基盤の向上のため、高付加価値化を目指した6次産業化に取り組むことについては、市でも積極的に支援してまいりたいと考えております。市内でも使用されていない民間の加工施設がありますので新規就農者等が利用を望む場合、相談に応じてまいります。

次に、ラジウム温泉大会の開催への支援についてであります。

増富温泉郷は鳥取県三朝温泉、秋田県玉川温泉と並ぶ全国屈指のラジウム含有量を誇る温泉であり、古くから湯治場として栄えており、近年はパワースポットとしての認知も広がり運気を求める観光客が多く訪れております。この3カ所の温泉地と所在自治体がラジウム・ラドンを地域の特性、強みとして生かすために集まり、平成21年4月にラジウム・ラドン温泉を利用した健康日本推進連絡会議を設立し、NPO法人 健康と温泉フォーラムのご協力をいただく中で広域連携による地域活性化活動を行っております。

その後、新潟県の五頭温泉郷、鳥取県の関金温泉が加わり、現在5カ所が健康維持に特化した温泉地としてPRや誘客活動を行っており、この連絡会議の活動として毎年、各構成自治体で全国大会も開催されております。

来年度は本市で全国大会の開催も予定されていることから、大会の成功と全国への発信を支

援してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

1 番、上村英司議員の公営塾や塾講師派遣などの教育支援についてのご質問にお答えいたします。

地域振興の原点は人づくりであり、市の将来を見据えると人材の育成は欠かせないものであることは言うまでもありません。

公営塾や塾講師派遣などについては、民間の塾等がほとんどないなど教育に関する資源に乏しく、都市部との教育機会の格差が拡大している過疎地域において行われております。

本市におきましては民間の塾等が市内各所に開設されているほか、経済的な理由で塾に通う機会に恵まれない中学生などを対象にボランティアの方々が無料で塾を開設しており、会場となっている長坂町農村環境改善センターの使用料について支援を行っております。

また教育委員会ではすべての小中学校に市単独で補助教員や司書を配置するなど、きめ細かな指導を行える体制づくりを推進し、原っぱ教育に対する教育支援に努めており、今後におきましても学校現場に対する支援を充実させてまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

1 番、上村英司議員の通勤、通学代の助成についてのご質問にお答えいたします。

通勤、通学代の助成は移住定住に向けての環境整備の 1 つであると認識しておりますが、対象者や通勤・通学の範囲の特定等、導入に向けての課題もいくつか挙げられることから今後、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

1 番、上村英司議員の医師不足解消のための修学資金貸し付けについてのご質問にお答えいたします。

現在、市には看護師に対する奨学金制度はありますが医師への奨学金制度はございません。医師奨学金制度について、過去において医師確保対策として検討した経過があります。しかしながら、奨学金制度を創設しても学生が資金を借りる条件として医師資格取得後の勤務医療機関が市立 2 病院に限定されてしまうことから制度としての成果が望めないため、現在県が実施している奨学金制度に期待することが最善と考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

1 番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域の振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、インターネットビジネスについてであります。

過疎地域の恵まれた自然環境や素晴らしい山岳景観の中で都会から離れ、癒しの空間でインターネットを駆使したビジネスを行う環境としては、本市は首都圏からの利便性や環境が非常に優れている地域であると自負しております。

過疎地域の市民や都会からの移住者等が新たにインターネットビジネスを始める際の支援策としては国の小規模事業者維持化補助金が活用でき、北杜市商工会でもIT利活用について専門家派遣事業を行っております。

また、市としても商工会を通じての経営改善資金活用に対する利子補給事業も行っておりますので、事業展開を考える際は北杜市商工会を活用していただきたいと考えております。

次に、空き家や公共施設を活用したシェアオフィスについてであります。

本市の山紫水明の素晴らしい自然環境の中で都会を離れて通信インフラを活用し、都会と同様のビジネスを行うことは、市としても大変期待しているところであります。しかし、現在の経済状況の中では、企業や個人事業者からオフィスを求める要望や問い合わせがないことも事実であります。こうしたことから、今後の経済情勢や企業ニーズ等を捉える中で検討してまいりたいと考えております。

次に、地元産木材の活用施策についてであります。

住宅建設やリフォームに地元の材を使用することについては、公共施設等へ利用促進を図っているところでありますが、輸入材に比べ単価が高いことや木材の安定供給、また製材所が不足していることが課題であり、需要・供給が伸びない状況にあります。しかし近年、円安により輸入材が値上がりするとともに、地元材を利用したい意向を示す企業も出てきております。

また、国ではCLTいわゆる直交集成板に代表される新たな木材需要創出も推進していることから、その状況を踏まえ情報を的確に把握し、検討してまいりたいと考えております。

次に、薪ストーブや薪ボイラーの推進に対する助成についてであります。

市では薪ストーブやペレットストーブの普及を推進することは、未利用材の有効利用を図る上で重要と考えております。

市内には薪を販売している事業者もあることから需要や流通の拡大を図るためにも、他市町村で行っているストーブ購入補助について検討してまいります。また、ボイラーについてはペレットボイラーをキープ協会が導入しております。さらに、明野町において森林整備事業者と熱源利用企業が国庫補助事業でチップボイラーの導入を検討しているところであります。

市においても先進的な良い事例になるよう、県等の関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、観光ガイドの養成についてであります。

本市の主要観光振興施策である八ヶ岳観光圏、南アルプスユネスコエコパーク、水の山プロジェクト等の推進会議の中で、誘客を図るために優先的に取り組む事業がガイド育成および確保であります。

しかしながら広大なエリアの中に誘客施設や宿泊施設が点在し多種多様なニーズがあり、マネジメントの難しさからガイド業だけでは生計が立たないことも現実であります。

このため地域に根付いたガイドの育成が必要なことから、施設の従業員やペンション等のオーナー、地域住民などが自らガイドとなり、地域の魅力を来訪者に伝えられるように地域が

一丸となって「おもてなし」を行う活動やガイド養成を北杜市総合戦略の中でも取り組んでまいりたいと考えています。

次に、みずがき湖の活用についてであります。

みずがき湖を管理している山梨県県土整備部治水課の回答では、共同事業者の峡北広域水道企業団、河川管理者および市と地元の話し合いで方向性を出したいとのことであります。みずがき湖は広域水道企業団で水道水として利用しており、湖面利用による水質などの課題があることから関係機関と協議の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、クライミング普及への取り組みについてであります。

クライミングやボルダリングが、長野県川上村との境界に位置する小川山と瑞牆山周辺で盛んに行われており、この地域が全国的にもメジャーな地域になっております。このような動きを地域活性化のために活用していくことが有効ではありますが、この地域は一般登山者も多く訪れており、クライマー等を案内する看板や専用の登山道等の環境整備も必要であると地元山岳会から伺っております。

このため、これらの普及や推進については地元の観光関係者や山岳会等と協議を行い地域への経済効果、環境への負荷や安全面の検討も行う中で進めてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地解消や森林整備の人的支援についてであります。

北杜市は中山間地域であり、一部の地域においては農地と森林が隣り合うなど傾斜もあることから耕作条件が不利な地形であります。近年は少子高齢化もあり、こうした条件不利地が耕作放棄地化し、里山も整備されなくなっているところであります。しかし須玉町増富地区においてはNPO法人や地域のグループなどが受け皿となり、企業のCSR活動や学生のボランティアの受け入れなどを行い、大きな成果を上げていると聞いております。

市としては担い手等が減少する中で、企業等の外部の力により農地や里山が蘇ることは大変ありがたいことと認識しておりますので、受け入れ組織の構築など支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

7点について再質問をさせていただきます。

まずシェアオフィスへの取り組みでございますけれども、現在、企業や個人からシェアオフィスへの要望や問い合わせがないということでございますけれども、逆に廃校などを活用してシェアオフィスによって逆に若者を呼び込んでいくという積極的な姿勢が必要なんではないかなというふうに思うところでございます。自然環境の中で働きたいという需要があるわけでございますので、ぜひシェアオフィスを活用してほかのものを呼び込むと、そういう積極的な姿勢をお願いしたいと思うわけでございますけれども、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

2点目といたしまして、新規就農者の加工場利用でございますけれども、先ほど市長からご相談に乗るといようなご答弁をいただきましたけれども、新規就農者が加工場を造って、加工場を造るとなると非常に資金がかかるという現状がございますので、市のほうで主体となっ

て、例えば安価にできる施設を、空いた公共施設を使って造っていただけるとか、そんなぜひ支援を検討していただきたいと思うわけでございますけれども、再度見解をお願いしたいと思います。

3点目といたしまして、地元産木材の活用についてでありますけれどもペレットストーブ、薪ストーブに対する助成はすでに甲府市、都留市、南アルプス市、韮崎市、山梨市と多くの他市が実施しているところでございます。北杜市の76%が森林でございまして、森林といえば北杜市というところだと思いますので、ぜひとも薪ストーブ、薪を販売している業者もたくさんあるということでございますので、ぜひ実施していただきたいというふうに思いますけれども再度見解をお伺いいたします。

4点目といたしまして、観光ガイドの養成についてでございますけれども、今までも観光ガイドの養成の試みは何度かありましたけれども、なかなか専業として成り立っていないというような現状になっていると思います。

近年、県内の大学にも観光科ができるなどして観光ガイドを育てる動きが官のほうでも活発になっているところでございます。北杜市総合戦略で観光ガイド育成を取り組んでいくというご答弁でございましたけれども、具体的にどのようにして育成していくのか、具体的な施策を教えてくださいというふうに思います。よろしくをお願いしたいと思います。

5点目といたしまして、ラジウム温泉大会の開催についてであります。

健康と温泉フォーラムの全国大会を増富で開催してくださるということで、その支援をしてくださるということで地元も大変喜ぶというふうに思っております。大会を北杜市だけではなくて、首都圏や広く日本中にPRしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

ぜひ市のほうでも姉妹都市やさまざまな媒体、インターネットなどで最大限PRしていただきたいと思うわけでございますけれども、その支援についてお聞きいたします。

またボルダリングについてでございますけれども、ボルダリング世界大会で優勝する日本人が瑞牆山を訪れている現状がございまして。フリークライミングのメジャー地域であるということ、ぜひ地元にも意識向上を図っていく取り組みが必要だというふうに思っております。例えば小学生から高齢者まで楽しめるようなボルダリング施設を整備するとか、そのような取り組みが考えられますけれども、見解をお聞きいたします。

続いて6点目でございますけれども、過疎地で望まれる医師の確保についての、奨学金制度についてお聞きいたします。

山梨県でも医師修学資金制度が実施されております。県の制度では県外の医科大学に行く学生には最大5万円が貸与される制度になっております。県内の公立病院に勤務すると返還が免除されます。しかしながら月5万円の制度では裕福な家庭しか医師を目指せない、医師が増えないということが非常に懸念されるところでございまして。慢性的な北杜市の医師不足を解消するために追加で支援をする必要があるのではないかと思います。再度見解をお聞きいたします。

7点目でございますけれども、公営塾についてお聞きいたします。

学校の現場で支援していくというご答弁をいただきましたけれども、現状は今、塾に行かないとなかなか希望の高校に行けないというような現状になっていると思います。そうすると大変、普通の家庭でも塾代が非常にかかるというような現状になっておりまして、また過疎地ではなかなか塾から遠いので行けないという現状もございまして、裕福ではない家庭は塾に行け

ない、学力の格差が出るというような状況になっていると思います。ぜひとも経済的格差、また場所の格差を取り除いていただくためにも、塾への取り組みをぜひ検討していただけないかと思うわけですが、再度見解をお伺いいたします。

以上7点、よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村英司議員の再質問にお答えします。

7点いただいたかと思いますが、そのうち5点を私のほうで答えさせていただきます。

最初にシェアオフィスへの取り組みのご質問についてであります。

事前に施設を整備しPRすることも有効な方法と考えますが、リスクがあることも考慮しなければなりません。現時点におきましては企業ニーズ、また他市町村の事例を調査し検討してまいりたいと考えます。

次に加工施設の整備についてであります。

誰でも安価に利用できる加工施設は魅力であります。しかしながらどれだけの人が利用し、どれだけの利益が上げられるかの検討も必要でございます。当面は市内でも使用されていない民間の加工施設がありますので新規就農者等の相談に積極的に対応してまいりたいと考えます。

次にペレット薪ストーブに対する助成についてであります。

ペレットや薪ストーブの助成については未利用材を活用し、需要や流通を図るためにも有効な手段であることから他市を参考にして検討してまいりたいと考えます。

次に具体的な観光ガイドの養成についてであります。

観光ガイドについては、八ヶ岳観光圏と連携し市内で観光ガイドや体験受け入れを行っております、高根町清里にあるんですけど八ヶ岳アウトドア・アクティビティーズを活用しまして今後、観光ガイドの体験やプログラムの構築を検討してまいりたいと考えております。

次に温泉と健康フォーラムのネットPRについてであります。

ラジウム温泉大会のPRにつきましては地元のPRと併せ、市におきましても積極的にPRしてまいりたいと考えております。具体的には世界に誇る水の山宣言、増富温泉系のパワースポットなどと併せ全国にPRしてまいりたいと考えます。

次にボルダリングの意識向上への取り組みについてであります。

ボルダリングにつきましては、メジャーな地域になることが地域活性につながるものと考えます。今後の意識向上、どのような取り組みをしていくかは地元、また観光関係者や山岳会の関係者のご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

医師の奨学金制度ということで、北杜市独自の追加の支援についてということでございますけれども、先ほど答弁でも申しましたとおり成果が望めないと考えております。県の修学資金制

度ができて昨年初めて卒業生が2年間の研修医となったところでございます。

今後、研修を終了しまして直接、塩川、甲陽で働いてもらえなくても県内の病院で働いてくれることによりまして、県内の医師が増えていくことで結果的に市立2病院のほうにも派遣される医師が増えてくれることを期待しているところでございます。

なお、県の奨学金制度、平成19年度に創設されまして平成25年度までの6年間でございますけれども、548人の方が利用しているということでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えをいたします。

公営塾の設置ということで再質問いただいたと思います。

公営塾につきましては、先ほどの答弁のとおり民間の塾等がほとんどないような地域、例えば私も調べたところでは島根県の隠岐島、それから青森県の東通村というふうなところで、一部で実施をされているということも承知をしているところであります。

本市への導入につきましては、やはり市内に多くの民間塾がある状況ということもございしますので、大きな教育の機会の格差が生じているというふうには考えておらないところでございますが、いずれにしましても民間塾の影響、また受け手となります学校の意見といったものも非常に重要になるということを考えておりますので、現時点では今後の普及状況を見極めることが重要であるというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、原っぱ教育等でまた各学校に充実した支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時00分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

9月定例会にあたり一般質問をさせていただきます。

今回3項目の質問を通告しましたが、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の条例化について、ならびに重度心身障害児の医療費の窓口の無料化についての2項目の質問が代表質問と重複しましたので取り下げを行いました。しかしながら、今回の本市にとって2項目は大

変重要な問題であると考えますので、太陽光の指導要綱の条例化と重度心身障害児の医療費の窓口無料化について、早い時期での取り組みをぜひお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。今回の私の質問は1項目だけです。

質問項目は、選挙権年齢が18歳に引き下げられることについてであります。

選挙年齢の引き下げは、昭和20年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女に変更されて以来70年ぶりの改正であり、未来を担う若者の声をより政治に反映させることができるものと期待をしています。

世界各国の選挙年齢については、調査が可能な191カ国のうち9割以上の国がすでに18歳選挙権を導入しています。そうした中で日本においても選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法が6月17日に参議院本会議において全会一致で可決・成立し来年の夏の参議院選挙から適用されることになりました。

新たな有権者となる18歳、19歳の人は高校3年生を含めて全国では約240万人の新しい有権者が誕生するそうです。ちなみに北杜市では約810人と聞いています。

年々、統一地方選挙など身近な選挙での投票率が下がっていく中で、本市においても投票率を上げるための施策が求められています。そこで以下、伺います。

1点目として、今回の公職選挙法の改正により選挙権の年齢が18歳に引き下げられますが、投票率の向上を図るための具体的な施策はどのように考えているのか伺います。

2点目として、高校生の選挙権者（主権者）としての責任と意識の高揚を図る考えはありますか伺います。来年の参議院選挙から18歳になれば高校生にも投票する権利が与えられます。新たに政治の場に参加する主権者としての教育の必要性をどのように考えているのか伺い、私の質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、選挙権年齢18歳へ引き下げに伴う投票率向上の施策についてのご質問にお答えいたします。

本年1月25日執行された山梨県知事選挙の本市での投票率は45.58%で、前回の選挙の投票率を1.51ポイント下回る結果となりました。投票率は選挙の時期、投票日の天候、選挙の争点などにも左右され、投票率低下の要因を特定することは困難ではありますが全国的に若年層の投票率が低下傾向にあることは現実であります。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、来年7月に執行予定の参議院議員総選挙から実施の見通しとなり、本市でも新たに未成年者の有権者858人が誕生し有権者数が約2%増加する見込みであります。

現在の選挙啓発活動としては啓発ポスター、のぼり旗、市広報紙による啓発、広報車による巡回、新成人へのリーフレット配布、小学校での選挙出前講座や小中学校への選挙啓発ポスター募集などを実施しております。

選挙権の行使は民主主義の基本であり、市民が政治に参加する重要な機会であることから新たに有権者となる方への周知や若年層・勤労者層を対象とした学校・企業訪問、投票立会人の公募等についても検討しながら、今後も選挙への意識高揚と投票率の向上に努めてまいります。

以上であります。その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

10番、相吉正一議員の選挙権年齢18歳へ引き下げに伴う高校生への教育についてのご質問にお答えいたします。

本年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、選挙権の年齢を18歳以上に引き下げたことに伴い、甲陵高校においても主権者としての教育を行うことが必要であります。

文部科学省では、政治や選挙等に関する副教材を活用して指導を行うための教師用指導資料を総務省との連携により作成し、本年中に全国の高等学校等に配布を行う予定となっております。このことから生徒の指導に当たっては、新たに配布される教師用指導資料や学習指導要領に基づいて、政治的な事柄を客観的に理解していく上に必要な基礎的知識の習得や体験活動を取り入れた授業を積極的に行うとともに、市の選挙管理委員会の協力や保護者との連携を図りながら生徒に主権者意識を醸成する教育を展開してまいります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

選挙年齢が18歳に引き下げられることについて3点、再質問をいたします。

1点目ですが、今まで20歳代の投票率が最も低く若者の政治参加、政治意識に課題があると指摘がされていましたが、今回70年ぶりに選挙権の年齢を18歳以上に引き下げられることによるメリット、デメリットについて分かれば教えていただきたいと思います。

2点目として、投票率を上げるための制度として期日前投票や不在者投票がありますが18歳以上の大学生や専門学校生などで県外に住んでいて住民票が実家、本市にある方でも地元に戻らずに実際に住んでいる場所で投票ができる制度として不在者投票制度がありますが、具体的にはどのように手続きをすればいいのか伺います。

3点目として、今回の改正により18歳の高校生に選挙運動や政治活動も認められることとなりますが、文部科学省がまとめた学校現場に対する新通知案が9月14日に示されましたが、先ほどの答弁にありましたように副教材等の内容についてはどのように把握しているのか、伺います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

10番、相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

最初に選挙権年齢を18歳に引き下げられたことに伴ってのメリット、デメリットでございますけれども、先般の公選法の改正以来、このへんのことも議論されているところでございますけれども、まず考えられるのはメリットとしましては現在、当然、若者の政治離れということも関係あると思いますけれども、若者が選挙を通じて政治への関心がこれから高まると、期待されるということが言えると思います。また若者の政治へ意見といいますか、そのようなことが政

治として政治に反映されるようになりまして、逆に社会的な責任が生まれるということが言えると思います。そして年齢が下がることによって、選挙公約の幅もやはりこのへんの若い人たちの意見が反映されてくるのではなかろうかと思います。

そしてデメリットとしましては、先ほどの答弁にもございますけども今後の主権者教育の浸透もありますけども、当然18歳の方々につきましては社会的経験が浅いということでございまして、精神的判断が非常に乏しいというような傾向もあると思います。これらがすべて投票率の向上につながるかということは、今後の課題ではなかろうかというふうに考えています。

そして先ほども答弁の中にもありましたけども、有権者の増加によりまして選挙事務コスト等の増加が見込まれるということも考えられると思います。

それから2点目の不在者投票制度の内容ということでございますけども、議員おっしゃる住民票がこちらのほうにあって現在は東京とかそちらのほうに行って、そちらのところで投票ができるという不在者投票制度の内容でございますけども、不在者投票制度につきましては事前投票制度の1つということでございまして、仮に簡単に概略でございますけども説明するならば、まず東京に住んでいるの方々につきましては、北杜市の選挙管理委員会に投票用紙等の請求をしてもらうということから始まると思います。市の選挙管理委員会ではその選挙人名簿等を照合しまして、投票用紙等をそちらのほうに郵送していくと。そして選挙人はそれを受け取りましたら、現在住んでいる市町村の選挙管理委員会に出向いてもらいまして投票を行うと。またその投票された選挙管理委員会からは、その投票用紙等を本市の選挙管理委員会に郵送していただくと。それで選挙期日に投票管理者が投票箱の中に投函するということで事前の不在者投票が成り立つということになります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

学校教育、高等学校に示されます副教材の内容というふうなことであります。

政治や政権等に関する副教材につきましては、年内に本市を含むすべての高等学校に配布される予定となっております。この概要が先般、示されたというところであります。副教材は3部構成になっておりまして、まず解説編、それから実践編、それから参考編の3部構成といたしまして、おおむね容量としては約100ページを予定しているという状況で発表がされております。

まず解説編につきましては、選挙の意義や投票の仕組みを学び若年層の投票率が低い世代の主張が政策に反映されにくい現状を認識するよう訴えたものになっております。また憲法改正に必要な国民投票の流れも記載したものになっております。

実践編では地元の政策課題を巡り、住民の意見を聞いて解決策を提言する活動を推奨。政策テーマについて議論する模擬議会の具体例を紹介する。さらに模擬投票にも取り組めるように求めているものになっております。

参考編では、18歳から選挙運動が可能になることから公職選挙法のポイントをQ&A方式で説明したものになっているというふうなことが発表されたところであります。

今後、副教材の配布を年内に受けまして、学校サイドでは公民や総合的な学習での活用を想

定しているという状況でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

18歳以上の選挙権が引き下げられることによって、新聞紙上でも大人なのか、20歳が18歳になるのか、酒を飲んでいいのか、たばこを吸っていいのか、いろいろ問題点がありますが、今後課題がたくさんあると思います。しっかりとした取り組みをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

最後になりましたので、よろしくお願いいたします。

9月定例会に当たり、一般質問を行います。

私は北杜市が誕生する以前から、旧大泉村において将来予想されるニホンザルによる農作物の被害対策を呼びかけてまいりました。合併後も機会あるごとに八ヶ岳南麓のニホンザル対策を呼びかけ、議会でも質問を繰り返してまいりましたが小淵沢町に続き最近は長坂町の一部でも被害の発生が見られるようになってまいりました。八ヶ岳定住圏形成協定に基づくパートナーの長野県富士見町、原村との連携も含め今後一刻も早く対策を講じる必要があるとの立場から以下、お尋ねします。

1つ、八ヶ岳定住圏3市町村における最近のニホンザルの生息数、農業被害の内容と対策の実態はどうなっていますか。

2つ、八ヶ岳定住圏形成協定に基づく野生鳥獣共同捕獲事業では、北杜市が新しい捕獲器具を購入し、試験的に捕獲するために本年度は140万円が予算計上されました。この事業の具体的な内容はどのようなものでしょうか。また新しい捕獲器具とはどのようなものでしょうか。

3つ目、本年度、北杜市におけるニホンザルの捕獲計画は147頭となっています。すみません、これは捕獲管理の数でして、有害鳥獣捕獲35頭を加えて合計182頭が正しい計画の数字だと思います。このサルの捕獲方法、捕獲場所別の現在までの進捗と今後の見通しを伺います。

4つ目、北杜市鳥獣被害防止計画では、ニホンザルの被害発生場所は大泉町を除く全域となっています。ニホンザルの移動能力を考えると大泉町を除くのは適切ではないと考えますが、いかがでしょうか。

5つ目、同計画ではサルの追い払い活動としてテレメトリーの活用、サル接近警報システムの設置、里守犬による追い払いなどがありますが現在のテレメトリーや接近警報システムの稼働数と地域、里守犬の地域ごとの数はどうなっていますか。

6つ目、またこの計画は原則として3年程度となっていますがその後をどう考えていますか。

7つ目、今月8月に北アルプスでニホンザルがライチョウのヒナを捕食するという衝撃的な映像が信州大学の中村浩志名誉教授によって公表されました。テレビのニュースでも動画が流れたので、ご覧になった方もいらっしゃると思います。ユネスコエコパークに登録された南アルプスを抱える北杜市としても看過できない事態だと考えますが、エコパーク核心地域でのニホンザルの対策はどのようになっていますか。

8つ目、ニホンザルの被害は観光面に及ぶことは日光、軽井沢、志賀高原など近隣の事例で明らかです。平成24年12月の議会では観光地の実情や対策を調査・研究し、地域関係者との連携による有効な対策を検討するとの答弁がありました。また武川の調査結果を踏まえ八ヶ岳南麓の対策をお願いしたところ、十分調査・研究して効果的な対処に努めたいとの答弁がありました。それぞれどのような調査・研究を行い、どのような対策を取っているのでしょうか。またその効果はどのようにあがったのでしょうか。

以上、伺います。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、エコパーク核心地域でのニホンザル対策のご質問にお答えいたします。

南アルプスユネスコエコパークにおける核心地域の管理は、南アルプス生態系維持回復事業計画に基づき、環境省関東地方環境事務所国立公園課が行っております。

公園課からは、北アルプスにおいてはニホンザルによるライチョウの雛の捕食状況は把握しているが、南アルプスの核心地域においては、現時点までサルによる被害はないがサルによる被害が発生した場合は検討するとのこととありますので、市としても連絡を一層密にしながら対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

ニホンザルの被害防止対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに圏域3市町村のニホンザル生息数、農業被害の内容と対策についてであります。

市内のニホンザル生息数は、テレメトリー発信器を用いた調査等の推計では約700頭であり、昨年度の農産物の被害額は1,716万円であります。

市の対策については個体数調整として管理捕獲および有害鳥獣捕獲、電気柵等による防除および花火等を利用した追い払いを行っております。

富士見町については生息数は不明ですが、昨年度の農産物の被害額は23万7千4百円であり、対策については市と同様に個体数調整、防除および追い払いを行っているとのこととです。原村については、ニホンザルの目撃情報も少なく被害実績もないと聞いております。

次に、協定の野生鳥獣共同捕獲事業と新しい捕獲器具についてであります。

事業内容については大量捕獲実績のある捕獲器具を購入し、行動域調査による効率のよい地点にその器具を仕掛け捕獲を実施するものであります。新しい捕獲器具については縦5メートル

ル、横8メートル、高さ3メートルの柵による囲いなどで、餌場の中に上から進入すると外に出られない構造になっており、組み立て式で移動が可能であることから成果を確認し圏域で広く利用することにより、個体数調整を行っていくこととしております。

次に、サルの捕獲方法および場所別の進捗と見通しについてであります。

6月末の中間報告時点の捕獲方法と捕獲数については銃が30頭、わなが20頭で場所別の捕獲数は明野町2頭、須玉町6頭、高根町9頭、白州町27頭、武川町6頭となっております。

今後の見通しについては、計画頭数147頭を年度内で達成する見込みであります。

次に、計画の被害発生場所に大泉町が除かれている見解についてであります。

市鳥獣被害防止計画では梨北農協の農業被害実態調査に基づいて計画しておりますので、大泉町のみ被害報告がないため大泉町を除く全域となっております。今後、被害報告があれば北杜市全域になります。

次にテレメトリー、接近警報システムおよび里守犬についてであります。

市内のニホンザルは11群に分類されていますが、テレメトリー発信器の稼働数についてはすべての群れに発信器を装着し稼働しております。接近警報システムは、明野町で3機が稼働しております。里守犬については明野町に2頭、白州町に3頭で地域の追い払い活動を行っております。

次に、次期計画についてであります。

北杜市鳥獣被害防止計画は計画期間が平成27年度までとなっておりますので、本年度内に北杜市野生鳥獣害対策協議会のご意見をいただきながら、平成28年度から平成30年度までの次期計画を策定することとしております。

次に、観光地および八ヶ岳南麓のサル被害調査・研究・対策・効果についてであります。

観光地等におけるサル被害の1番の原因は観光客による餌付けであると考えておりますが、市では観光客への被害が現在報告されていないことから、観光客を対象としたサル対策は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君の再質問を許します。

○8番議員（岡野淳君）

再質問させていただきます。

全体に、例えば観光客に被害がないから今、対策していないとか、それからエコパークにしてもサルが出てから対策を取るというようなことで、ちょっと後手にまわっている感があります。サルというのは、いつか申し上げましたけども、これ被害が出てからでは遅いという認識でやっていただかないといけないのでそのへんの認識の持ち方をもう一度伺いたいと思います。

それから大泉に関しては、これもまた被害が出たら全域だというような答弁でしたけども、もうすでに長坂町の中村あたりでは40、50頭の群れがトウモロコシを食い荒らしているという例が今年出ています。大泉も、私のところは1千メートルですけども、1千メートル上にもう家族のサルがいるんですね、現実的に。こういう状態はまだ目撃例が少ないから、皆さんピンときていないだけの話でして、もう目撃が頻繁に起こってそれで被害がどんどん出てきていることではもう遅いわけです。そこの認識をもう一度、聞かせていただきたいと思います。

以前、この場でも申し上げたように武川では一定の時間が経つとサルの猿口ですか、ポピュ

レーションがいきなり跳ね上がるわけですね。それはなぜかということと、餌があるために小猿が死なない。しかも繁殖に至るまでの期間が短くなる。それで猿口が跳ね上がるわけです。それが八ヶ岳の南麓では起きるんですね。やがて。そうなったときにはもう手の打ちようがないわけです。これは前も申し上げたんですけども、ですからサルに関しては被害が出てからでは遅いという認識で、これからいろんな手を打っていただきたいと思うんですけども、そこのお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

最初に観光客、それとエコパーク等の被害が出てからでは遅いのではないかというご質問でありますが、たしかに日光とかいろいろな観光地の被害状況等で餌付けが一番の原因であるということで、その対応ということでは考えておるわけですが、現在におきましても観光客等の被害はないということで実施はしていないという答弁をさせていただきました。

エコパークにつきましても、こちらは国の管轄になるんですけど、先ほども市長のほうで答弁を申し上げたとおり環境省のほうで管理しているという範囲でございます。国のほうにおきましても新聞の記事、それから市のほうからも連絡してどのような対応がということで連絡をさせていただいた中では承知していますけど、サルの被害が出ていないのでありますので、これから被害が出た場合には対応するというので、そのところについては市と連携をしながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから2番目の大泉町に被害がないので、それも含めるべきではないかということですが、先ほども答弁させてもらいましたとおり被害がない場所が、大泉が入っていないということですので、今後被害等があればそれを含めていく。ただ、計画書に載っていないなくても実際、サルの被害等がある場合につきましては猟友会等をお願いをいたしまして、サルの対策については早急に実施してまいりたいという考えでございます。

それから先ほどの3番目の、武川のほうでサルの頭数が増えているということがいずれ八ヶ岳でも出てくるというご質問でありますが、サルにつきましては農業被害もありましたり、いろいろな被害があるということの中で、県のほうから管理捕獲の割り当て頭数をいただいているという中で毎年個体数減らしてそのへんの対応の調整をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再々質問させていただきます。

もう数十年も前の話ですけども、ある専門の調査が神奈川県湯河原でありました。湯河原でサルを捕まえてマーキングするわけです。そのサルがどこで見つかったかというところ伊豆半島の先っぽの田町というところですよ。伊豆半島を縦断して移動しているんですね。それから軽井沢の被害も専門家が碓氷峠をずっと調査していて、いよいよ軽井沢が危ないといってから2、3年で被害が出始めています。北杜市に今、そういう専門の調査隊が入っているかどうか。継

続してずっと調査をして、どこでどういうふうサルが動いていて、農業被害だけではなく、全体的な被害です。そういう調査をしているのかどうか。それをきちんとまとめて被害が出る予測を立てているのかどうか。そこらへんの活動について、お聞きします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員の再々質問にお答えします。

サルが遠方のほうまで出ていると、そういう調査をしているかということですが、北杜市におきましては信州大学にお願いをいたしまして、そういう調査情報を得ております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月28日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時34分

平成 2 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 8 日

平成27年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成27年9月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成26年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成26年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成26年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成26年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成26年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成26年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成26年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第23 | 議案第71号 | 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第72号 | 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第73号 | 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について |

- 日程第26 議案第74号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第75号 北杜市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第82号 財産の貸付について
- 日程第29 議案第83号 市道路線の認定について
- 日程第30 請願第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第31 議案第69号 北杜市立認定こども園条例の制定について
- 日程第32 議案第70号 北杜市立病児・病後児保育園条例の制定について
- 日程第33 議案第76号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第77号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第78号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第79号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 発議第3号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第38 発議第4号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第39 議員派遣の件
- 日程第40 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
子育て支援課長	小澤章夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめお手元に配布したとおりであります。

次に峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会、坂本静君、報告をお願いいたします。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

平成27年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会の報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告をさせていただきます。

平成27年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が9月4日（金）、午後2時より企業団事務所議場において開催されました。

出席議員は小野光一議員、原堅志議員、野中真理子議員、小尾直知議員、渡邊英子議員、中村隆一議員と私の7名でした。

今回の定例会では北杜市議会議員構成の改変に伴いまして、峡北地域広域水道企業団議会副議長の選挙が行われ、岩下良一議長による指名推薦により北杜市議会選出の私、坂本静が副議長に選出されました。このほか、峡北地域広域水道企業団監査委員であります五味武彦監査委員より、決算審査意見書の報告および経営健全化審査意見書の報告が行われました。

白倉政司企業長から今定例会に提出されました決算の認定を含めた議案1件、報告案件1件の計2件について、その概要を説明いたします。

まず議案第4号 平成26年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてですが、平成26年度の収益的収支における水道事業収益の決算額は14億6,887万2,789円であり、その主なものは給水収益の11億376万円であります。

なお年間総供給量は830万1,638立方メートルであり、そのうち北杜市へは年間495万4,660立方メートルを供給し、給水料金は6億9,970万5千円となりました。また、北杜市の基本水量に対する使用率は約76.5%であり、前年度と比較いたしますと約1.1%の増となりました。

一方、水道事業費用の決算額は12億8,544万6,233円であり、その主なものは営業費用の11億6,172万2,077円であります。

これらの状況から当年度純利益は1億8,026万1,447円となり、その他未処分利益剰余金変動額の8,530万5,745円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億6,556万7,192円となりました。

なお、この剰余金につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため減債積立金及び建設改良積立金として処分し、その他未処分利益剰余金変動額の8,530万5,745円については、資本的収支における不足額への補てん財源として自己資本金へ組み入れるものであります。

次に資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金であります4,214万5千円の収入に対し大門浄水場薬品注入室水質計器更新工事、大門系ITV制御装置更新工事など総額8,523万5千円の建設改良事業を行ったほか2億1,742万8千円の企業債元金を償還した結果、合計3億266万3千円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しております。

次に報告第1号 平成26年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてであります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成26年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告されました。

以上、このたびの企業団議会定例会に提出されました諸案件につきましては、いずれも原案のとおり可決および認定されました。

なお、今定例会における一般質問の通告はありませんでした。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第22 認定第22号 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別任委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○決算特別委員長（中嶋新君）

委員長報告をいたします。

北杜市議会議長 千野秀一様

決算特別委員会委員長 中嶋新

決算特別委員会委員長報告

決算特別委員会は、去る8月31日の平成27年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を9月7日、8日、9日、10日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたのでその経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

- 認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第7号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第8号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第9号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第10号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第11号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第12号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第13号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第14号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第15号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第16号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第17号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第18号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第19号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第20号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第21号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第22号 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上22件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「地方消費税交付金のうち、税と社会保障の一体改革によって消費税引き上げ分が社会保障費に充てられることになっているが、社会保障財源分9,297万1千円の算定の詳細は」との質疑に対し「地方消費税交付金（社会保障財源分）については、消費税引き上げに伴い増額される分である。ただし、平成26年度は交付される初年度であり、平成26年1月に国から出された「引き上げにかかる地方消費税収の使途の明確化」の通知では、引き上げ適用前の消費税率も含まれ、適用後の消費税率も国から県に払い込まれるまでに一定の期間がかかることから、平成26年の算定については「地方消費税収の12分の2に相当する額を社会保障費に充てる」ことが示されている。なお、平成27年度以降は引き上げ分の満額が交付されることになっている」との答弁がありました。

次に「市税の6,750万円を不納欠損としているがその概要は。5億円の収入未済額についての経過は」との質疑に対し「不納欠損の件数は2,692件であり、生活困窮や所在不明、滞納処分をする財産がないなどの理由により約4,700万円、時効を迎えたなどの理由による約2千万円があった。収入未済額の5億円については、平成26年度当初に約5億4,900万円あり、このうち約1億900万円を徴収し約5,900万円を不納欠損とした。この結果、滞納未済額を約3億8千万円まで圧縮することができた。これに現年分の収納未済額約1億2,100万円が加わり、平成26年度末には約5億200万円の未済額となり、当初調定からすると約4,700万円圧縮することができた」との答弁がありました。

次に「デイサービスの利用状況は。デイサービスごとに指定管理の納入金が異なる理由は」との質疑に対し「デイサービスの施設ごとの利用者数は大泉が4,831人、武川が8,994人、高根が6,343人、小淵沢が6,904人、須玉が1万201人である。収入は利用者数によって増減するが、経営状況については人件費や管理費が影響する。特に人件費による影響は大きく、社協は正職員により運営されていることから人件費の影響は大きい。須玉については収支状況も良い上に少しずつ正職員が多くなっているが、人件費による影響が少ない状況である」との答弁がありました。

次に「ファミリーサポートセンターとほくとハッピーワークの利用状況は」との質疑に対し「平成26年度のファミリーサポートセンターの利用実績は1,116件であり、半数が保育所等のお迎えであった。また、ほくとハッピーワークの利用実績は相談が538件あり、そのうち248件が就労に結びついた」との答弁がありました。

次に「平成26年度途中から、重度心身障害者医療費の自動償還払いが始まったことによって窓口無料化によるペナルティがなくなるが、その額と市の財政への影響は。また、自動償還払いに対する利用者からの声はどのようなものがあるか」との質疑に対し「重度心身障害者医療費の窓口無料化によるペナルティは、平成25年度が市分としては2,389万8,111円。平成26年度は1,874万3,911円と推定される。県分を含めると平成25年度が約4,800万円、平成26年度は約3,800万円となり、今後ペナルティがなくなることによる財政に対する影響は大きい。直接利用者からの声は届いていないが貸付を受けている5名の方からの声に注視していきたい」との答弁がありました。

次に「簡易水道事業特別会計の繰出金の詳細な内容は」との質疑に対し「公債費繰出金は水道事業の起債の償還に対する繰出金であり、管理費繰出金は水道事業を運営していくための管理費用の不足に対する繰出金であり、建設改良費繰出金は道路工事等による移転補償費である」との答弁がありました。

次に「道の駅南きよさとおよび道の駅はくしゅうに設置した急速充電器の利用状況は」との質疑に対し「本年8月までの利用件数は南きよさとが166件、はくしゅうが134件、また市役所本庁が346件、道の駅こぶちさわが326件の利用があった」との答弁がありました。

次に「花パークフィオーレ小淵沢の指定管理の状況と関連する昆虫館の委託業務の内容および委託費の根拠は」との質疑に対して「花パークフィオーレ小淵沢については、平成26年度より指定管理者制度を再度導入した。指定管理者がほかの企業と連携し、観光バス等呼び込み誘客を図ろうとしたが、思うように誘客ができない状況であったが体験型の事業については良好であった。また昆虫館については、平成12年10月10日付けで小淵沢町と安曇野蝶類研究所との間で20年間の委託契約を締結し、委託内容は施設の管理運営業務、昆虫標本等の

展示およびその管理運営等であった。委託料については、入園料収入の30%を委託料とする契約としていた。その後、指定管理者が運営困難であったことから平成20年4月より市直営施設として管理運営を行うことになったことに伴い、話し合いの結果、同じ時期に単年度の委託契約を結び、同意事項として管理費は固定方式として直近の入場者数による委託料から勘案して年間1千万円とし、委託金額から光熱水費等の施設管理経費を差し引くこととなった。委託料については、年額を定めてから期間も経過しているため、実情に見合う金額とするよう協議を行うとともに適正に管理できるよう努めていく」との答弁がありました。

次に「松くい虫防除を委託した成果は」との質疑に対し「被害木調査委託では、材積にして997.02立方メートルの松くい虫の被害状況調査を行った。松くい虫被害対策事業委託では、標高800メートル以上の最先端地域において材積にして198.75立方メートル薫蒸処理を行った。森林整備加速化・林業再生事業委託では、最先端地域周辺の衛生伐地域において、薫蒸処理445.65立方メートルと薬剤処理352.62立方メートルを行った。市単独松くい虫被害木処理等作業委託では、前の2地域以外で補助対象外の地域において材積にして325.81立方メートルの伐倒処理を行った」との答弁がありました。

次に「小淵沢駅舎・駅前広場整備事業の計画策定委託の詳細は」との質疑に対し「整備計画の策定については、東京藝術大学に小淵沢駅周辺地域の活性化計画を委託し、小淵沢地域の特性や駅舎・駅前広場を一体的に整備する計画で、駅を中心とした観光および商店街の活性化を目的に業務委託している。平成26年度は、駅舎2階につくられる多目的スペースの活用検討や小淵沢駅周辺地区都市再生整備計画事業推進協議会へ活性化案を提案した」との答弁がありました。

次に「長坂総合スポーツ公園がほかの施設と比較して指定管理に伴う委託料が多い理由は」との質疑に対し「平成26年度にはインターハイが長坂スポーツ公園で開催され、大会実施に向けて芝等の管理をお願いしたことから、通常の維持管理費のほかに施設の管理費が増加したためである」との答弁がありました。

次に「学校給食における地産地消の率と仕入先の詳細は」との質疑に対し「地産地消の率は平成26年度45%の目標に対して44.4%であった。仕入先については、企業や新規就農者のグループなどから有機野菜など、夏場をメインに米やジャガイモなど北杜市産の野菜を納入してもらっている。今後も納入業者の適正管理に努めるとともに北杜市産の野菜を積極的に仕入れていく」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「はじめに重度心身障害児・障害者の医療費窓口無料化が昨年11月に廃止された。市の支出に対してペナルティ分が減ったと歓迎する向きもあるが、病院にかかる度に医療費を用意しなくてはならず病院にかかりにくくなっている。また、リハビリの回数を減らしている状況と聞いている。次に、峡北広域水道企業団に給水料金として約7億円の支出をしている。実際には責任水量の75%しか使用していない。使用した水量だけ支払えば1億5千万円、支出が節約できる。過大な水需要のもとにダムを建設した山梨県にその負担を求めるべきである。次に、社会保障・税番号制度の運用に向けたシステム構築の委託料が計上されている。日本年金機構から125万件の情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安が強まる中で、当初予定していた基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延期された。しかし、年金機構以外の公的機関などで万全の状況がつけられているとはいえずマイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さは計り知れない。情報保護に不安を感じる人も増え

ている。延期しても国民に何の不利益もない。次に、北部ふるさと公苑地域対策補償料が支出されている。地域に迷惑料としての意味はなくなっているにもかかわらず20年以上も補償を行っている。よって認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する」。

一方「歳入総額が335億4,758万2千円、歳出総額325億3,736万8千円である。これらの主な状況を鑑みると報告第7号にある北杜市健全化判断比率では実質赤字比率、連結赤字比率ともにゼロであり良好である。また、実質公債費比率は前年度が12.9%であったが11.0%に改善され、将来負担比率は26.9%と大きく改善されている。基金については185億円となり、合併時から135億円改善されている。市債残高については平成26年度末で724億円とピーク時から285億円改善され、それら2つを合わせると420億円の改善がみられた。このことは多くの職員の努力により、有利な交付金、補助金、起債を活用し、基金運用に対しても長期・中期・短期の資金運用をしてきた経過があり、その成果が平成26年度の決算に表れている。実質単年度収支を見ても31億4,476万円となっており、今後想定される普通交付税の削減にあたり、まずまずの準備ができているといえる決算である。子育て支援・定住・幸住県のすべての計画において数値目標が現実のものとなっている。重度心身障害者窓口無料の廃止については重度心身障害者の方は生涯医療費が無料であり、昨年中途から還付方式に変更されたが、決算状況を見るとさほど医療費に変化は見られず、県が示した借入れ制度を使い、また相談に対応するなどの成果により件数・金額ともにさほど医療費は減額していない。次に、峡北広域水道企業団の責任水量制については、北杜市・韮崎市・甲斐市の連携のもとに企業団を設立し、その運営負担金はこの水道料金に含まれている。広域水道企業団から供給される命の水が料金を支払わないことにより安定的に供給できなくなると、ほかに水源を確保する必要が生じることから負担をしていくべきものである。また、マイナンバー制度については自治体の行政効率や福祉の面、税制の面において運用すべきとの国の指針のもとに進んでいる。制度が施行されないと転居した場合に、転居先において切れ目なく福祉サービスを受けることが困難になるケースもあり、税情報の共有化により自治体は適切に生活保護などの福祉サービスを提供できることになる。よって認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「医療費の通知は、医療機関の架空請求を防ぐために送付していると思うが不正はあるのか」との質疑に対し「不正の実態はないが、医療費の通知についてはマッサージや整骨医などからの架空請求の抑制にはつながっている」との答弁がありました。

また「医療費の抑制策として国はジェネリック医薬品を推奨しているが、北杜市の使用状況は」との質疑に対し「国民健康保険の保険給付費のうち、調剤費の占める割合は約20%でありジェネリック医薬品差額通知事業による効果額は約92万円である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「介護予防給付費が平成25年度に比べて減少した要因は。また、要介護度によって利用できるサービス費用は在宅であっても施設であっても同じだと思うが、施設介護サービス費を減

少させようとする利点は」との質疑に対し「介護予防給付費が減少した要因として、平成24年度より実施してきたふれあい処事業やふれあい広場事業の事業効果により、介護予防給付費が抑えられたものである。また要介護度ごとに利用できる額は同じではあるが、毎日利用する施設サービスと比べて在宅サービスは利用額が少ない。市としては、施設介護サービスの利用を減らすということではなく、在宅で生活ができるようしっかりと支援をしていく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「一般会計からの繰入金について基準内・基準外それぞれの額は。昨年と比較して基準外が増えている理由は。どのような基準で額が決まるのか」との質疑に対し「平成26年度の基準内繰入額は3億8,327万1千円、基準外繰入額は3億5,827万3千円である。平成25年度の基準内繰入は3億8,191万1千円、基準外繰入は3億5,046万3千円であった。基準内繰入は総務省の基準に基づき起債の償還等に充てるものが主であり、基準外繰入は施設の整備や維持管理費の費用で、使用料等で賄えない費用を繰り入れているものである」との答弁がありました。

また「湧水の使用料を支払っているが支払額と支払い先は。使用料の算定はどのようになっているのか」との質疑に対し「湧水の使用料については大泉町の谷戸組に286万4千円、西井出組に407万1千円、長坂町の女取湧水については三ヶ区に500万円、姥ヶ懐湧水については日野区に76万円、大井ヶ森区に84万円、高根町の檜山土地改良区に150万円支払っている。各水利権者と協定を結んでおり、一例として大泉町については3年に一度協定を結び直している」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「一般会計から7億4,100万円の繰入金があり、本来、水道事業会計は使用料により賄われなければならない。一般会計からの繰入は、特別会計の本来の姿からすれば望ましくないものである。市はアクションプランの中で繰入金を削減していくとのことではあるが今後、少子化によって人口の減少が予想され、使用料収入も減少していくことが予測される。一方、昨年度と比較すると基準外繰入が増えている状況である。基準外繰入は工事等により不足した額を補っていることから今後も減少する見込みはない。この繰入金を減らすためには、ドラスティックな方法が求められるがその方法がなかなか見えてこない。将来、使用料収入が減少することが見込まれる中であって、今後も一般会計からの繰入金に頼ると一般会計の足を引っ張っていることになる。これらのことから、繰入金を削減していく必要があるのに基準外繰入が昨年より増えており、認めることはできない。よって認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に反対する」。

一方「歳入総額が24億3,346万4千円、歳出総額24億1,617万8千円である。収入の多くは10億円を超える水道使用料であり、施設維持・整備事業に取り組み、国県補助金を活用しながら歳入の改善に努めている。これ以上歳入を上げるためには、料金の値上げをするほかにない。市としては一部使用料金の値上げを行ってきたが、その目的は合併後の水道料金の平準化のためであり、4倍以上あった格差を解消するためである。過去の判例から格差を解消しなければならないことも経験してきており、水道料金を統一してきた。また、水道料金については現在係争中でもあるため、値上げについては、現時点では議論できない状況にあ

る。歳入を増やすためには水道料金をさらに値上げするしかないし、健全化も図れない。水道施設については、老朽化もあり整備していかなければならず基準外繰入もやむを得ない。一般会計からの繰り入れがなければ水道会計は破綻し、水道事業は立ち行かなくなる。本件は多くの補助金等を活用し、市民のコンセンサスも得る中で条例に基づいた使用料徴収を行った上での決算であり、安価で安心・安全な水を供給している。よって認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第7号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「下水道事業の市債借入の詳細は」との質疑に対し「借入は、まず下水道事業債については借入先が財政融資資金であり、条件としては30年償還の5年据え置きで元利均等・半年払い、借入率が1.2%である。資本平準化債については借入先が梨北農業協同組合であり、条件としては15年償還の3年据え置きで元利均等・半年払い、借入れ率が0.8%である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第8号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「使用料の滞納に対する対応は」との質疑に対し「滞納者への対応としては、上水道課や上下水道センターと連携し、戸別訪問等を行いながら滞納整理に努めている。今後、民間へ徴収業務を委託することも検討している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第22号 平成26年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

「塩川病院の経営状況は」との質疑に対し「3,558万7,251円の黒字となった」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の15件については質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

反対討論ですか。

（はい。の声）

○21番議員（中村隆一君）

認定第1号 平成26年度一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

以下、反対理由を7点にわたって述べます。

第1に重度心身障害児医療費窓口無料が昨年11月から廃止され、市のペナルティ分約1,874万円が減ったなどと歓迎する向きもありますが、重度心身障害児は病院にかかるたびに医療費を用意しなければならず、病院にかかりにくくなっています。またリハビリの回数を減らしている状況と聞きます。

第2は、広域水道企業団に給水料金として約7億円を支出しています。実際にはその76%しか使用していません。使用した水量だけ支払えば約1億5千万円、支出が節約できます。大きな水事業のもとにダムを建設した山梨県にその負担を求めるべきです。

第3は、マイナンバー社会保障税番号制度の運用に向けたシステム構築の委託料が計上されていることです。日本年金機構から125万件も情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安が強まる中、当初予定していた基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延期されました。しかし年金機構以外の公的機関で万全の対策がつけられている状況とは言えません。マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さは計り知れません。

内閣府の最近の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じる人も増えています。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても私たち国民になんの不利益もありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそ必要です。

第4は、北部ふるさと公苑地域対策補償料が支出されていることです。迷惑料としての意味はなくなっているにもかかわらず支払われています。この支出はやめるべきです。

第5は、リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟負担金を支出していることです。都市部の大深度地下、南アルプスの貫通など東京・名古屋間の86%が地下トンネルです。ユネスコのエコパークに登録された南アルプス、これを貫通するトンネル工事で水脈を切れば枯れるかもしれない南アルプスの天然水、膨大な建設残土が山積されるかもしれない南アルプスの麓の町や村、新幹線の3倍以上かかる電力を原発再稼働で賄うのか。1日1,700台ものダンプカーをまち中に走らせる。強力な電磁石の使用による電磁波の発生。3兆円の借金がある会社が9兆円もの事業に乗り出すことへの疑問。数々の疑問のあるリニア建設、リニア中央新幹線

を建設する必要はなく、景観と自然環境破壊を止めなければなりません。東海道新幹線や在来線の地震、津波対策こそ急務と考えます。

第6は、中部横断自動車道建設促進期成同盟会費が支出されています。景観と自然環境破壊をもたらし、多額の国費を使う高速道路建設は必要ありません。今ある国道の改良整備をすることこそが必要です。9月の関東・東北豪雨災害で茨城県など大変な被害が出ています。この災害の復旧に国費をまわすべきではありませんか。

第7は、平成26年度末の財政調整基金は47億円余あります。この2%、約9,600万円を使って高すぎる国保税を1世帯1万円、引き下げることができます。お金を有効に使って住民の負担を減らすことが今、求められています。

以上を述べて反対討論を終わります。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

議員全員で構成しました決算特別委員会で慎重審議した結果、先ほどの委員長の報告のとおり認定であります。基本的には委員会の結論を尊重すべきであります。

平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の状況は歳入総額335億4,758万2千円。歳出総額325億3,736万8千円。歳入歳出差引額10億1,021万3千円。実質収支額8億6,252万4千円であり、新しい時代の新しいふるさをつくろうと誕生した北杜市は10年目を迎えた中で、将来に自信を持てる北杜市づくりのために北杜市の一丁目一番地に財政の健全化を掲げて平成26年度の財政の運営に傾注し、その努力がうかがえます。

まず財政の健全化の指標となる実質公債費比率は11.0%で昨年度より1.9ポイント改善し将来負担率は26.9%であり、昨年度より25.9ポイントの大きい改善をされています。また26年度末の基金残高状況は185億円と前年度対比7.5%の増。合併時の50億円から見ると135億円の増額であります。また地方債残高は26年度末724億円と対前年度比5.4%の減。ピーク時からの推移を見ても17年度1,009億円から285億円の減で基金と市債を合わせると420億円の改善が図られています。積極的な財政の健全に努めている状況は高く評価するものであります。

なお、今後さらに厳しい財政状況が予想される中でさらなる財政健全に期待するものであります。

またこのような財政状況の中においても、少子化対策として子育て支援住宅の整備をはじめ子ども医療費助成の拡大、公共施設整理・統合や多機能化として生涯学習センターこぶちさわの改修、その他産業振興、防災対策、国際交流と観光の振興など北杜市の総合計画の着実な推進を図るための施策を効果的に実施したものと確信をしております。

以上のことから認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の討論といたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに原案に対する反対の討論はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

一般会計からは、簡易水道事業特別会計に基準内で3億8,327万1千円。基準外で3億5,827万3千円。合わせて7億4,154万4千円が繰り出されております。水道事業の運営は使用料、つまり売り上げで賄うことが原則とされており、一般会計からの繰り出しは本来の会計収支からすれば望ましくない姿です。

改めて平成26年度の繰り出し内容を見ると前年に比べ基準外繰出が136万円。基準外繰出が781万円。合わせて917万円の増となっており、基準外繰出は基準内繰出の約6倍に増えています。その年によって金額の違いはあるでしょうし、起債の償還や必要な工事があることは当然としても一般会計からの繰り出しが毎年繰り返されるということは、簡易水道事業特別会計の健全化に向かおうとする積極的な姿が見えず、財政運営が極めて厳しい本市の足を引っ張るものだと言わざるを得ません。

今後、予想される少子高齢化による人口減少はますます簡易水道会計の運営を厳しくさせるものと考えます。一刻も早く簡易水道会計の健全化を図り、北杜市の財政健全化に寄与する必要があります。そのための施策を示す必要があります。

以上をもって認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する討論とさせていただきます。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

平成26年度一般会計の認定に際しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、北杜市は合併以来10年を超え、大きな岐路に立たされている状況でございます。合併当時を振り返りますと多額の借金と、そして多くの支出をしなければならない状況が続いたわけでございます。その中で今回の決算を振り返るときに、その10年前の苦しみをよくぞここまで改善してきたというふうに言わざるを得ません。それにつきましては、市長をはじめ職員の方々が並々ならぬ努力と58歳制の定年制の受け入れ、人員削減をまずいたしました。指定管理者制度にも果敢に取り組み、その削減額は当初1億円ぐらいてございました。行財政改革大綱を作成し、行財政改革アクションプランを作成、それを着実に実行してまいりました。さらに多くの経済対策に対しましては、果敢に取り組んでいるわけでございます。

そうしたことから、本市におきましては多くの交付金、補助金を獲得しながらそれを通常事業に振替をしながら余ったお金を基金に積む。また起債の返還を行う。繰上償還を行う。そういった努力をしてまいりました。基金運用も短期、中期、長期というようにあらゆる支出、収入の想定をしながらしっかりと取り組んできたわけでございます。

市民の皆さまにも多くのサービスの低下もあったのかもしれませんが。議会も定数を26から22にした経緯がございます。そうした中で議会と執行部は一体となって、この問題に対峙してきたというふうに思います。それが一言に言って今回の決算の結果だというふうに思っております。

先ほど重度心身障害者につきましても、反対討論の中にごございましたが全国的に見ても重度

心身障害者の窓口の無料化というのは少なかった。そしてそのペナルティをどうしようかということの中で山梨県の苦慮の策として、どうしてもこの財政破綻を免れるために、これを実施していかなければならない舵取りを取ったわけでございます。そしてそれらの対応といたしまして、素早い還付方式のシステムの構築と、そして一時お金を借用するという制度を実施しているわけでございます。そういったことを鑑みまして、決算等見てみましても昨年度よりも大幅に医療費が、そこの重度心身の部分で少なかったというような決算にはなっていないように思います。

市民の皆さまに痛みは伴うわけでございますが、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

広域水道企業団、先ほど水道の問題がございました。水道につきましては約7億円以上の責任水道制に基づくお金を支出しているわけでございます。それはなぜか。広域水道企業団はたしか昭和59年当時設立されたというふうに記憶しておりますが、そのとき5つの自治体は須玉、明野、そして高根、長坂、大泉は自分たちの議会で満場一致でこれを受け入れることを議決した。そのことによって、今の広域水道企業団が収入源として公営会計を運営しているわけでございます。この問題については今さら議論をするまでもなく、その水道企業団を設立し安定した水を供給するという目的が最大の目的であると思うわけでございます。

水は命でございます。この水をより多く、ふんだんに使える環境をつくっておくということはこれからの北杜市にとって、また日本にとっても間違いなく私はプラスになると思います。併せてダム事業は治水、そして灌漑等にも貢献しているわけでございまして、今回の茨城で起きた堤防の決壊の上流には八ッ場ダムがあったわけでございます。ダム事業におきましても、その効果はてきめんに表われているわけでございまして、塩川、須玉川においてはダム建設以降、さほど大きな水害等の影響は出ていないわけでございます。

またマイナンバー制度につきましては、今、自治体クラウドというように叫ばれているとおり、国はマイナンバー制度へ舵取りをしたわけでございます。自治体が効率よく運営するためには、このマイナンバー制度を避けては通れないわけでございます。多くの社会保障制度や、そして多くの税情報、また個人情報等を自治体が瞬時に判断することによりまして、その世帯、その個人に対して手厚い制度の説明もできますし、その制度に移行することもできるわけでございます。たしかに個人情報の問題という問題もございますが、それ以上にこのマイナンバー制度の導入につきましては期待をするものでございます。

リニア整備新幹線の反対の声がありましたが、リニアにつきましても旧国鉄時代、50年以上の研究を重ね努力し、そして今まさに現実が目の前にきたわけでございます。日本の社会を振り返ってみますと、なぜ日本がこのように世界へ経済的に認められてきたかということは、それは技術の革新であると思っています。リニアは超伝導でございます。絶対温度に近くし多くの磁力を使い、その運用によってリニアは走ります。この技術はもしかしたら世界を変えていく可能性もある。また新幹線は変えてきたわけでございます。

多くの技術者たちが、多くの思いが詰まったこの事業でございます。北杜市がそれに賛同の意を表するのは当然のことというふうに思っております。

中部横断自動車道にしても同じでございます。今、南部区間、清水からの区間につきましては平成29年度に供用開始となっております。そして北部区間、長坂・八千穂に関しましては計画区間から整備区間にあげるべく計画段階評価が終了し、そして環境アセスメントにかかる

方法書の認可があり、そしてこれからその計画が示され、沿線に関わる環境アセスメントを行う範囲、またルートが今後決定していくように考えております。

反対の皆さまのお声もあるわけではございますが、それ以上にこの中部横断自動車道に期待する市民は多くおられるというふうに私は確信しているところでございます。

平成8年の計画区間、長坂・八千穂が計画されてから多くの組長、そして多くの団体が要望、陳情活動を行ってまいりました。昨日今日のことでございませぬ。それゆえこの地元を走る中部横断道に対しまして当然、北杜市はその後押しをしていく、また多くの市民の皆さまのニーズを実現していく、それは市の責任であるのかもしれない。

先ほど国保会計におきまして1世帯1万円を差し上げたらどうかと。財政調整基金が47億円もあるんだから崩したらいかかというお話がありました。しかし1世帯に1万円という金額が妥当であるかということに対しては、私はそれはあまりにも思慮のないお考えであるというふうに思っております。その世帯がもし多くの預貯金を持ち不動産を持ち、収入を持っている方にまで1万円を差し上げる必要は私はないと思います。政治はあくまで弱者救済であり、弱い立場の方をどのようにお守りしていくのか。また手を差し伸べられるのか。また自立していけるのか。それを考えるのが私は政治だというふうに思っています。

そういった観点からいきますと国保会計におきましては当然、所得割、資産割等もございまして、それによりまして国保税が決定しているわけでございます。当然、生活保護世帯は免除になっているわけでもございまして、低所得者についてもそれらの減免措置があるわけでございます。減免措置を拡充するというお考えならば分かりますけれども一律1万円というお考えはあまりにも拙速がない、思慮が浅いお考えだというふうに私は思うわけでございます。

北杜市の普通会計の決算におきましては、例年ではございますが財政調整基金を崩しませんでした。そしてなおかつ、臨時財政対策債も当初の予算では8億円でしたが、結果12億円を超える臨時財政対策債の発行の可能額となったわけでございます。しかし北杜市はそれを行わなかった。将来にそれは交付税として、元金と利子が交付税として算入されるわけでございます。それらの効果は今後、私どもの市政におきまして大きな価値を見出していくというふうに思っているわけでございます。

本年の実質単年度収支は31億円を超えました。これは近年になく良い数字かなと思っています。そしてなぜ、ここまで北杜市が絞らなければならなかった理由は現在、市税は69億円でございますが、この多くは固定資産税が後押しをしている現実もあります。固定資産税につきましては、今後その年数が減れば減るほど見直しによって減っていつてしまうわけでございます。企業誘致等を行っても固定の部分につきましては、やはり免除していかなければならない。農業法人等が来られても、その部分については後押しをしなければならないので、そこにあまり期待をしていくわけにもいかない。そういった現実があると思います。

そして否が応でも国はこれから地方交付税の削減に向かっていくのは間違いございません。そのときの準備のために準備に準備を重ね、そして今ある夢を広げていくということが大事かと思っています。そういった意味では子どもに対して多くの子育て支援策を行っておりますし、昨年は子育て支援住宅の計画を立てたわけでございます。子育て支援住宅につきましては、当初は公営住宅法による住宅を建てようとしたしましたが、ミキハウスやまた多くの皆さま方の念願をかなえる。そしてその後、定着をさせる、いろんな住宅の制度をつくるにはどうしても単独事業で賄わなければならなかった。そういった中でこの平成26年当時、それをどうするか

という検討をしたわけでございます。そしてその舵取りは、解体費用からすべて賄える合併特例債を充当しようというお考えになった、26年当時でございます。

いろいろ振り返らせていただいておりますが、そのようないろいろな施策を行い、頭を下げお願いをし市民にも理解をいただき、いろんなことをしてまいった現実であります。たしかに水道裁判という係争も行っているわけでございますが、この係争につきましては一審におきましては市の主張が認められております。住民説明においても市、また議会の特別委員会の審議をもって説明されているという解釈を裁判官はされているわけでございます。

いろいろな苦しみ乗り越えながら今日に至っております。その頑張った結晶が平成26年度、10年間の歩みとして現実にはこの数値に表われてきたというふうに私は思うわけでございます。それらをすべて飲み込みながら、よかったこともありました、苦しかったこともありました。対応としてももしかしたら失敗したこともあったのもしれません。しかしすべて全力で取り組んできた。これが平成26年度の決算に如実に表われていると考えるところでございます。

以上をもちまして、平成26年の決算認定に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する立場で討論をいたします。

平成26年度の財政の健全化判断比率は大きく改善され、これは市民のご協力と執行側の努力の結果と高く評価するものであります。しかし平成26年度の公有財産の売却の一部につきまして納得のいかなないものがありますので、私はこれを反対いたします。

売却された公有財産の土地につきましては県の防風林、その他が同じ土地単価で売られております。県の防風林につきましては大変縛りがきつく、近隣の売買価格よりも格段に安い価格でもある程度は納得するものであります。しかし、その他の土地も一緒だということは納得しかなるものであります。公有財産の売却につきましては、維持管理費が市の負担からなくなり売却収入を得るという大変大きなメリットがあります。周囲の納得のいく適正な価格の中で売却収入を多く得て、財政に寄与するという視点をもっと必要なのではないかと思います。

また県の防風林につきましては、もちろん民間が管理することもあり得ることは分かります。しかしこの土地に関しては登記簿上は原野となっており、県の防風林という地目になっておりません。ということはこれから土地が転売されたり、それから名義が変更していく過程で、この防風林が維持されていくかどうかということは不安材料もあるわけです。事実、市が売却した個人の名義ではなく、現在は会社の名義に変更されております。やはり地域の人たちの安全を守る、そういう覚悟を持ってこういうことは市が管理するべきものと私は思います。

以上の理由をもちまして、この決算の認定に反対するものです。

以上です。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成の発言を求めます。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討

論させていただきます。

決算特別委員会において審査した結果は委員長報告のとおり認定であり、決算特別委員会の結論を尊重すべきであると思います。新しい時代の新しいふるさをつくろうで誕生した北杜市、平成26年度は10年目の区切りの年として北杜市の財政健全化を一層推し進めるとともに、常に改革とチャレンジ精神を持って将来に自信を持てるふるさと北杜市をつくるべく事業を行ってきたことは多くの市民が認めるところであります。

合併市の大きな課題は財政の健全化であります。白倉市長のもと市民と行政が一体となって、これまで取り組んできてまいりました。この成果は平成26年度末の全会計資産残高ピーク時285億円減少し、基金保有残高は合併時から135億円増加するなど10年という1つの区切りとして大きな成果であると思います。

これらは北杜市総合計画をその基盤として、国・県等の動向を注視する中で普通交付税縮減等を見据え人口減少、少子高齢化への備えを見越した地方債の繰上償還、将来の地域づくりのため、合併特例債を活用した基金積み立てなど財政の中・長期見通し、行財政改革アクションプランなど成果といえます。

一方、人口減少、少子高齢化などは地方自治体の存立自体を危うくする要因となっております。今後の行財政運営を見通すと、なお一層複雑化しており対応には地域のあらゆる資源の活用と近隣自治体との連携を含めた高度の創意工夫に満ちた対応が求められます。

このような状況を踏まえ恵まれた自然環境、首都圏からの利便性および豊富な観光資源、農業資源などの地域特性を最大に生かしたふるさと北杜市を実現するため、北杜市定住促進計画をいち早く策定しました。このことは北杜市人口ビジョン、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンなど、現在国で進めている総合戦略の一步先を行くものであります。

わが北杜市では財政の健全化とともに将来の北杜市の礎となるため、積極的に投資を行いました。子育てにやさしい住宅整備として須玉地区に子育て支援住宅の建設や大泉地区、武川地区への建設に向けての準備など少子化対策、耕作放棄地解消事業による大規模農業生産法人との企業参入など農業の振興と雇用の確保などを取り組み、また一方では子どものすこやかな成長と保護者の負担軽減を図るため、子ども医療費助成など対象年齢を小学校6年生まで引き上げるなどがあります。

合併10年目の北杜市の行財政運営は財政の健全化とともに、将来に自信が持てるふるさと北杜市をつくるべく事業を積極的に行い、ベンチャー自治体北杜市としてバランスの取れた行財政運営はきっと大きく花開くことと確信しております。

また先ほど反対討論がありました不動産売払については、北杜市未利用地売却事務処理要領に則り適正に処理されており、売却価格についても不動産鑑定を実施して適正に処理されております。

以上、認定第1号 平成26年度北杜市一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時35分。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時35分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対するということで。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論させていただきます。

北杜市簡易水道事業特別会計には一般会計から基準内、基準外、合わせて7億4千万円余りの繰り入れがなされております。このことは水道事業会計の趣旨からすれば望ましくない姿だということは、先ほど一般会計の認定の際に指摘させていただいたところです。

言うまでもなく簡易水道事業には大きな金額が伴う施設改修費等が必要です。そのための資金として一般会計からの繰り入れをしなければ簡易水道会計が成り立たないことは理解できますが7億4千万円余りの繰り入れを無条件に認めるということはいかがなものでしょうか。この繰り入れを少しでも削減しようとする取り組みを示すことが必要と考えます。

例えば責任水量制という、つまり使っていない水に対して受水料を支払うという制度の見直しなど工夫の余地はあるはずです。今後、交付税が縮減される一方で医療費をはじめとする福祉関連の財源はますます必要になり、特別会計の繰り入れを少しでも減らす努力をしなければ、ただでさえ苦しい、厳しい、北杜市の財政はますます逼迫することになると思います。

加えて、少子高齢化に伴う人口の減少で水道使用料は少なくとも大きく増えていくことは望めないと思います。だとすればいかに出費を抑えるかという工夫は、これは簡水事業だけではないと思いますが、すべての事業に求められることです。

以上をもって認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対する討論とさせていただきます。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

上村英司君。

○1 番議員（上村英司君）

認定第6号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論をいたします。

歳入総額24億3,346万4,777円。歳出総額24億1,617万8,676円であります。

まず水道は日常生活に直結し生命・健康を守るための欠くことのできないものであります。水道事業を経営する地方自治体は、地域の自然的・社会的諸条件に応じて適正かつ能率的な運営に努めることが求められております。北杜市においても市民に安定的に安価で水道水を供給するという使命があります。水道設備維持には10億4,771万4,986円がかかっており、苦勞しながら水道施設を維持し水道水を供給している努力のあとがうかがえます。

また現年度分水道使用料徴収率は98.33%であり、100%ではありませんが大変高い徴収率を維持しております。水道事業債の償還金が7億1,875万7,548円と大きくなっております。これは水道施設をこれまで整備した経費にかかるものであり、現在、水道を使う多くの方が利益を受けている支払いであり、この負担が大きくなっております。独立採算が求められる水道事業を考えれば使用料で賄うことが原則であります。過去また未来において北杜市の水道事業が健全に維持されていくためには、一般会計からの繰り入れも当然だというふうに思います。

また人口減少の影響による料金収入の減を見越して、平成32年4月の公営企業会計への移行を目指しております。民間企業のノウハウを生かし、収入の確保を図るため窓口業務、料金徴収業務、納入促進業務を民間に委託することに向けて検討も進められております。

このような過渡期ということもあり、固定資産台帳整備などの費用がかさんでおりますが平成32年の法適用へ向けた取り組みが計画に進められております。こうした人口減の未来も見据えた事業が進められているということも高く評価できるということもあり、認定第6号に賛成といたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

次に反対討論はございませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第１４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１４号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１５号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第１５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１５号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１６号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第１６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１６号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１７号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長(千野秀一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第30 請願第3号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書までの8件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第71号および議案第82号について報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○総務常任委員長（小尾直知君）

平成27年9月15日

北杜市議会議長 千野秀一様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、8月31日の本会議において付託されました事件を9月15日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第82号 財産の貸付について

以上2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

「個人番号カードの不正取得、カードの偽造、なりすまし犯罪を防ぐことはできるのか。また通知が届かない世帯の対応は」との質疑に対して「国において特定個人情報保護委員会を設け情報の漏えいを防ぐための監視・監督を行っている。情報提供については、情報提供ネットワークシステムを介することになるが、情報漏えいについては全体を総括する総務課、システムを管理する管財課、個人番号カードを発行する市民課等と連携しながら情報漏えいに対して万全を期していく。通知が届かない世帯を想定し、9月より市民課に臨時職員を配置し問い合わせ等のフォローをしていく」との答弁がありました。

また「個人情報の漏えいに対する対策は。また、カードの発行の準備状況と通知の送付は市民課が行うのか」との質疑に対して「個人情報の漏えいに対する準備として情報セキュリティマニュアルを作成し、情報の管理・徹底に努める。システム面においても対策を講じていく。マイナンバーの送付準備については、庁内連携を図りながら10月5日の通知カードの発行等に対応できるよう準備を進めている。カードの発行は市民課の所管であるが、10月5日以降の発行事務は地方公共団体情報システム機構に委託して行う」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「マイナンバーは、日本国内に住民票を持つすべての国民に12桁の番号をつけ、国が管理し税や社会保障の手続きなどで使用する仕組みである。現在は年金や税金、住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されているが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能になり、行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが外部に漏れ出せば悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなる。10月からの番号通知後、来年1月から税金事務、雇用保険などの事務で使用する計画で、身分証明書として使えると便利さを売り込むが、マイナンバーを持ち歩くことは個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が上がっている。改正法は健康情報や銀行口座などとマ

イナンバーを結びつけるなど民間分野へ拡大することを盛り込んだが、範囲を広げるほどリスクは高まる。日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安が強まる中、当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延長したが、年金機構以外の公的機関などで万全の対策がつけられている状況とはいえない。年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ情報保全措置が不十分な自治体が存在する実態が判明した。マイナンバー運用までに対策が間に合う保証はない。マイナンバーが流出した場合、被害の大きさと深刻さは計り知れない。従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則付きで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も立ち遅れている。中小企業は業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱えている状況である。10月から約5,500万世帯に簡易書留で送る通知カードが施設入所者中の高齢者など、200万世帯以上に届かない問題も判明した。1カ月で解消は困難であり、内閣府の最新の世論調査ではマイナンバーの内容を知らない人が半数以上である。情報保護に不安を感じる人も増えていることから、国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民になんの不利益もない。マイナンバーは実施中止を決断すべきである。よって議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対する」。

一方「番号制については個人情報の漏えいが危惧されるところではあるが、国としては住基ネットの経験を踏まえ、あらゆる方策を講じて個人情報保護のためのセキュリティを構築してきた。市としても情報セキュリティマニュアルにより情報漏えいがないように全職員に対して教育および遵守状況の管理を行い、システムの面でも外部との接続がないように環境を調えるなど担当課の連携を深め、情報漏えい対策に今考えられる最大限の方策を取っている。国は税や福祉など国民の平等性を保つためにマイナンバー制度を導入するものであり、市としても国の指針に基づきマイナンバー制度を実施する必要があることから、マイナンバーを管理・監視していくために今回の条例改正は必要である。よって議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第82号 財産の貸付についてであります。

「旧明野給食センターの耐震性は大丈夫か」との質疑に対し「施設は昭和58年3月に竣工し、新しい耐震基準に基づき建設されていることから耐震基準を満たしている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第72号から議案第74号および請願第3号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長（上村英司君）

平成 27 年 9 月 16 日

北杜市議会議長 千野秀一様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、8月31日の本会議において付託されました事件を9月16日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第73号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第74号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

請願第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

「住基カードはいつから使用できなくなるのか。また、住基カードは確定申告等においても活用できたが、個人番号カードでも活用できるのか」との質疑に対し「住基カードは発行されてから10年間は使用可能であるが、個人番号カードが交付された場合は引き換えることになっている。個人番号カードも住基カードと同じように申告等に使用することができる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論では「日本に住む人に一人残らずに番号を割り振り、国が情報管理するマイナンバー制度（社会保障全番号制度）の本格運用に向け、準備が加速している。番号の利用範囲を金融・医療に拡大する改正法を国会で成立させたのに続き、10月5日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送が開始されるが、多くの国民は制度を詳しく知らず情報漏えいへの不安を広げている。地方自治体や企業の対策も遅れており、こんな状態で厳重に保管が必要な番号の通知を始めることは個人情報情報を危険にさらすことになり、実施に突き進むのは無謀である。内閣府の最近の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上で情報保護に不安を感じている人も増えている。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく延期しても国民に何の不利益もない。マイナンバーは実施中止の決断をする必要がある。よって議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例に反対する」。

一方「マイナンバー制度に対しては個人情報の保護など不安もあるが、今回の条例改正は個人番号カード等が発行されたあとの再発行の事務処理に係る条例の改正であり、マイナンバー法が施行された場合、円滑に制度を運用できるようにするためである。よって議案第71号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第73号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

「大泉の放課後児童クラブを整備することに伴い、児童の安全確保策は」との質疑に対し「新

たに建設する敷地内に駐車場を整備し、進入路を東側のみとする。総合会館側は進入禁止とする」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第74号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

「子ども医療費助成金を拡大することによって対象となる人数は。財政的な負担額は」との質疑に対し「平成26年度決算ベースで、中学校1年生から中学校3年生まで1,181人が対象となる。影響額は1,896万7千円となる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてであります。

「OECD諸国並みの豊かな教育環境とは。教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に対する見解は」との質疑に対し「OECD諸国の中であって、国際比較をすると韓国に次いで1学級当たりの児童生徒数が多く恵まれた教育環境にない。日本は1学級あたり33人であり、先進国を見ると初等教育において平均21.6人以下、中等教育において平均は23.7人以下という状況にあり、1学級あたりの平均人数が日本は多く、他の先進国並みの教育環境を実現すべきである。教育の機会均等・水準確保等については国の対応は遅れており、義務教育の環境整備を進めることを求めたい。山梨県としては「はぐくみプラン」により教員を加配措置し対応しているが、本来、国が行うべきでありOECD諸国と比べてGDPに対する国の教育費は低い状況にあるため、義務教育に対する国庫負担を増やすべきである。また、財源については全国で小学校2年生だけ拡大すると16億円必要となり、中学校3年生まで拡大すると56億円あれば実現できる。政党助成金の6分の1の額があれば可能となる」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人以下学級を計画的に前進させることは可能である。公立小学校1年生で35人学級を制度化する義務教育標準法改正が2011年に成立し、附則第3項で政府は財源確保に努めるとしている。日本の教育機関への公的財政支出の対GDP比は3.8%で、OECD諸国の中では5年連続最下位となっている。OECD平均並みの5.6%まで段階的に引き上げていけば小・中・高校の35人以下学級の実現のみならず、一人ひとりに行き届いた教育を保障するための教育条件の整備と公立・私立ともに就学前から大学まで教育の無償化を進めることができる。よって請願第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に賛成する」との討論があり、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

議事日程で日程第30 請願第3号を請願第2号に訂正願います。

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほどの委員長報告書の3ページ、上段から4行目、議案第71号とございますが、これは72号ではないかと思いますがいかがでございますか。

○議長（千野秀一君）

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

すみません。3ページ目の4行目ですね、議案第71号となっておりますけれども、申し訳ありません、72号の間違いでございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（千野秀一君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。次に経済環境常任委員会から議案第75号および議案第83号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

平成27年9月17日

北杜市議会議長 千野秀一様

経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、8月31日の本会議において付託されました事件を9月17日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたのでその経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第75号 北杜市営住宅条例等の一部を改正する条例について

議案第83号 市道路線の認定について

以上2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第75号 北杜市営住宅条例等の一部を改正する条例についてであります。

「連帯保証人に国籍の制限はあるのか」との質疑に対し「国籍について規定はない」との答弁がありました。また「連帯保証人の規定を変更することによって生産人口を増加させることが目的か。連帯保証人に債務を請求したり、家財道具の処分をお願いするケースもあるが、これまでの対応に苦慮したケースはあったのか」との質疑に対し「入居要件を緩和することによって生産人口の増加が図られることになる。滞納者の対応については、差し押さえができないケースについては最終的に明け渡し処分を行っており、要件を緩和することによってトラブルが増加することにはならない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第83号 市道路線の認定についてであります。

「移管された道路の管理はどうなるのか。管理費の交付税等の財源措置は」との質疑に対し

「対象の県道については補修箇所の確認や県による舗装工事、アスカーブの設置、樹木の伐採を県が実施したあとに移管することになっている。その後は市で行うことになる。また、管理費用の財源としては、道路の延長や面積により普通交付税に算入されることになる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

いわゆるマイナンバーは、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号をつけ国が管理し、税や社会保障の手続きなどで使用する仕組みです。現在は年金や税金、住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能になります。行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の情報を効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーがひとたび外部に漏れ出せば悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。10月からの番号通知後、来年1月から税金事務、雇用保険などの事務で使用する計画です。顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使える便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が挙がっています。

改定法は検診情報や銀行口座などをマイナンバーに結びつけるなど、民間分野へ拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れのリスクは高まります。日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府の情報管理への不満が強まる中、当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月、延期しました。しかし、年金機構以外の公的機関などで万全の対策がつけられている状況とは言えません。

年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ、情報保全措置が不十分な自治体が存在する実態が判明しました。マイナンバー運用までに対策が間に合う補償はありません。マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さは計り知れません。従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則付きで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も立ち遅れております。中小企業は、業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱えている状況であります。

内閣府の最近の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上であります。情

報保護に不安を感じる人も増えております。国民の支持や理解が広がらない制度、急ぐ必要はなく延期しても国民にはなんら不利益はありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそ必要であります。

以上が反対理由であります。

○議長（千野秀一君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

社会保障税番号制度関連4法の成立公布により平成27年10月から個人番号を通知、平成28年1月に番号の利用を開始、平成29年からは情報連携の開始が予定されております。マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障税制度の効率性・透明性を高め国民にとって利便性の高い公平・公正な社会基盤、インフラであります。これにより正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となります。

また災害時においても、手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援にも活用できるものであります。さらには社会保障や税に関する各種行政事務の効率化が図られ、行政サービスを受ける際に住民票や所得証明書の添付が不要になるなど、国民の利便性の向上にも大きく寄与するものであると確信しております。

議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、国の番号法の改正を反映させたものであり、北杜市におけるマイナンバー制度の運用を行う上で個人情報の取り扱いを北杜市個人情報保護条例にしっかりと位置づける必要があることから、この条例改正案に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第71号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第71号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

反対の討論ですね。

○21番議員（中村隆一君）

議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論します。

日本に住む人に一人残らず番号を割り振り、国が情報を管理するマイナンバー社会保障税番号制度の本格的運用に向け、安倍政権が準備を加速しています。番号の利用範囲を金融、医療に拡大する改定法を国会で成立させたのに続き、10月5日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送を開始します。しかし多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。地方自治体や企業の対策も遅れています。こんな状態で厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは個人情報に危険にさらします。実施に突き進むのは無謀です。

G7、主要7カ国で日本のように全員強制、生涯不偏、官民利用の番号制度を導入している国はありません。アメリカ、カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ・イタリアは納税分野の番号を導入していますが、イギリスは国民IDカードを導入しようとして反対にあい中止になりました。導入したアメリカや韓国では銀行口座など大量の個人情報が流出して被害が発生し、見直しに追い込まれました。日本のマイナンバー制度は世界の流れに逆行する時代遅れの制度です。共通番号の導入で強権的徴収がさらに横行することになります。国民に負担増、給付削減を押し付ける共通番号は廃止しかありません。

以上を述べた立場から、北杜市手数料条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（千野秀一君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

まず個人情報の保護、企業の事務の煩雑さなど問題もありますが、しっかりと管理をしていただけるというふうなお話もいただいております。先ほど議案第71号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例が可決されております。この議案第72号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されるにしたがい、個人番号通知カードが発行されます。そのうち個人番号カードが発行されるわけですが、個人番号通知カードと個人番号カードの発行は無料ですが、万一紛失などをした際、再発行が必要となります。カードの再取得には通常の場合、再発行の手数料が掛かっています。個人番号通知カードの再発行は500円、個人番号カードの再発行は800円、この金額は国から示された価格に準拠して設定されています。また個人番号カードが導入されるにあたり、住民基本台帳カードの交付が終了することから同カードの手数料の規定を削るものであります。

マイナンバー制度が施行される場合、円滑にこの制度を運用するためには必要なことであり以上の理由により賛成といたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第72号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第75号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第82号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第83号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

した。

○議長（千野秀一君）

日程第31 議案第69号 北杜市立認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

それでは議案第69号 北杜市認定こども園条例の制定についてをご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

まず趣旨でございます。

児童が集団生活を通じ、すこやかに育ち学ぶことができる子育て環境を充実させるとともに子育て世代の移住定住を図ることを目的に認定こども園を整備することから、北杜市立認定こども園条例を制定するものであります。

次に制定の内容であります。

認定こども園事業の運営に当たり認定こども園の名称、位置、職員、事業等に関し必要な事項を定めるものであります。また本条例に伴いまして、他の関係する条例の一部改正を行うものであります。

それでは、条例本文2ページをお開きいただきしたいと思います。

この条例は第1条から第7条、それに附則を加えた構成になっております。

第1条では、趣旨を定めております。

第2条では設置を。第3条では定義。第4条では施設の種別、名称および位置について。第5条では職員。第6条では事業を。第7条では規則への委任を定めております。

施行日は平成28年4月1日であります。

なお、附則におきまして本条例制定に伴い北杜市営プール条例、北杜市立保育園条例、北杜市保育園適正規模等審査会条例、北杜市食と農の杜づくり条例の一部を改正、また認定こども園の利用者負担額を定める必要があるため、北杜市子どものための教育保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部改正を行っております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第32 議案第70号 北杜市立病児・病後児保育園条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長(茅野臣恵君)

それでは議案第70号 北杜市立病児・病後児保育条例の制定についてご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

まず趣旨でございます。

働きながら子育てをする世代への支援を充実させることにより、児童の健全な育成を目指すとともに子育て世代の移住定住を図ることを目的に病児・病後児保育園を整備することから北杜市立病児・病後児保育条例を制定するものであります。

次に制定の内容であります。

病児・病後児保育園の運営に関して名称、位置、職員、利用時間、休園日、保育料等に関し必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例本文2ページをお開きいただきしたいと思います。

この条例は第1条から第14条、それに附則を加えた構成になっております。

まず第1条では趣旨を定めております。

第2条では名称および位置を。

第3条では保育園の事業。

第4条では職員。

第5条、6条では利用時間、休園日について定め第7条では対象児童の要件。第8条から第10条では利用定員、利用登録、利用許可を。第11条では保育料。第12条、13条では利用の制限、許可の取り消し等を定め第14条で規則への委任を定めております。

附則によりまして、この条例は平成28年1月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第33 議案第76号 平成27年度北杜市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

それでは議案第76号 平成27年度北杜市一般会計補正予算(第2号)をご覧くださいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億7,355万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を306億6,492万8千円とするものでございます。

5ページをお開きください。第2表 継続費でございます。

10款教育費、4項社会教育費、史跡梅之木遺跡整備事業、総額2億155万2千円は遺跡の本体整備および周辺整備等の実施が複数年度にわたる予定であることから、年割り額を平成27年度4,199万2千円。平成28年度7,496万7千円。平成29年度8,459万3千円とする継続費を設定するものでございます。

同じページの第3表 繰越明許費補正をご覧ください。

追加といたしまして8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業(改築)5,

700万円は市道大武川線道路改良工事塩沢橋において仮設橋取り付けに伴う仮設道路の借地同意に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

その下の第4表 債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして子育て世代の移住定住人口の増加を図るため、市内において住宅を新築、購入、改修する子育て世代に対し住宅ローン利子の一部を助成する子育て住宅ローン利子補給事業について、平成27年度の交付決定者への助成期間が平成31年度までの5年間となることから期間を平成28年度から平成31年度までとし、限度額を2,400万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

さらに須玉小学校大規模改修に伴う仮設校舎の賃借および管理業務につきまして契約を締結するため、期間を平成28年度から平成29年度までとし、限度額を1億2,389万2千円とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に6ページの第5表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして合併特例事業債を9,640万円増額し、限度額を20億1,580万円とし、発行限度額の計を34億8,680万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますけれども2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税2億4,590万円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金313万6千円の増額は県単土地改良事業の受益者分担金300万円などでございます。

15款県支出金、2項県補助金5,451万7千円の増額は活力ある水田農業支援事業費補助金3,344万8千円などでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金3億7,159万6千円の増額は地域の活性化事業や須玉小学校の仮設校舎借り上げなどに充当する公共施設整備基金繰入金3億5,759万6千円などでございます。

20款諸収入、5項雑入194万2千円の増額は消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品の整備にかかる助成金138万7千円などでございます。

21款1項市債9,640万円の増額は道の駅こぶちさわと道の駅はくしゅうの駐車場整備、スクールバスの購入や車庫の設置などに充当する合併特例事業債でございます。

次に3ページをご覧ください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費1億4,084万8千円の増額は住宅の新築、購入、改修を行う子育て世代や空き家清掃などを行う空き家バンク登録者に対して助成する定住促進対策事業費1億1,700万円。市民バスの小型化を図る市民バス運行費1,966万6千円などでございます。

同款3項戸籍住民基本台帳費118万7千円の増額は、来年1月から交付される個人番号カードの情報更新などに必要なシステムの導入や端末機の増設を行う住民基本台帳管理費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費1,434万4千円の増額は事業費確定に伴う障害者自立支援費の国庫負担償還金などでございます。

同款２項児童福祉費５９０万円の増額は、平成２８年１月から医療費無料化の対象年齢を中学３年生まで拡大するための子ども医療費助成費２７２万９千円。新たに北杜市立病児・病後児保育園を開設するための保育所総務管理費および病児・病後児保育園費２４１万８千円などでございます。

同款３項生活保護費１，３４６万８千円の増額は、事業費確定に伴う生活保護費の国庫負担償還金などでございます。

５款労働費、１項労働諸費２千万円の増額は就労者などが入居するための賃貸住宅や社宅などを建てる個人や法人に対して助成する雇用対策事業費でございます。

６款農林水産業費、１項農業費１億４，８１８万９千円の増額は農事組合法人の機械設備整備に対して助成する水田農業構造改革対策事業費３，７０３万４千円。地域の活性化事業として農業用水路等の整備を行う団体営土地改良事業費２，２００万８千円。道の駅こぶちさわと道の駅はくしゅうの駐車場整備などを行う施設管理費３，５９８万９千円などでございます。

同款２項林業費１００万円の増額は国の補助事業を活用したニホンジカの処理加工施設の整備に対して助成する林業総務管理費でございます。

８款土木費、２項道路橋梁費２億５，２５０万８千円の増額は地域の活性化事業として市道の維持補修を行う道路維持補修費でございます。

同款４項住宅費８６７万８千円の増額は火災などの災害防止に加え、定住促進などに向けた市有地の有効活用を図るため、市営住宅を解体する住宅維持補修費でございます。

９款１項消防費１，３６５万１千円の増額は、地域の活性化事業として消火栓の設置などを行う消防施設整備費２８３万６千円。防災割り込み放送を行うための設備整備や機器の貸与購入助成を行う防災対策費９６１万９千円などでございます。

１０款教育費、２項小学校費１億３，１８３万６千円の増額は須玉小学校の大規模改修に伴う仮設校舎の借り上げなどを行う小学校施設整備費１億２，２１６万２千円などでございます。

同款３項中学校費９６７万４千円の増額は、市民バスの小型化に伴い単独運行を行うためのスクールバスを購入する中学校スクールバス運行経費でございます。

同款４項社会教育費１８１万４千円の増額は、八ヶ岳定住自立圏において圏域の活性化や文化の向上を図るため、市内ホールを活用した演劇による文化芸術事業を行うホール運営費などでございます。

１１款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費１，０４６万円の増額は台風１１号により罹災した畦畔などの復旧を行う農地農業用施設災害復旧費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７６号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長(千野秀一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第34 議案第77号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

議案第77号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920万5千円を追加し、予算の総額を39億4,442万5千円とするものであります。

今回の補正につきましては生活支援体制整備事業に対する国県支出金の交付決定、ならびに平成26年度介護保険事業の精算に伴う国県支出金等の返納金確定に伴う補正でございます。

2ページをご覧ください。まず歳入でございます。

8款1項繰越金2,810万5千円の増額は、国県支出金等の返納金の財源に充当するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費110万円の増額は生活支援体制整備の強化に対する人件費等の増額でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金2,810万5千円の増額につきましては、平成

26年度介護保険事業の精算に伴う国県支出金等の返納金確定に伴う増額でございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第77号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第35 議案第78号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

議案第78号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正により歳入歳出予算の総額にそれぞれ902万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,031万6千円とするものであります。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。

これは下水道事業債の借り入れ限度額6億6,280万円に400万円を補正し、限度額を6億6,680万円に定めるものであります。

2ページにお戻りください。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入であります。3款1項の国庫補助金は事業費の確定により451万円の増額補正であります。次に7款1項繰越金は51万円の増額補正。次に9款1項の市債は事業費の確定により400万円の増額補正となるものであります。

次に3ページの歳出でございます。

2款1項の事業費であります。須玉第一処理区および大泉処理区の管路敷設工事など902万円の増額補正であります。

以上が平成27年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。

以上よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第78号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第36 議案第79号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長(名取文昭君)

議案第79号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正により歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,282万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,964万4千円とするものであります。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

下水道事業債借入限度額1億8,810万円に2,170万円増額し、限度額を2億980万円に定めるものであります。

2ページにお戻りください。第1表 歳入歳出予算の補正であります。

はじめに歳入であります7款1項の繰越金は112万8千円の増額補正であります。

次に9款1項の市債は事業費確定により2,170万円の増額補正であります。

3ページ、歳出であります2款1項の事業費は市道および法定外道路の整備にかかる工事費として2,282万8千円の増額補正であります。

以上が、平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。

以上よろしくご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第79号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第37 発議第3号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります上村英司君から、提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

○文教厚生常任委員長（上村英司君）

発議第3号

平成27年9月28日

北杜市議会議長 千野秀一様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 上村英司

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたち一人ひとりに丁寧な教育を行うことは、未来への先行投資となり、子どもや若者の学びの場を切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなぐために必要である。

併せて、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費の国庫負担をしっかりと確保・充実する必要があることから、この案を提出するものである。

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

2015年度の政府予算が4月に成立しました。2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。附則に準じるためには、今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しております。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（30カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、是非とも、以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日

山梨県北杜市議会議長 千野秀一

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿

文部科学大臣 下村博文殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 高市早苗殿

以上です。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第38 発議第4号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者あります原堅志君から、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原堅志君。

○議会運営委員長（原堅志君）

発議第４号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、北杜市議会会議規則の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、お手元に配布したとおりであります。よろしくご審議の上、ご決議いただきますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第４号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第３９ 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第１５７条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第４０ 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第１０８条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりにすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

８月３１日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成２７年第３回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 ３時００分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂 本 吉 彦
議 会 書 記	清 水 市 三